

文化審議会著作権分科会
基本問題小委員会
報告

平成22年8月23日

文化審議会著作権分科会
基本問題小委員会

目 次

はじめに.....	1
第1章 論点の整理と状況の確認.....	2
第1節 論点の整理.....	2
第2節 デジタル・ネットワーク社会の進展と著作権制度の関係について.....	3
第3節 著作物等の関連事業を行っている事業者の取組.....	5
第2章 デジタル・ネットワーク社会に対する認識、評価について.....	8
第3章 著作権制度の果たす役割.....	11
第4章 今後の検討が必要な著作権関連施策に係る課題について.....	13
第1節 著作権法制に係る検討課題.....	13
第2節 まとめ.....	19
付属資料.....	20

はじめに

- 文化審議会著作権分科会（以下、「分科会」）では、近年、「著作権法に関する今後の検討課題」（平成17年1月24日文化審議会著作権分科会決定）に掲げられた課題や、政府の知的財産戦略本部から提言された検討課題などについて検討を進めてきた。
- 平成21年1月に取りまとめられた分科会報告書では、一定の結論を得ることができた課題がある一方で、引き続き検討を要することとされた課題や関係者間の意見調整を要することとされた課題があるとの指摘がなされた。
このように、一定の結論を得ることができなかつた課題が残った背景には、種々の課題について検討を進めるに当たって、著作権制度の在り方をめぐる基本的な認識について、関係者間において見解の相違があったためと考えられる。
- 本小委員会では、デジタル化・ネットワーク化が急速に進展している今日、著作権を取り巻く環境の変化は激しいものがあるが、こうした状況だからこそ、残された課題について検討を行うに当たっては、著作権制度の今日的な意義といった点について根本的な検討を行うべきであるとの認識の下、以下のとおり、様々な論点について有識者からのヒアリング等を通じて、検討を行ってきた。
- 第9期の本小委員会では、以下のとおり検討等を行った。
 - ① 第1回から第3回においては、「主な論点に関する議論の状況」及び「今後の議論の進め方」について検討を行った。
 - ② 第3回においては、「著作権制度の沿革とデジタル・ネットワーク社会が著作権制度に与える影響」及び「文化政策と著作権」についてヒアリング等を行った。
 - ③ 第4回においては、「日本におけるデジタルコンテンツ流通の円滑化と集中処理について」及び「モバイルコンテンツビジネスの現状と歴史」についてヒアリング等を行った。
- 第10期の本小委員会では、以下のとおり検討等を行った。
 - ④ 第1回においては、「グーグルが提起した著作権問題」及び「著作権保護思想の退化」についてヒアリング等を行った。
 - ⑤ 第2回においては、「出版の現在」、「デジタルネットワーク時代の新しいサービスと課題」、「フジテレビのネット配信について」及び「(放送番組に係る)不正流通」についてヒアリング等を行った。
 - ⑥ 第3回から第5回においては、第9期及び第10期において行われた有識者からのヒアリング等を踏まえ、課題を整理した上で検討を行った。
- 今回、本小委員会としては、本報告書において、上記のとおり検討等を行ってきた結果について、以下のとおり示すこととした。

第1章 論点の整理と状況の確認

第1節 論点の整理

- 昨今のデジタル化・ネットワーク化の急速な進展に伴い、著作物の利用形態が大きな変化を見せている中、これまでも分科会においては著作権法上の検討課題について随時検討を行ってきており、また、必要に応じて適宜著作権法の改正が行われてきた。
- しかし、平成21年1月に取りまとめられた分科会報告書では、一定の結論を得ることができた課題がある一方で、引き続き検討を要することとされた課題や関係者間の意見調整を要することとされた課題があるとの指摘がなされた。このことから分かるように、今日、著作権制度の在り方をめぐる基本的な認識について、関係者間において見解に大きな隔たりが生じていると言える。
- 本小委員会では、こうした状況にあるからこそ、今後、著作権制度上残された具体的な検討課題を検討するに当たっては、以下の各点について改めて確認し、整理する必要があるのではないかと認識に立って検討を進めてきた。
具体的には、
 - ① デジタル・ネットワーク社会に対する認識、評価について
 - ② 著作権制度の果たす役割について
 - ③ 今後の検討が必要な著作権関連施策に係る課題についての3つの論点に整理した上で、検討を進めていった。
- さらに、検討を進めるに当たっては、本小委員会での議論が、なるべく幅広い視野に立って、また、実態を踏まえたものとなるように、必要に応じて関連分野の有識者や、著作物等に関連する事業を行っている関係者からヒアリングを行うこととした。
- こうした方針の下、デジタル・ネットワーク社会における著作権制度の在り方について検討する観点から、「文化政策としての著作権制度」や「デジタル・ネットワーク社会が著作権制度に与える影響」について、有識者からヒアリングを行った。
また、デジタル化・ネットワーク化の急速な進展に対し、常に正面から、また最前線で向き合うことが求められる著作物等の関連事業者が、果たしてどのような問題意識を持ち、実際にどのような取組を行っているのかを把握する観点から、出版業界の関係者や放送業界の関係者等からもヒアリングを行った。
- 以下では、これら有識者や業界関係者から行われたヒアリングにおいて、ヒアリングの対象者から示された意見を、「デジタル・ネットワーク社会の進展と著作権制度の関係」と、「事業者の取組」とに分けてまとめることとする。なお、ヒアリングの対象者やヒアリングの際に提出された資料等については、巻末の参考資料を参照されたい。

第2節 デジタル・ネットワーク社会の進展と著作権制度の関係について

1. 文化政策としての著作権制度

- 第9期第3回の本小委員会では、「デジタル・ネットワークの進展と著作権制度の関係」についての検討に先立ち、「文化政策としての著作権制度」に係る視点から意見が示された。
- ヒアリングでは、旧文部省設置法や文化芸術振興基本法にもあるように、著作権制度は文化政策の一端をになうものとして位置づけられていることや、著作権法第1条において、同法の目的が「文化の発展に寄与すること」と定められていることから、著作権制度が文化政策の重要な1つの領域として位置付けられているとの考えが示された。
- また、「文化芸術活動」は、自主性や創造性が尊重され、活動の自由が保障される自由権的側面が強く、その性格としては「私事性」が基本となっている反面、給付を請求するという社会権的側面が弱いこと。一方で、「文化芸術」は、文化芸術振興基本法等にもあるように、「国際化が進展する中であって、自己認識の基点」となるものであると同時に、「心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を有する」ものであり、その性格を「公共性」という点に求めることができることを指摘した上で、「文化芸術活動」の「私事性」の側面からは、創作活動の成果物が創作者本人に帰属するべきであるとする著作権制度の「許諾制」が正当化できること、また、「文化芸術」の「公共性」の側面からは、成果物に対する創作者の権利制限が正当化できるとの考えが示された。

2. 著作権制度の沿革とデジタル・ネットワーク社会が著作権制度に与える影響

- 同じ第9期第3回の本小委員会では、併せて、デジタル・ネットワーク社会が著作権制度にどのような影響を与えているのかについてもヒアリングを行った。
ヒアリングではまず、「著作権制度の軸足」についての言及があった。
具体的には、「著作権者対利用者」という対立の構図は、①著作権「譲渡」の場面では著作権者と利用者は同一人となり得、著作権の保護強化が利用者の保護強化につながると言える反面、著作権の保護強化と著作者のかかわりが希薄になるという問題、また譲渡段階における未知の利用から生ずる利益をどのように著作者に分配するかという問題が生ずるといった指摘があった。
- また、②「利用許諾」の場面では、利用の態様を著作者、利用者ともに認識し、それについて対価を支払うことになることから、「著作権者対利用者」という構図は残るものの、極めて柔軟な制度であり、我が国でも「譲渡」に比べて「利用許諾」が活用される傾向にあることや、一方で、③教育目的といった観点からの「権利制限」による利用の確保の場面では、「著作権者対利用者」の構図が存在するといった点が指摘された。
- こうした指摘の下、日本が今後国内法制について考えていくに当たっては、「著作者」を原点とする大陸法系の発想に立つのか、それとも財産権である著作権の保有者たる「著

作権者」を原点とする英米法系の発想に立つのかを確認していく必要があるのではないかと
との考えが示された。

- また、デジタル化・ネットワーク化が進展するに伴い、①記録媒体・送信媒体の多様化・大容量化が進み、恒常的にソフト不足という状況が生じること、②利用が拡散し、素人と素人の混在が進むこと、一方で、③技術的保護手段と権利管理情報の活用により、利用許諾の電子化が進めば、デジタル技術が権利者と利用者を結び付ける役割を担うようになること、といった点が指摘された。
- そのほかにも、現行著作権法の問題として、①条文の平易化、簡素化が必要であること、②著作権の内容を限定列挙とするのか例示列挙とするのかを検討する必要があること、③技術や機器の汎用化が進むことを押さえた上での規定の見直しが必要であることといった指摘がなされた。

3. 著作権保護思想の退化

- 第10期第1回の本小委員会では、デジタル・ネットワーク社会においては、「著作権保護思想の退化」という状況が見られるとの意見が示された。
まず、著作物は価値を持つものであって、「著作物を作る、利用する、対価を得る、そしてまた著作物を作る」というサイクルが原理原則であり、著作物の利用許諾により対価を得るか否か、すなわち、有償か無償かを決めるのは本来権利者が決定すべき事柄であるはずなのに、デジタル化・ネットワーク化が進展するに伴い、著作権者の許諾なしに利用しようということばかりが主張されており、著作権に対する保護思想が退化しているのではないかと危惧が示された。
- また、私的複製についても、いわゆる「ダビング10」について触れつつ、なぜ10回までなら自由に複製が可能なのか、個人使用のための私的複製によりコンテンツが永久に保存されることについてどう考えていくべきなのかとの視座から、私的複製を補償金でカバーする制度を見直す必要性があるのではないかと意見が示された。
- そのほかにも、今日では、個別にどの著作物をどの程度複製できるかといったことを把握することが可能になっているのであるから、利用に対しては対価を支払うべきという原理原則をしっかりと貫いた上で議論していくべきであるとされた。

4. グーグルが提起した著作権問題

- 第10期第1回の本小委員会ではまた、「グーグルが提起した著作権問題」と題し、アメリカでの事例等の紹介が行われた。ヒアリングでは、様々な事例が紹介されたが、その幾つかを簡単にまとめると以下のとおりである。
- まず、ユーチューブの登場に伴い、Tolerated Use、すなわちアメリカ著作権法上のフェアユースにも該当しない違法使用であるが、著作権者側がパブリシティ効果を狙ってビ

ビジネス上の判断から侵害使用を黙認するケースがあること。そして、こうしたケースの背景には、デジタル・ミレニアム著作権法第512条に規定するセーフハーバー条項、すなわちプロバイダーは要請を受けた場合に違法コンテンツを機械的に削除すれば免責されるという仕組みがあることについての指摘がなされた。

- また、iPod やユーチューブの成功は、技術イノベーションによるものではなく、ビジネスモデルとDMCAの制度イノベーションがもたらしたものであり、新しい時代の著作権制度は、産業著作権と国益の視点でいかにして制度イノベーションを実現するかが問われるとした、角川歴彦氏の指摘を紹介しつつ、コンテンツ流通を促進していく必要性について指摘がなされた。
- さらに、グーグル・ブックスとの関連で、「オプト・アウト」方式による現行の著作権制度の組み換えについて紹介され、コンテンツ産業の活性化といった観点からも、日本の「オプト・イン」方式による契約の在り方について見直しの必要性があるのではないかと考えが示された。
そのほかにも、情報を他国のネットワークに頼ることの危険性といったクラウド時代の情報の安全保障に係る指摘もなされた。
- 以上を踏まえ、①法制問題小委員会で議論している「権利制限の一般規定」の具体的な制度設計にあたっては国家戦略の視点に立った議論をすべきである、②DMCA式プロバイダーの著作権侵害責任制限条項の導入について検討すべきであるとの指摘がなされた。

第3節 著作物等の関連事業を行っている事業者の取組

1. 日本におけるデジタルコンテンツ流通の円滑化と集中処理について

- 第9期第4回の本小委員会では、音楽配信と電子出版事業を取り上げ、日本におけるデジタルコンテンツ流通業者が抱える課題とその解決に向けた取組が紹介された。
まず、課題としては、コンテンツのネット流通の特徴として、大量のコンテンツの品揃えのもと、多数のコンテンツホルダーと多数の配信事業者との取引が必要であり、大量のコンテンツについてn対nの契約・取引が発生していることから、権利処理に係るコストが膨大なものとなり、かつ、コンテンツの流通が複雑・非効率になっているという課題があるとの指摘がなされた。
- こうした課題に対し、音楽配信については、配信事業者と管理事業者によって重複して行われている権利処理の一元化を図るため、両者の間に集中処理機構を作ることによってn対nをn対1の関係にする取組が進められ、両者の共同設立によるCDCによって実現した権利処理情報の一元的管理システムの構築・運用の状況が紹介された。
- また、電子出版についても同様に、コンテンツ流通の合理化を図るため、出版者と配信事業者が共同してコンテンツストレージを構築し、両者に対する「取次サービス」の提供を行うことにより、n対1の関係を構築しているといった取組が紹介された。ただし、電

子出版の場合には物流の合理化にとどまっておらず、権利処理については、n対nの関係の下、出版者が作家に対して対価を分配するという仕組みが維持されている。

2. モバイルコンテンツビジネスの現状と歴史

- 同じ第9期第4回の本小委員会においては、モバイルコンテンツビジネスの現状等について紹介され、音楽や電子書籍をはじめとしたモバイルコンテンツの流通が日本において促進されてきた背景には、通信速度の速い第3世代の携帯電話の利用者が非常に多くいるという点が挙げられるといったことや、2008年のモバイルコンテンツ市場とモバイルコマース市場の総額が約1兆3千5百億円に上っており、前年度比117%と世界同時不況の中、コンテンツ産業の中で唯一伸びているといった現状が紹介された。
- また、ICTの進展による著作権管理の変化についても指摘がなされた。すなわち、従来、①「利用」の管理が不可能なため、②「複製」の管理によって著作権を保護する必要があったが、③この「複製」の管理には巨大な資本による設備を必要としていたところ、ICTの進展により、①デジタル技術の進展で誰でも「複製」が容易になったこと、②個人認証技術やログ解析等による「利用」履歴の把握が可能になったこと、③DRM（デジタル著作権管理）技術によって「複製」と「利用」の管理が可能になったことから、「複製」よりも「利用」に軸足を置いた発想、制度転換が必要ではないかとの考えが示された。

3. 出版の現在

- 第10期第2回の本小委員会においては、デジタル化・ネットワーク化の進展という大きな流れに直面している、業界の現状や抱えている課題についてのヒアリングを行った。まず、出版業界の現状として、1996年をピークに、2009年には約2兆6千億円から27%の減少を招いていること、多くの出版社が100名以下の組織であること、ライツビジネスも広がりを見せているものの、クールジャパンと呼ばれるコンテンツに集中しており、こうしたコンテンツを扱う出版社は2,30社程度にとどまるため、全体に対する寄与度は低いことなどが紹介された。
- そのほかにも、出版社の役割は「企画立案から入稿まで」「印刷から頒布まで」「刊行以後」のそれぞれの段階において多岐にわたっており、またその機能も「才能の発見」から「法令確認」や「紛争解決」、「権利処理」や苦情対応等の「対外窓口」に至るまで多岐にわたっていることが紹介された。
- また、今日のデジタル化・ネットワーク化の進展の中では、いわゆる電子書籍の今後の行方が重要になってくるが、この点、日本の出版社がデジタル化・ネットワーク化に対応するためには、出版者に著作隣接権を認める必要があるのではないかとの考えが示された。
- 具体的には、現行の著作権法において出版権の規定はあるものの、印刷に類する方法に限られており、デジタルに対応していないばかりか、出版者の出版行為というものが非常に重要であることにかんがみれば、設定権ではなく、独立した隣接権を出版者に付与する

べきであること、また、仮に出版者に著作隣接権を認めたとしても、著作権者の権利を減じることは無く、違法な著作物利用に対して出版者として独自に対応をとることができるといった利点があるとの考えが示された。

4. 「デジタル・ネットワーク時代の新しいサービスと課題」等

- 次に、同じ第10期第2回の本小委員会において、放送事業者からのヒアリングを行った。

ヒアリングでは、過去の放送番組のインターネット配信の取組について紹介が行われるとともに、こうした取組を展開するに当たっての課題についての指摘があった。すなわち、過去の放送番組をインターネット配信するに当たっては、権利情報の確認から始まって、大量の権利処理が必要となり、権利処理コストが非常にかかることや、権利者団体や著作権管理団体といった事業者間との調整が必要であること、また放送番組のアーカイブの学術利用のように公共目的であったとしても、現行の著作権法では対応できない部分もあるといった指摘がなされた。これに対しては、権利処理のコストの低下という観点からは、業界全体で権利処理のルール作りを進めていく必要があるほか、権利情報のデータベース化の一層の促進、集中管理の一層の推進といったことが必要であるとの指摘がなされた。

- また、当事者間による取組のみならず、「より使いやすい」「より分かりやすい」著作権制度とするため、例えば、放送と通信の融合への対応や、アーカイブの学術利用といった公共的サービスへの対応、権利者不明の場合の裁定制度をより使いやすくするといった著作権法の見直しも必要ではないかとの指摘もあった。さらには、こうした課題解決に向けては、国際的な調和を図りつつ進めていくべきとの考えが示された。

- このほか、放送番組の違法動画の流通の現状についても言及され、「動画投稿サイト」や「リーチサイト」、P2Pによる「リアルタイム再送信」や「ファイル共有サービス」といった実態について紹介がなされるとともに、こうした悪質なケースにおける業者は削除要請したところで、削除に応じないなどの対応をとることから、法的な対応、法的なエンフォースメントによる対応が必要である旨の考えが示された。

第2章 デジタル・ネットワーク社会に対する認識、評価について

- 第1章において見てきたように、本小委員会は、論点を3つに整理した上で、デジタル・ネットワーク社会における著作権制度の役割について検討を行うこととし、そのために必要なヒアリングを行ってきた。第1章の第2節及び第3節では、ヒアリング対象者から発表のあった意見を記述してあるが、本小委員会では、こうした意見を踏まえた上で、まずは、そもそもデジタル・ネットワーク社会について、著作権制度との関係性においてどのように認識、評価するべきなのかという観点から検討を進めることとした。
- 言うまでもなく、近年のデジタル・ネットワーク技術の発展は飛躍的なものがある¹。具体的には、例えば、平成20年度におけるインターネットを通じた情報流通量については、平成13年度の50倍以上という状況にあり、今後もさらに情報通信の「高速化」やデバイスの「高画質化」など、コンテンツを取り巻く情報環境は猛烈な勢いで発展していくことが予想される。
- このようなデジタル・ネットワーク技術の進展がもたらすデジタル・ネットワーク社会とはどのような社会なのであろうか。それは、一言でいえば、「世界中の情報が、いつでも、どこでも、誰でも入手できるとともに、誰もが、いつでも、どこでも世界中に対して情報を発信できる社会」と表現することが可能であろう。そして、こうした社会の実現は、人類史を二分できるほどの大きなインパクトを与えるものである。
このような社会の大変革は、メリット、デメリットの二分論で簡単に評価されるべきものではないが、一方で、デジタル・ネットワーク社会が著作権制度に対して現に与えている影響については、本小委員会からも多くの指摘がなされた。
- 何よりもまず多くの指摘がなされたのは、コンテンツの違法利用の増大に対する指摘である。先にも言い表したように、デジタル・ネットワーク社会の特徴の一つとして「世界中の情報が、いつでも、どこでも、誰でも入手できる」という特徴が挙げられる。この特徴は、換言すれば情報が、非常に簡単に、無料で手に入れることができるという環境になったことを意味し、実際にも、電子掲示板やファイル交換ソフトを悪用して違法に配信されたコンテンツがネットワーク上に大量に溢れるという深刻な事態を招いている²。
- 当然のことながら、「コンテンツ、著作物を作り、それが利用され、そこから対価を得て、また作る」というサイクルは著作権制度の原理原則ともいえるものであり、違法コン

¹ 平成20年度におけるインターネットによる流通情報量については、年間 4.61×10^{21} (ビット) であり、平成13年度の51.25倍の水準である。(出典：情報通信政策研究所調査研究部「我が国の情報流通量の計量と情報通信市場動向の分析に関する調査研究結果(平成20年度)－情報流通インデックスの計量－」)

² 平成21年9月に行われたクローリング調査によると、1日で600万件程度のファイルがWinnyネットワーク上に流通しており、その内の約98%が違法流通であると推定されるとの結果であった。(出典：社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、社団法人日本レコード協会、日本国際映画著作権協会「ファイル共有ソフトの利用に関する調査 ～クローリング調査～」2009年12月)

コンテンツがネット上に溢れ、著作物の違法利用がまかり通るなどということは決して許されてはならないことである。このような状態を放置することは、「著作権保護思想の退化」につながり、ひいては、コンテンツを創造するインセンティブが喪失され、利用すべきコンテンツが枯渇し、文化の衰退へとつながるおそれがあるとさえ言えよう。

- もっとも、こうした指摘は、デジタル・ネットワーク社会そのものを否定的に評価する立場に立ってなされるものではないことを明確にする必要がある。デジタル・ネットワーク技術の進展により著作物の流通手段にインターネットが加わったことは、知的創作活動の成果物を多くの人々が享受することを可能とし、生活を豊かにすることを意味するものである。また、著作者にとっても、公表の場の拡大や創作に係るコストの大幅な削減、需給調整の容易化といった多くの恩恵をもたらすものである。さらには、プロ以外の創作者も容易に創作活動ができるようになり、その成果を発信できるようになったことは、変化に富んだ著作物が大量に利用可能となるといったメリットをもたらすものである。
- こうしたメリットを実現するためには、現行の著作権法制を前提に議論するのではなく、後述するように、電子化による著作権処理の正確で迅速な処理の可能化や、クリエイターとユーザーが直接結びつくことによる新しいビジネスモデルの構築といった変化を受け、例えば、著作権法の中に契約に係る規定が2カ条³しかないことを踏まえ、契約がより円滑化し、促進されるようにするために、著作権に係る契約ルールの在り方について検討することなどが考えられる。
- とすれば、デジタル・ネットワーク社会に対する評価は、許諾権である著作権を創作者に付与することによって創作活動に対する対価の回収の機会と手段を与えるとする著作権制度の基本的な考え方と、デジタル・ネットワーク技術の飛躍的な進展が情報の流通と利用を飛躍的に容易にしたことに伴い、如何にコストをかけずに（極端な場合にはフリーで）コンテンツを利用するかという考え方との対立の構図で捉えられ、その構図の中でのみ議論が行われがちである。
- コンテンツの違法複製や違法流通は決して許されるものではなく、また、創作活動の成果に対して対価を支払わなくともよいという考えが通用しないことは論ずるまでもないが、著作権制度の基本的な考え方を前提に、優れた創作者によって不断に新しい創造が生まれ出されていくことと、これをデジタル・ネットワーク技術によって世界中に広く流通させ、利用させるという2本の柱はともにこれからの文化の発展のために必須のものである。
- バブル崩壊後、精神的な豊かさを求める時代が到来し、創作活動によって生まれ出されたコンテンツの果たす役割がますます大きくなってきている今日だからこそ、本小委員会としては、デジタル・ネットワーク社会がもたらす変化、変容といったものを客観的に把握、認識し、その上で著作権制度が果たす今日的意義や、これから検討していくべき課題といったものについて取り上げるべきであろう。

³ 著作権法第61条（著作権の譲渡）及び第63条（著作物の利用の許諾）。

- 以上を踏まえ、デジタル・ネットワーク技術の進展がもたらす変容について整理すると、以下のような点が指摘できると考える。
 - 第一に、先にも述べたように、違法複製・違法流通の増大である。
 - 第二に、記録媒体の大容量化等に伴い、恒常的にソフト、コンテンツが不足している状態が生じている点と機器の汎用化が進んでいる点である。
 - 第三に、アマチュアによる創作と流通が可能に、容易になったことに伴う、プロとアマの混在化が進んでいる点である。このことは、従来、専ら情報の受け手であった消費者が、著作権をめぐる権利関係の主体として、著作権法に日々深くかかわることとなったともいえる。
 - 第四に、電子化による正確で迅速な著作権処理の可能化である。
 - 第五に、クリエイターとユーザーが直接つながることにより、出版者やレコード会社等の仲介者を中心とするビジネスモデルの在り方に変容が生じている点である。

- 本小委員会においては、上記のような指摘が主になされたところであり、こうした認識の下、著作権制度の今日的意義や今後検討すべき課題について検討を進めた。

第3章 著作権制度の果たす役割

- 第2章においては、著作権制度との関連で、デジタル・ネットワーク社会についてどのように認識、評価すべきなのかという点について、本小委員会としての考え方を示したところである。

第2章においても指摘したように、デジタル・ネットワーク技術の進展に伴い、「世界中の情報が、いつでも、どこでも、誰でも入手できるとともに、誰もが、いつでも、どこでも世界中に対して情報を発信できる社会」が実現され、著作権制度をめぐる環境が大きく変容しているのは事実である。
- しかし、精神的な豊かさを求める時代の到来とともに、技術的な発展は記録媒体の大容量化等に伴う恒常的なコンテンツ不足の状態をもたらしていることを踏まえれば、デジタル・ネットワーク社会においても、引き続き、コンテンツの創造、保護、活用の基盤となる著作権制度の役割が変わることはないどころか、むしろ、ますますその重要性が増していると考えべきである。
- また、昨今の知的コンテンツに対する需要が高まってきている状況に対して、当該コンテンツの利活用を推進するためのシステムは、需要の増大に対応していないとの指摘がある。この解決のためには、著作権制度が自由な表現や流通の障害になっているという認識を持たれることのないような、利用者の利便性を図るシステムであることが必要である。
- いみじくも著作権法の目的について規定している著作権法第1条は、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」と規定しているのであって、著作権制度の究極の目的は文化の発展に寄与することである。
- 情報通信技術の発展により、流通できる情報量が飛躍的に増大していることは事実だが、仮にそうした情報通信技術の流通経路を「パイプ」に例えるならば、大容量で高品質な「パイプ」がいくら出来たところで、そこに流れるコンテンツが魅力的なものでなければならぬのは自明のことである。

そして、著作権制度は、著作物の利用の対価を創作者に還元するための制度であり、こうした著作者への還元が新しい、良質なコンテンツの創作につながるのであって、引いては文化の発展につながるのである。
- また、デジタル・ネットワーク社会はいわゆる「プロとアマの混在化」現象をもたらしていると言われる。確かに、プロのみならずアマチュアが創作したコンテンツが広くインターネットを通じて発信されている現実がある。しかし、このようにアマチュアによる著作物の創作と流通が可能になったことをもって著作権制度の基本的な考え方を変える必要は無いものとする。

- 著作権法第2条第1項第1号で規定されている著作物の定義⁴における「創作的に」の意味については、よく言われるように、高い芸術性が求められるものではなく、全くの素人や幼児が創作した絵や文章も、そこに作者の知的成果が認められれば良いとされる。換言すれば、そもそも著作権制度そのものがプロとアマチュアとを分けて観念するものではなく、むしろ万人に開かれた制度あると言えるのであって、創作活動により著作物を生み出した全ての作者に対して、著作権による保護を認めているのである。従って、プロとアマが混在化することや、プロとアマの境界が曖昧になるからといって、作者を著作権によって保護するという重要性は変わらないのであって、アマチュアの創作した著作物もこれまでどおりの論理によって保護すれば足りると考える。
- ただし、一方で、デジタル・ネットワーク技術の発達は、アマチュアによる原著作物の改変を技術的に容易にし、既存の音楽やヴィジュアル・アートの改変を通じて独自の世界観を構築し、世の中に対して発信することを可能としており、このような二次的著作物についてどのように考えるかについては、今後の検討課題と言えよう⁵。
- このように、本小委員会としては、デジタル・ネットワーク社会においても著作権制度が果たすべき役割は何ら変わるものではないとの認識に立つものであるが、一方で、こうした認識を前提としつつも、現行の著作権制度が前提としているコンテンツビジネスの構造が大きく変容していること、今後も技術が急速に進歩する可能性があることなど、現行著作権法の制定当時とは大きく環境が異なっていることから、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴って、必要な制度の見直しを不断に行っていく必要がある。著作権制度において見直しを検討すべき個別具体の課題については、次の第4章において記述することとする。
- なお、本小委員会においては、著作権制度のみならず、文化、生活、関連産業の変化を的確に踏まえた、文化振興を促す仕組みづくりを検討すべきとの指摘や、現行の著作権法の規定は大変わかりづらく、広く著作権制度についての考え方を普及していくためにも、著作権法の全面的な見直しによって分かりやすい、読みやすい規定とするべきとの指摘もあった。

⁴ 著作権法第2条第1項第1号では、著作物について「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義している。

⁵ この点については、現在、法制問題小委員会の下に設置されている契約・利用ワーキングチームにおいて、ネット上で複数者により創作されるコンテンツに関して、主に権利処理ルールの特明確化という観点から立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性が検討されている。

第4章 今後の検討が必要な著作権関連施策に係る課題について

- 本小委員会では、第2章及び第3章において示したように、「著作権制度との関連におけるデジタル・ネットワーク社会に対する認識、評価」及び「デジタル・ネットワーク社会において著作権制度が果たすべき役割」について検討を行い、一定の考え方を整理したところであるが、同時に、これまで解決の得られていない課題を含め、今後、著作権制度を見直すにあたって、どのような課題を取り上げ、検討すべきなのかについて整理を行った。
- 以下では、今後検討すべき課題について個別に掲げることとするが、言うまでもなく、これらの事項を検討するにあたっては、プロとアマの混在化といった状況の変化をしっかりと認識し、著作権制度が国民に広く開かれたものとなるよう、国民にとって理解しやすい、分かりやすい制度に変えていくという視点と、著作権の保護と著作物等の流通・利用の円滑化とのバランスを図るといった視点を、常に持ちながら検討することが肝要である。
- なお、以下に掲げる検討課題は、あくまでも現時点での整理に基づくものであり、今後必要に応じて、本章に掲げられた課題以外のものを取り上げることを否定するものではない。

また、本小委員会では、今後検討すべき課題についても、各委員より個別に意見を収集し、整理を行ったが、これらの各委員の個別の意見については、巻末の参考資料を参照されたい。

第1節 著作権法制に係る検討課題

1. デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権システムの構築

(1) 新しい時代に対応した著作権法制の在り方

- 社会のデジタル化・ネットワーク化は、著作物の「創作」、「流通」及び「利用」について新たな局面を切り開くものであり、こうした局面において、著作物を適切に保護するとともに、新たな「利用」の妨げにならないような著作権システムの在り方が求められる。
- デジタル・ネットワーク技術の進展に伴う、技術的保護手段、電子的な権利管理情報などをはじめとする DRM 技術（デジタル著作権管理技術）の進歩は、これまで困難であった「利用」の側面からの著作権管理が可能となるなど、今後の著作権制度の在り方に大きな影響を与える可能性がある。

また、利用許諾の電子化等を通じて、権利者と利用者との関係に大きな変化をもたらす可能性がある。

- このため、DRM 技術の進歩をはじめ、第2章で述べた「デジタル・ネットワーク技術の進展が社会にもたらす変容」を踏まえ、新しい時代に対応した著作権法制の在り方について、条約等の国際的なルールとの整合性に留意しつつ、今後継続的な検討が必要である。
- また、その際には、社会のデジタル化・ネットワーク化の進展の動向を見極めるとともに、著作物の「利用」をめぐる実態を適切に把握した上で、検討を行うことが重要である。

(2) 著作物の利用に係る新たなルールの構築

① 権利の集中処理の推進

- CGM 等の創作活動が多様化する中でのビジネスモデルの変容や、二次的創作の円滑化等を図るため、また、電子化による正確で迅速な著作権処理の可能化を受け、権利の集中処理の必要性について、多くの委員から指摘があった。
- 権利の集中処理については、近年、一般社団法人著作権情報集中処理機構（CDC）⁶ や、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（aRma）⁷の設立に見られるように、民間での取組が進んでおり、こうした取組を検証する必要があるが、今後は、これらの取組以外の分野における権利処理の集中管理の在り方について、制度面での対応を含め、検討していくことが考えられる。

② 著作権に係る契約の在り方

- 今後、著作物の利用形態の多様化がますます進み、またビジネスにおいてもスピードが求められる中、法律によって一律のルールを作って処理するのではなく、契約の促進や当事者間によるガイドラインの策定、活用といった、いわばソフト・ローによる課題解決が重要となる旨の指摘が、多くの委員からあった。
- こうした観点から、現行の著作権法では、契約に関する規定が十分ではないことから、「著作権契約法（仮称）」を策定してはどうかとの意見もあったが、いずれにしろ、権利者と利用者との著作権に係る契約が促進されるよう、今後、法律とソフト・ローとの一体的な運用を進めるにあたって必要な仕組みについて検討していくことが考えられる。

⁶ 著作物等の利用者及び権利者との連携の下に、著作物等の利用状況及び権利関係に関する情報を収集し、整理・集約したうえで、その結果を関係者に提供することによって、著作物等の適正かつ円滑な利用を促進することを目的とする。具体的な事業としては、先進のコンピュータマッチング技術の導入により、フィンガープリント、楽曲情報、外部コンピュータシステムとのインタフェースコード等複雑に関連する情報を一元的に管理するデータベースを構築するとともに、音楽配信事業者における権利者への利用実績報告データ作成の支援等を行う。2009年3月設立。

⁷ 映像コンテンツの二次利用に係る円滑な権利処理を実現することにより、デジタル・ネットワーク上のコンテンツ流通の促進及び実演家への適正な対価の還元を図ることを目的とする。具体的な事業としては、映像コンテンツの二次利用に関する許諾申請の窓口業務、その他二次利用に係る手続き処理を行うとともに、映像コンテンツに係る不明権利者の探索、通知等を行う。2009年6月設立。

③ 意思表示システムの構築

- 昨今のデジタル化・ネットワーク化の進展等により、誰もが自分の作った著作物をインターネットで容易に提供することが可能になる中で、著作者からの事前の許諾が必要とされる著作権制度を維持しつつも、著作物の積極的活用を図る仕組みの構築が求められている。
- このためには、著作者があらかじめ付した条件に従って、著作者の許諾を事前に得ることなく、著作物の利用を可能とする「意思表示システム」の構築が必要である。
また、こうしたシステムの運用にあたっては、その目的の十分な実現を図るため、当該システムに係る普及・啓発を目的としたシンポジウムの開催などの取組が重要である。

(3) 書籍のデジタル化

- 今日、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、そのビジネス・モデルの変容が迫られている分野の中で、もっとも大きな変容を迫られているのが、「書籍のデジタル化」への対応が求められている出版の分野である。
- 「書籍のデジタル化」をめぐる著作権制度上の課題としては、出版者に対する権利付与等があげられるが、国会図書館等の役割の在り方も含め、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」報告を受け、当面は文部科学省において検討を進める。
- その際、書籍のデジタル化は、単に一メディアのデジタル化ということのみならず、社会のインフラ、あるいは文化の基礎ともいべき「文字文化」がデジタル化され、流通されるという点を強く意識して検討されるべきである。

2. 著作権に係る教育及び普及・啓発

- デジタル・ネットワーク社会の進展は、これまで、いわゆる「プロ」の世界にある程度限定されていた著作物の創作活動をより身近にし、今まで情報の受け手であった、いわゆる「アマチュア」による創作活動を促すとともに、著作権制度の意義・役割に関する意識に多大な影響を与えている。
- こうした状況の中で、著作権制度は、著作物の利用に係る適正な対価を創作者に還元することを通じて、文化の創造サイクルを維持・発展させるための基盤を形成する制度であり、著作物の創作者の権利を保護することが文化の維持・発展の礎になるということ、国民が適切に理解することの重要性が極めて高くなっている。

- このため、文部科学省をはじめとした政府は、新学習指導要領⁸が本格実施される時期（小学校は平成23年度、中学校は24年度、高等学校は25年度）をとらえて、義務教育段階からの学校教育における著作権教育をより一層充実するべきであり、その際には、単に著作権保護の重要性について教えるだけではなく、著作権制度の基本を押さえた上で、系統的、総合的に学べるようにするべきである。

また、著作権侵害を未然に防止するといった観点からも、著作権教材の利用状況等の検証、評価を行い、現場の実情を踏まえた上で適切な教材を提供するなど、学校教育のみならず、若年層、社会人、高齢者等に対する著作権の普及・啓発活動を更に充実する必要がある。

- さらに、平成21年著作権法改正において違法配信サイトからの音楽・映像のダウンロードが違法化されたことを受けて、著作者や実演家等の関係者が協力・連携の上、実施した普及啓発活動が、著作権思想の普及に大きな成果を上げたことを踏まえ、今後とも機会をとらえて、関係者による多様な活動を推進していくことが必要である。

3. 著作権法制上の引き続きの重要課題

(1) 私的録音録画補償金制度

- 私的録音録画補償金制度については、本小委員会では、種々様々な観点から意見が出され、本制度を維持することの是非を含めた抜本的な見直しについて指摘がされた。

本制度については、平成21年1月の著作権分科会報告において、分科会の枠組みを離れて、関係者が忌憚のない意見交換ができる場を設けることが求められており、今後、関係省間において、コンテンツ利用の利便性向上とクリエイターの権利保護に関する検討を行うとともに、関係者の意見を踏まえた本制度の在り方についても検討が行われることとなっている。

(2) 保護期間延長問題

- 保護期間延長問題については、保護期間を欧米諸国並に延長するべきであるのかとの意見や、戦時加算を早期解消するべきといった意見が出された。

本問題については、第9期まで「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」において検討され、一定のとりまとめ⁹が行われているが結論を得るまでに至っていないこと

⁸ 新学習指導要領においては、中学校及び高等学校について著作権に係る教育の充実を図るため、従来の「技術・家庭」（中学校）や「情報」（高等学校）に加え、「音楽」や「美術」等においても知的財産権に関する指導に係る記述が追加されたところ。

⁹ 第9期までの「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」において、保護期間の在り方については、利用円滑化方策のうち、一定の方向性が得られた部分については所要の措置を早期に実施することが示された。一方、残された課題については、延長することとしないこと双方のメリットを受けられる方法等を含め、今後の文化支援施策の在り方等も踏まえて、著作権法制全体として保護と利用のバランスの調和の取れた結論が得られるよう検討を続けることが適当であるとされた。

を受け、今後、様々な状況の変化を踏まえつつ、関係者による建設的な検討が行われるような議論の場を設ける必要がある。

(3) 放送と通信の融合

- 放送と通信の融合に伴い、放送事業者と通信事業者の中間的な存在にあたる事業者が出現する中で、現行の著作権制度における放送と通信に係る切り分けが実態に合わなくなってきたことから、今後の放送法の見直し¹⁰等を踏まえ、著作権法における放送と通信の定義の見直しや、放送と通信とで異なる位置づけとなっている規定の見直しについて検討する必要がある。

(4) 違法流通対策

- 違法流通が、膨大かつ世界的規模で行われている今日、権利者の自助努力では既に対処できなくなっている。
この点、平成21年の著作権法改正により、違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを、私的使用目的でも権利侵害とする法改正を行ったところであるが、こうした法改正に加えてさらに必要な対策が求められていると言える。
- このため、政府が主体となって違法流通対策を講じるほか、例えば、違法コンテンツ配信などに対する技術的な対策を講じている関係者に対し、政府が支援を行うことなどを検討するべきである。
また、民間においても業界横断的に連携を図った上で取組を行うなど、「官民一体」となった対応が求められる。

4. その他

- 本小委員会においては、他にも間接侵害等の著作権制度上の課題について対応するため、プロバイダーをめぐる諸制度の見直しに係る検討を行うべきであるとの意見や、著作権侵害に係る損害賠償訴訟において、被害者側の損害額の立証負担を軽くするための措置に係る検討を行うべきであるとの意見が示された。
- また、個人が大量かつ精緻な著作物を複製することが可能になった今日、第30条の「私的使用のための複製」に係る権利制限規定を見直すべきではないかとの意見や、学術や教育目的などのように公益性の特に高い場面での著作物の利用については、権利制限規定の緩和等について検討するべきでないかとの意見が出された。

¹⁰ 通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、放送、電波及び電気通信事業に係る制度についての改正法等の見直しを受け、著作権法第99条の2において、IPマルチキャスト放送事業者が義務的に同時再送信を行う場合にも、有線事業者と同様に放送事業者の「送信可能化」に係る許諾を要しないこととなるよう改正を行った。なお、「放送法等の一部を改正する法律案」は、第174回通常国会において審査未了となり、廃案となった。

○ その他にも、私的使用のための複製であっても、地上波デジタルテレビ放送の録画には、いわゆる「ダビング10」¹¹の制約が課されているが、この「ダビング10」はほとんどコピーフリーと同じであると評価した上で、その「ダビング10」が、何でもコピーして良いような雰囲気を作り、ひいては、「著作権保護思想」の退化を促しているのではないかとの意見が出された。

こうした意見に対して、そもそもアナログ放送には何ら制約が課されていなかったところであり、地上波デジタルテレビ放送の録画の在り方に係る検討については、地上波デジタルテレビ放送が公共性の高い基幹放送であることや、無料広告放送あるいは視聴者の支払う受信料によって成り立っていることなどから、著作権者の利益保護という視点だけでとらえるのではなく、知る権利など国民の基本的権利に係る視点を考慮して議論すべきという意見が出された。

¹¹ 2007年8月に、総務省の諮問機関である「情報通信審議会」において提案され、2008年7月より開始された。地上波テレビ放送のデジタル化に伴い、日本で初めて採用された。

第2節 まとめ

- 以上、本小委員会においては今後検討すべき課題として、上記のような検討課題について整理を行った。この中には、「2. 著作権に係る教育及び普及・啓発」のように速やかに着手できるもの、「1. デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権システムの構築」のように現在の法制問題小委員会における検討状況等を踏まえた上で、今後検討を行っていくことが考えられるもの、「3. 著作権法制上の引き続きの重要課題」のようにまずは、検討の場の構築等に向けて努めていくべきものがある。
- 本小委員会としては、デジタル・ネットワーク社会における著作権制度の意義を考察した上で、今後検討が必要なものとして、第4章において検討課題を掲げたところであり、これらの検討課題についてしっかりと議論を行っていくことが必要である。
- また、検討を行うにあたっては、著作権法制に係る事項については、基本的には法制問題小委員会が中心となって検討が進められることとなるが、必要に応じてワーキングチームを設けるなど、課題の性質等を見極めた、効率的・機動的な検討が進められるような工夫が必要であるとする。

付属資料

- 1 文化審議会著作権分科会基本問題小委員会委員名簿（平成22年8月23日現在）
- 2 文化審議会著作権分科会基本問題小委員会審議経過（平成22年8月23日現在）
- 3 委員提出意見まとめ
- 4 ヒアリング者提出資料

文化審議会著作権分科会基本問題小委員会委員名簿

いし ざか けい いち 石 坂 敬 一	一般社団法人日本レコード協会会長
い で は く おお てら ひろ ゆき 大 寺 廣 幸	作詞家、一般社団法人日本音楽著作権協会理事 社団法人日本民間放送連盟理事待遇事務局長
おお ぼやし たけ し 大 林 丈 史	社団法人日本芸能実演家団体協議会専務理事
かわ むら まき こ 河 村 真紀子	主婦連合会事務局次長
くろ き たか お 黒 木 隆 男	日本放送協会理事
さこ もと じゅん いち 迫 本 淳 一	一般社団法人日本映画製作者連盟参与
さ さ き まさ みね 佐々木 正 峰	独立行政法人国立科学博物館顧問
さと なか まち こ 里 中 満智子	マンガ家
せ お た いち 瀬 尾 太 一	一般社団法人日本写真著作権協会常務理事
たま がわ とし お 玉 川 寿 夫	社団法人日本民間放送連盟専務理事【平成22年2月4日まで】
なえ むら けん じ ○苗 村 憲 司	情報セキュリティ大学院大学セキュアシステム研究所特別研究員 ／情報セキュリティ研究科客員教授
なか むら いち や 中 村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
の はら さわ こ 野 原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
の むら とよ ひろ ◎野 村 豊 弘	学習院大学法学部教授
まつ だ まさ ゆき 松 田 政 行	弁護士
み た まさ ひろ 三 田 誠 広	作家、社団法人日本文藝家協会副理事長
みや がわ みつ こ 宮 川 美津子	弁護士

◎主査 ○主査代理 (以上17名)

文化審議会著作権分科会基本問題小委員会審議経過

【第9期】

- 第1回 平成21年4月20日
- ・ 主査の選任等について
 - ・ 今後の検討課題について
- 第2回 平成21年6月30日
- ・ 主な論点に関する議論の状況
 - ・ 今後の議論の進め方について
- 第3回 平成21年10月20日
- ・ 今後の議論の進め方について
 - ・ 有識者よりヒアリング
- 第4回 平成21年12月7日
- ・ 有識者よりヒアリング

【第10期】

- 第1回 平成22年4月9日
- ・ 基本問題小委員会主査の選任等について
 - ・ 今後の進め方等について
 - ・ 有識者よりヒアリング
- 第2回 平成22年5月10日
- ・ 有識者よりヒアリング
- 第3回 平成22年5月31日
- ・ 委員意見に係る意見交換等
- 第4回 平成22年7月29日
- ・ 「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」について
 - ・ 委員提出意見に係る意見交換
 - ・ 基本問題小委員会報告（案）（第4章除く）に係る意見交換等
- 第5回 平成22年8月23日
- ・ 基本問題小委員会報告（案）について

○ ヒアリング者一覧（役職はヒアリング実施時）

【第9期】

第3回 平成21年10月20日

- ・ 齊藤 博 氏（新潟大学名誉教授、弁護士）
- ・ 根木 昭 氏（東京藝術大学教授）

第4回 平成21年12月7日

- ・ 佐々木隆一 氏（株式会社モバイルブック・ジャーピー代表取締役会長）
- ・ 岸原 孝昌 氏（一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム常務理事）

【第10期】

第1回 平成22年4月9日

- ・ 城所 岩生 氏（国際大学 GLOCOM 客員教授、米国弁護士）
- ・ 遠山 友寛 氏（弁護士）

第2回 平成22年5月10日

- ・ 平井 彰司 氏（株式会社筑摩書房編集局編集情報室部長）
- ・ 石井 亮平 氏（日本放送協会ライツ・アーカイブスセンター業務主幹）
- ・ 千葉 晋也 氏（株式会社フジテレビジョン編成制作局知財情報センター著作権部長）

委員提出意見まとめ（案）

論点1 デジタル・ネットワーク社会に対する認識、評価について

（石坂委員）

- 現状は、著作物の利用の側面が重視され、著作権者の権利の保護に欠けている状況にある。無料で商品と同等のものを取得できてしまう状況は、断固として克服しなければならず、対価を支払わずに「商品」の経済的価値を享受することは認めるべきではない。

（いで委員）

- 著作物の流通が促進されることは歓迎するが、実際には、電子掲示板やファイル交換ソフトを悪用して違法に配信されたコンテンツがネットワーク上に大量に溢れており、深刻な状況にある。

（大寺委員）

- デジタル技術の進歩やネットワーク化の進展により、著作物の流通手段にインターネットが加わったことは、著作権者にとっても本来喜ばしいことであるが、実際には違法複製物が大量に流通し、正当なビジネスが成立し難いのが現状。
- 流通に関するビジネスモデルは市場原理に基づいた民間の取引によって形成されるべきであり、著作権に関してインターネットでの流通だけを特別扱いすることは、他の流通手段との間で公正な競争を害することになるので注意を要する。
- 「コンテンツ流通」とは、インターネット上のコンテンツ不足の解消が目的ではない。あくまでも、コンテンツの流通は手段であって、目的は新たなコンテンツの創造である。真の目的を見誤ると、結果として国民が豊かな文化を享受できなくなる。

（大林委員）

- デジタル・ネットワーク社会は、知的創作活動の成果物を多くの人々が享受することを可能にし、生活を豊かにする反面、多様かつ大量の権利侵害が発生していることも事実であり、利用と権利者の保護の問題が鋭く対立する中、両者の関係を如何にしてバランスよく実現するべきかという問題が極めて重要。
- 無秩序な著作物等の利用が許されるのであれば、コンテンツを創造するインセンティブも失われ、利用すべきコンテンツも枯渇し、文化も早晩衰退していく運命にあるということ強く認識すべき。

(河村委員)

- もっぱら情報の受け手であった消費者が、容易に情報を世界に向けて発信する手段を手にし、著作権をめぐる権利関係の主体として、著作権法と日々深く関わることとなったにもかかわらず、こうした消費者／ユーザーの著作物の使用形態を想定していない現行の著作権法は、消費者／ユーザーをもっぱら侵害する者のように位置づけてしまっている。

(黒木委員)

- デジタル・ネットワーク社会では、携帯端末の普及などにより、いつでも・どこでもコンテンツにアクセスできる環境が整い、大量のコンテンツ流通が可能となる一方、違法コンテンツが溢れており、不正流通対策が追い付いていない現状にある。

(迫本委員)

- 近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の中で、著作物の違法コピー・違法流通の形態はますます多様化、複雑化し、いわば「違法流通の簡易化・短縮化」の状況にあり、各業界がこれらの著作権侵害行為によって被る被害は莫大な額に及んでいる。

(里中委員)

- デジタル時代においては、プロの創作者以外が創作発表できるようになり、素人の作品の商業利用したい企業も増えてくるはず。

(瀬尾委員)

- デジタル・ネットワーク社会においては、利用者の利便性が向上するとともに、著作者にとっても、公表の場の拡大、著作物製作コストの大幅な削減、需給調整の容易化といったメリットがある一方、違法複製物が迅速かつ広範に広がるといったデメリットがある。ネットワーク社会の利点を生かしつつ、違法な利活用を阻止することが、根本的な課題。
- 著作物の流通に専門家以外の創作者も容易に参加できるようになり、大量かつ変化に富んだ著作物が利用可能となるという利点がある反面、公序良俗に反したり、個人の権利を侵害するような著作物も流布するといった問題も生じているため、創造サイクルに対する基本的な考え方を再構成する必要。
- バブル崩壊後、精神的な豊かさを求める時代になっており、文化である創作物の果たす役割はますます大きくなっている。
- 技術の急速な発展に対応するためには、問題が発生する前の段階、すなわち、新しい技術や利用方法が登場した段階で検討することが望ましい。そのためにも、技術者を含んだ検討組織を設け、新しい技術などの可能性などについての検討を、問題が生じる前に行うべき。
- 文化が生活必需品であるという視点を踏まえた上で、ネットワーク上において、何をどのように流通させるのか、それに著作権法がどうかかわるかを考えると、著作権保護の

在り方も明らかになるのではないか。

(苗村委員)

- デジタル・ネットワーク社会とは、情報通信技術の飛躍的な発展により、製品・システム・情報が産業、行政、教育、地域社会、日常生活のあらゆる場面において深く浸透した状況（「先導技術の結末」）であり、こうした状況からは「記録媒体の大容量化等による恒常的なソフト不足の状態」「機器の汎用性の進展」「プロとアマの混在」「正確で迅速な電子的権利処理（技術）の確立」がもたらされる。
- 「先導技術の結末」の背景には、①「表現の自由」を実現するための前提である様々な情報アクセスへの保障の必要性、②グローバル化（人、物等の国際的交流と国際的な分業体制の確立）に伴う情報の国際流通の必要性、③エネルギー問題等の解決の手段としてのデジ・ネット技術の活用等の必要性の3つが存在する（「社会的必然性」）。
- 「社会的必然性」からは、①個人（又は団体）の意見・信条を「表現」する自由と創作的な「表現」を保護することとの関係を明確にする必要性、②法制度、契約、規格・基準等に関連して国内ルールと国際ルールの役割分担を明確にする必要性、③エネルギー問題と関連して、デジ・ネット技術を活用する観点から、我が国で創作され発信される情報の文化的・経済的価値を高めるための方策は何か、といった課題が指摘される。
- ①情報の記録・送信等に関わるコストの著しい減少に伴う事業者の収益構造の抜本的な見直し、②アマチュア層が量的に拡大し、プロと異なる主張する結果、プロの利益が損なわれる可能性、③映画、放送、出版等の既存の情報媒体及び事業者の境界の不明確化、④クリエイターとユーザーを直結するシステムの開発による、出版者、レコード会社等の仲介者を中心とするビジネスの態様の変容から、コンテンツビジネスの在り方は根本的に変容する可能性がある。
- 社会のデジタル化・ネットワーク化は消極的に捉えられるべきものではなく、むしろ社会的必然である。このことを前提として、権利者はより多くの収入が得られ、利用者は多様なコンテンツを利用できるという視点の下で著作権制度を含む様々な制度の見直しを行うことが必要。

(中村委員)

- 世界中の情報を誰もが入手でき、誰もが情報を生産・発信できて、世界中の人々がそれを共有できるデジタル・ネットワークは、人類史を前後期に分けるほどの変革をもたらす力を持っており、メリット、デメリットといった二分評価を超える意味、価値がある。
- 制度や政策を考えるに当たっては、短期的な問題解決アプローチに加え、長期的な視点に基づく方向感を持って対応することが大切。

(松田委員)

- 創作の保護を排他的請求権によって確保するという著作権の基本思想は、ネットワーク・コンピュータシステムによって情報を共有するという考えと顕著に対峙することとなったが、（この対峙は二者択一的なものではなく、）優れた創作者による新しい文化の

創造と、これをテクノロジーによって流通・利用させるという2本の柱はいずれも必須。

- ▶ 著作権法は、生理的利用（感性、悟性による看取、感得）ではなく、物理的利用（複製等）を捉えて支分権化しているが、テクノロジーが発展（送信スピードと大容量のストレージの増大）している中、物理的利用をすべて支分権によって捕捉することが可能か。
- ▶ 素人による著作物の創作と流通が可能になったことをもって著作権法上の構造や基本的考え方を変更させる必要はなく、素人の著作物もこれまでの論理によって保護すれば足りる。
- ▶ 機器の汎用化が進み「専ら」特定目的・機能に用いられる機器といったものがなくなるという問題が、著作権法の議論として現れるのであれば、いわゆる間接侵害論における「専ら」性による侵害を肯定する要件として考察すれば足りる。
- ▶ 電子化による正確で迅速な著作権の権利処理の可能化は、生理的利用を補足する DRM によって権利処理を行うべきという方向に移っていく。この場合、著作権者に入る対価が減少することになるが、社会の大きな流れは電子化による権利処理に向かっており、これに逆行すると、国際競争力を欠くことになる。

（宮川委員）

- ▶ 情報のデジタル化、録音録画機器の発達、インターネットの普及によって、劣化の少ない高音質な音楽や映像コンテンツの複製、頒布、公衆送信が容易になったと同時に、著作権保護技術と契約を組み合わせ、個人の私的領域における著作物の複製や利用を管理することが容易になった。
- ▶ ネットにおいては、プロのみならず一般人が創作したコンテンツや情報を公に発信する環境が生まれている一方、個人が安易に他人の著作物をアップロードし、それを録音・録画するという被害が増大している。これに対しては、音楽・映像配信サービス等、インターネット上の適法配信を充実させる動きもあり、適法配信に呼応した努力がみられる。

論点2 著作権制度の果たす役割について

(石坂委員)

- デジタル・ネットワーク社会になってもコンテンツの創造、保護及び活用の基盤となる著作権制度の重要な役割が何ら変わることはない。「文化の発展に寄与する」という著作権制度の目的が達成されるよう、絶えず見直しが必要。

(いで委員)

- 著作物の利用の対価が創作者に還元され、さらに新しい創作につながるという循環が文化を育むことは自明の理であり、こうしたことを実現するため、デジタル化・ネットワーク化がもたらす変化に対応した著作権制度による保護が不可欠。

(大寺委員)

- デジタル・ネットワーク社会においても、著作権法の果たすべき役割は基本的に変わらないのであって、特に「コンテンツ大国」を標榜し、これを実現するためには、著作者への十分な対価の還元と、それが新たな著作物の創作に結びつくという循環を持続し、発展させる必要。そのためにも、著作権法による適切な権利保護は一層重要。
- 著作権制度のみでなく、他の法制度やビジネス等との関係を整合的、体系的に検討していくべき。また、ビジネスを優先的に進める観点から、ガイドラインの策定などを加速していく仕組みが必要。

(大林委員)

- デジタル・ネットワーク社会においても著作権者等の権利の保護が最重要の課題であるという基本理念は変わらない。
- 著作権制度の究極の目的は文化の発展に寄与することであり、著作物等の利用に配慮しながらも、著作権等の保護を図ることこそが必要。こうした基本的な理念は、デジタル・ネットワーク社会においても、一層維持されるべきであり、投機やマネーゲームによって著作権制度が簡単に変容されるものであってはならない。

(河村委員)

- デジタル・ネットワーク社会は能動的に参加する消費者／ユーザーによって発展しており、消費者／ユーザーの能動的な参加、情報発信がビジネスを育てている。これを推進するため、著作権法は、消費者／ユーザーの自由な参画を妨げないものであるべきであり、それが文化を支え、ひいては現在から未来の著作権者に利益をもたらすビジネスの隆盛を可能にする。
- これから文化を生み出す人が、与えられた利用の自由の中で創造性を育むとともに、著作権者においては、ただ手厚く保護されることによってではなく、積極的で多様なビジネス展開を可能にすることによって、より多くの利益を得られるようにすることがデジタル・ネットワーク社会における著作権制度の役割。

- 著作物の不正な入手など、著作者に対して本当に損害を与える行為や尊厳を損ねる行為については著作権法によって取り締まるべき。
- コンテンツの制作現場の利益保護に当たっては、その実情やそこでの契約の慣行及び著作権管理団体に所属しない創作者に不利益がないルール作りなどを念頭に置きながら、著作権法の中だけではなく、多角的な方面から議論するべき。

(黒木委員)

- デジタル・ネットワーク社会においても著作権者等の権利を守ることはもちろんだが、コンテンツが円滑に利活用できるように、著作権制度がブレーキになるのではなく、潤滑油としての役割を果たすことが期待される。

(瀬尾委員)

- 著作権の社会的な意義は非常に高まってきている反面、著作権制度だけで問題に対応することは難しくなっているため、実務的な役割を持った組織を有機的に連動させて、検討と進言、監視を常に行い、文化政策として著作権制度を考えていく必要。
- 今後は、アマチュア及びプロ双方におけるコンテンツの創造サイクルが円滑に回るような著作権制度の在り方が求められており、次の時代において、どのようにしたら物をきちんと作ることができた上で、創造サイクルが円滑に回るかということについて、ある程度の解を得ることが必要。

(苗村委員)

- 現行の著作権制度が前提としているコンテンツビジネスの構造が、今後10年程度の間に変化的に変化する可能性が高いため、著作権制度についても大規模な見直しが必要。
- プロとアマチュアの境界が曖昧になるとしても、著作者の権利保護の重要性は減じることはなく、アマチュアを含む表現者の権利をいかに保護するかについて、新たな著作権制度の中で理念を確立する必要。
- 新たな著作権制度を定めるにあたっては、国際的な調和を重視する必要があるため、そのためには、条約協議に先立って国際的・学際的な検討が必要。

(中村委員)

- 著作権制度を手直しして問題解決を図るこれまでのアプローチは限界に直面しており、法律の出番を少なくし、契約、ビジネスモデル、技術で対応するアプローチを重視するべき。技術や利用の変化スピードに対応できるよう、制度というよりも全体のシステムを構築することが必要。

(野原委員)

- デジタル・ネットワーク社会においては、例えば、①ネット上のCGM等のように「文化」として捉え振興するべき対象が、プロのみならず個人の著作物へと拡大し、②制作・表現、出版・流通、視聴の各段階でデジタル化が進展したため、既存の関連業界のビジ

ネススキームに変革が起こりつつあるなど、現行の著作権制度の制定当時とは大きく環境が異なっているので、根底から著作権制度を再構築し、文化、生活、関連産業の変化を的確に踏まえた、文化の振興を促す仕組みとするべき。

(松田委員)

- 著作権法の基本思想（排他的請求権によって創作インセンティブを確保し、文化を発展させること）によっては、高い文化を創作することが遂げにくくなっているように思われる。玄人による創作の保護を文化行政全体で考察すべき。
- 近時の著作権紛争は大量著作物の大量利用として現れることが多くなってきており、権利者による個別的な権利行使によるソーシャルコントロールの機能は相対的に低下しつつあるため、著作権法の権利構成の外側に、著作権を運用する社会システム（民事訴訟による秩序の形成）以外のものを構築する必要。

(三田委員)

- インターネット時代となり知的コンテンツの需要はますます高まっているが、当該コンテンツの利活用を推進するためのシステムは、需要の増大に対応していない。この解決のためには、著作権制度が自由な表現や情報の流通の障害になっているという認識を持たれないようにすることが重要であり、利用者の利便性を図ることが必要。

(宮川委員)

- ネット上の違法複製物の横行をみると、違法複製物の配信とダウンロードに対する違法意識が希薄になっているかのような懸念を感じる。著作権者・隣接権者が違法複製物の発信者、ダウンロード者に法的責任を追及するには人的・物的コストがかかりすぎるため、対価の回収というよりは、広く一般のユーザーに対して、無断利用が違法であることを発信し、啓発するとともに、他人の著作物の利用についての明確な規範（ルール）を提示できる制度とすることが必要。

論点3 著作権関連の課題及び取るべき方向性について

【総論】

(河村委員)

- 著作権者の権利の尊重は当然のこととして、明日の文化の担い手を含む消費者／ユーザーの公正な範囲での自由という権利も尊重されなければならない。
- 著作物の新しい利用形態を受け入れ、保護と利用のバランスの上に、豊かな未来の文化を育むことができるよう、消費者／ユーザーにとって分かりやすい著作権制度に変えていくことが重要。

(野原委員)

- 著作権制度を検討するに当たっては、「文化は、プロの作品だけでなく、一般個人の著作物の流通量が増加し、活性化されることによっても振興される」というスタンスで検討すべき。
例えば、音楽著作物については、CD・DVDプレイヤー、PC、携帯電話など多様な視聴形態において利用されている。こうした利用の中で、視聴者はパッケージごと、機器を変えるごとにサービス料（著作権料を含む。）を支払っているが、本来、同一人物の視聴においては、著作物一作品ごとに著作権料を支払えば良いのではないかと。

(野村委員)

- 著作権思想の普及を進めるためには、著作権の全面的な見直しによって、分かりやすい表現の規定に改正することを考えるべき。ガイドライン、自主ルールなどの活用によって代替することも考えられる。

【権利処理】

(河村委員)

- 著作物の不公正な入手を減らすには、リーズナブルな価格で魅力的なサービスを十分な選択肢を持って用意することが重要。二次的著作物の制作に関する権利処理などをサポートする、誰でも利用可能な集中処理機関や集中処理技術の導入が必要。権利処理に係る制度の構築に当たっては、アマチュアによるCGMなど、多様な創作活動を行う者に対する不利益が生じないように、既存の権利者団体や音楽出版社などの利益を中心とした考え方から離れることが必要。

(黒木委員)

- 過去の放送コンテンツの流通を促進するためには、権利処理コストの低減を図ることが必要。また、権利処理にかかる申請や報告などの電子化は進んでいるものの、必ずしも権利処理の円滑化につながっていない実態があるため、①集中管理を促進するための具体的施策の検討や、②著作権等管理事業法の見直し（支分権ごとの管理からビジネス実態に即した管理へ、管理事業者間の連携の必要性）が必要。

- 最近、デジタル教科書に係る議論が盛んに行われているように、教育においても著作物の利用の仕方が変化している。具体的な制度の検討にあたっては、こうした変化を踏まえた検討が必要。

(里中委員)

- 著作権の権利処理を速やかに、かつ正確に行うためにもポータルサイトの構築が急務。
- 権利処理に係る制度については、学校現場などによる著作物の利用を推進するため、著作物の利用についてわかりやすい制度であるとともに、著作権者に不利にならないようなシステムの構築が望まれる。また、権利者間での著作権料の分配に係る公平を図るため、公的な機関が主体となるべき。

(瀬尾委員)

- 契約による問題解決が最も迅速であり、契約の公正さを担保するためにも、権利の集中処理システム(ないしは、複数の権利者が集まった事務所のようなものの設立)が必要。また、公正な契約の普及のためには、団体間でガイドラインを作成することも考えられる。
- 権利者不明の著作物を流通のサイクルに取り入れるべく、権利者不明の場合の認定や権利者不明の著作物の利用にかかる費用を負担する組織を、日本独自の考え方と方法で構築することが必要。

(中村委員)

- 著作権情報の集中処理機関への財政・税制支援や集中処理技術の開発推進。
- 放送コンテンツ等の制作取引適正化の監視・推進/産学官によるフェアユース等に係るガイドラインの策定/ADRや相談窓口の拡充。

(野村委員)

- 著作権をめぐる紛争解決を目的とするADR機関の設立を考えるべき。
- 契約によって、権利者と利用者との間の利害関係を調整しやすいように、著作権法に規定することを考えるべき。適正な実務慣行も尊重されるべき。

(松田委員)

- 著作物等の個別的利用許諾のコストの問題を解決するため、利用者(又はその団体)が利用されるコンテンツごとに権利者団体に対して利用料を支払い、当該コンテンツの権利処理を「行ったものとして」利用を許諾する制度を導入すべき。(拡大集中許諾制度の導入)
- 大学、研究機関等の団体内における著作物の利用にかかるルールを設け、当該ルールの範囲内であれば自由な利用を認めるという制度を導入すべき。(包括的許諾制度の導入)
- 現在のネット流通に関する諸問題を解決するため、当事者間(団体間の協定を含む。)

の利用に関する契約を促進するため、著作権契約法を立法し、「契約で何ができるか」を検討するべき。

- 著作権契約法により、新しい著作権契約ルールを組み立てることで、包括的な著作権契約や、ある程度ルーズな部分が存在するような著作権契約が促進される社会を作っていくことが必要。

(三田委員)

- 「簡易な登録制」(何らかの形で権利者が登録し、登録した権利者に補償金等を配分)による「著作権集中管理機構」(以下「機構」)の設置が必要。
- 機構の具体的なシステムは次のとおり。
 - ✓ 国またはそれに近い公的機関による設置。
 - ✓ 管理事業法上の管理事業者は、把握している登録者を一括して機構に登録。
 - ✓ 機構は広く存在を告知し、名簿を公開するとともに未登録者に登録を呼びかけ。
 - ✓ 新たに登録された著作権者はその著作物の分野に応じて、その分野で最大の管理事業者を紹介し、そこに登録。
 - ✓ 登録料は無料または必要最低限。
 - ✓ コンテンツの利活用については機構が一括して許諾。
 - ✓ 利活用によってユーザーから払われた使用料等は機構を経由して各管理事業者に配分され、最終的には著作権者に配分。
 - ✓ 利活用された著作物の著作権者が未登録の場合、機構が「クレーム処理」のための費用を積み立て。
 - ✓ 登録された著作物については、著作権料の支払いの必要性について確認。
- 一括許諾により対応できないコンテンツ(公表が差し止められている著作物など)については、有識者による運営委員会が作成したガイドラインに従うとともに、定期的に同委員会を開催することにより個別に対応。
- 著作物の利用の在り方(無許諾利用、無償利用)についても、機構が判断・決定を下せるような機能を持てば、著作権制度の運用の簡易化が可能。

【著作権に係る教育及び普及・啓発】

(いで委員、里中委員、瀬尾委員、中村委員)

- 義務教育段階からの学校教育における著作権教育の充実が必要。その際、著作権教育に関する基本的なコンセプトを構築し、総合的に運用するべく、現場の教育者や識者によって構成される組織を設置し、常時検討を行う。

(石坂委員)

- 若年層に対し著作権についての基本的な教育を行うことにより、著作権意識と規範遵守意識の向上を促し、正規コンテンツの利用へと誘導するために効果的な普及活動を実施することが極めて重要。

(いで委員)

- 違法利用の撲滅に向け、著作権保護の大切さを周知するための広報を国として行うことが必要。

(瀬尾委員)

- 社会人や高齢者に対する著作権教育の充実が必要。

(宮川委員)

- 広く一般のユーザーに対して、無断利用が違法であることを発信し、啓発するとともに、他人の著作物の利用についての明確な規範（ルール）を提示できる制度とすることが必要。

【保護期間延長問題】

(いで委員、大林委員、里中委員、瀬尾委員)

- 優れた作品を創作できる人材を育成すると同時に、国際的な競争力を持つ作品の創作を促進するため、著作権の保護期間を他の先進国並みに延長すべき。

(いで委員、瀬尾委員)

- 戦時加算義務の早期解消が必要。

(大林委員)

- 実演家に係る著作隣接権の保護期間について延長が望まれる。

(苗村委員)

- アジア諸国を含む諸外国の動向にも注意を払った上で、現行の保護期間を原則としながら、例外的にその延長を可能とする制度（例えば、「延長登録制」）について検討する価値がある。

【違法流通対策】

(石坂委員、中村委員)

- 違法コンテンツ配信などの著作権侵害に対する技術的な対策の検討を推進する関係者の取組に対する支援が必要。

(大寺委員)

- 違法複製物の流通は膨大かつ世界的規模で行われており、権利者の自助努力で対処できる範囲をはるかに超えているため、ネット社会の治安回復という観点から、政府による有効な対策が期待される。
- 技術的保護手段を担保するためにアクセス制限技術を用いているが、アクセス制限を回避する機器やプログラムが出回っており、デジタル録画された高画質の放送番組がイン

ターネットに流出するなど被害が深刻になっているため、アクセス制限の回避にかかる規制を検討すべき。

- 違法流通に対する監視や摘発のシステムについて、どのようなものが経済的に合理性を持つのか見極めることが必要。

（黒木委員）

- 違法コンテンツが溢れており、不正流通対策が追い付いていないため、政府としても取り締まりの要請等を行うべき。

（迫本委員）

- 平成21年の著作権法改正により、著作権侵害だと知りながら映画や音楽をダウンロードすることも違法となるなど、違法流通対策にも一筋の光明が見出されているが、引き続き、「官」においては省庁横断的、「民」においては業界横断的に情報交換・連動を図り、「官民一体」となった違法流通対策への支援の検討を行うべき。

【権利制限規定の見直し】

（河村委員）

- （消費者／ユーザーの能動的な参画がデジタル・ネットワーク社会を支え、そこに著作権者に利益をもたらす新しいビジネスの可能性があるのであって、）著作物の公正な利用にはできるだけ制限をかけない方向で、一般的・包括的な権利制限規定を設けるべき。

（黒木委員）

- 現状では、学術や教育目的であっても、放送番組を上映する場合などには個々の権利者からの許諾が必要であるが、個別の権利制限規定の緩和や新設による対応を検討するとともに、利用形態によっては権利者に補償金を支払う仕組みを検討してはどうか。

（瀬尾委員）

- 私的複製は、大量かつ精緻な複製が個人ではできない時代の規定であり、米国のフェアユース規定を上回る広い範囲を持った一般規定であると考え。この私的複製と引用に関する権利制限規定は、他の権利制限規定と一線を画すものであり、これらについて検討することによって、日本独自の法と運用の可能性が見えてくるのではないかと。

（野村委員）

- 権利制限の規定によって、利用者（消費者）の無償利用が許されている場合に、契約その他の方法により、権利者が対価を得て利用を許諾することがどこまで許されるのかを明確にすることが必要。
- 著作権者が著作物の複製を実効的にコントロールすることは難しいので、複製の実態を調査し、公正性・実効性などの観点から、適法な複製と違法な複製との区別を見直すべき。

（松田委員）

- 日本の著作権人格権の保護要件は比較法的にはやや強いということができ、特に同一性保持権については、利用との調整がより容易になるようにする方法を検討すべき。（例えば、著作権法第20条第2項第4号の「やむを得ない」という要件を「正当な」に変更することなどが考えられる。）
- 企業（等）内での業務目的の複製については、以下の要件で適法化したうえで、当該要件を超える複製については、複写権センター等による権利処理を行わなければならないこととするべき。
 - ✓ 複製を行う者が所属する同一法人かつ同一構内に、適法に複製・譲渡された複製物（市販書籍等）が存在すること。
 - ✓ 適法複製物から一部又は許容されている（小）部数を複製すること。
 - ✓ 利用目的を終了した場合、複製物を廃棄すること。

【私的録音録画補償金制度】

（石坂委員）

- 技術的に複製をコントロールできない分野における私的録音録画補償金制度の再構築又は、同制度に代わる著作権者等に利益を還元する制度の早急な創設が必要。

（いで委員）

- 機能不全に陥っている私的録音録画補償金制度を技術の変革と複製機器等の多様化に対応するよう早急に見直すべき。
- 私的録音録画保障金制度はあくまで1つの手段であり、本来は著作物を複製するたびに著作権料を支払うことが必要。

（大寺委員）

- 私的使用のための複製の権利制限（30条1項）を存続する以上は、権利の保護とバランスをとるために、私的録音録画補償金（同条2項）は不可欠。デジタル方式の録音・録画機器の多様化に対して、機器指定が追いついていないなどの状況にあるため、補償金による「クリエイターへの適切な対価の還元」が確実に行われるよう、制度の充実を図るべき。

（大林委員）

- 私的録音録画補償金制度は、利用の自由と権利保護とのバランスを図った優れた制度ではあるが、同制度の対象となる機器・機材が専用品に限定されたままでパソコン等の汎用機が対象となっていないため、空洞化している。文化の発展に寄与することができるよう、同制度を見直し、結論を早急に出すべき。

（苗村委員）

- 私的録音録画補償金小委員会事務局が作成したまとめ案を参考に、その後の進展も踏ま

え、地デジ完全移行前を目標に今後の方向づけを行うことが必要。

- 家庭内における個人使用のための複製であっても対価が必要であるという主張は同意できるが、実際の対価の徴収に当たって、必ず対価を集めるやり方にするのか、全ての権利者に対して徴収の可否を主張する権利を保障するやり方にするのか検討が必要。

(中村委員)

- ハード・ソフトの利益配分・相互発展に関する建設的なプロジェクトの構築（録音録画補償金にこだわらない問題解決法の検討）

(野原委員)

- 私的録音録画補償金制度は、複製するたびに著作権料が発生するという基本概念の上に成り立っているが、その考え方自体が実態に合わなくなっているため、当該制度を廃止し、デジタル・ネットワーク社会における著作権料とは何かを根底から検討するべき。

(宮川委員)

- 私的録音録画補償金制度については、当該制度が、高品質で大量の複製が可能となったことにより著作権者・隣接権者の利益が害されているため、利用者に補償金を支払わせているという制度であるという前提に立てば、議論のポイントの一つが「権利者は本当に私的録音録画によって利益を害されているのか」という点になることは避けられない。
- 権利者の被る不利益が看過できないほどの私的録音録画行為であり、消費者から無許諾無償の複製は問題であるとの理解が得られれば、関連する録音録画機器等について相応の補償金を広く薄く消費者に負担してもらうことも可能。
- 他方、権利者の被る不利益が看過できないほどの私的録音録画行為について、違法ダウンロードを30条の適用除外としたのと同様に、30条の対象から外し、補償金ではなく、権利者と事業者あるいはユーザーとの契約で対処するということも考えられる。

【書籍のデジタル化】

(瀬尾委員)

- デジタル書籍については、出版物というメディアがデジタル化するという局地的な視点のみからではなく、社会にとってのインフラ、もしくは、文化の基礎にあたる文字文化がデジタル化するという総合的な見地からの検討が必要。
- デジタル書籍に係る動きが活発化する中、国内の対応について早急な検討が必要であり、その際、著作権制度上の課題を明確にすることが必要。

(苗村委員)

- 出版社に新たに著作隣接権を設けることは疑問。出版社の役割の一部を編集著作者または二次的著作者として位置づける方向の検討をすることが必要。

(松田委員)

- 日本のデジタル書籍市場が米国企業に席卷されると、日本の知的レベルに対して大きな

影響を与えることになるため、今後のデジタル書籍市場においては、文献の検索システムが一極集中型にならないようにするといった、情報の公平性が保たれるようなシステムの在り方が重要。

- 国会図書館をナショナルアーカイブセンター化するとともに、アーカイブの利用が商用的利用にまで拡大し、産業の活性化に障害が生じないように、公共サービスとしては、公共図書館における国会図書館所蔵書籍の検索（いかなる文献が存在するかの検索）にとどめ、書籍データそのものは商用サービスとするべき。また、これらの施策を展開するに当たり、著作権法上の基本問題として検討するべき。
- 「電子出版」に移行しようとしている中、出版社が投資をし、サービスを構築しやすくするためにも、何らかの権利保護が必要であり、版面の保護の在り方を検討するべき。なお、想定される保護の在り方は、以下の3点か。
 - ✓ 版面権として権利化する方法
 - ✓ 出版契約における版面に関する債権的請求権として考察する方法
 - ✓ 出版契約法を立法し、出版社の債権的請求権を契約法によって承認する方法

（三田委員）

- 国会図書館のアーカイブにおいて、紙の出版物に係るアーカイブと今後のデジタル書籍に係るアーカイブについては、納本された出版物に係るテキスト化の状況や、データ配信にあたっての権利処理の在り方などの点について異なるため、切り分けて考えることが必要。
- 国会図書館のアーカイブに係るデータ配信などの利用にあたっては、検討するべき点が多いが、早急な対応が必要であり、全国民が利用しやすいシステムを整備するべき。

【その他】

《放送と通信の融合》

（大寺委員）

- 第174回国会において提出された「放送法等の一部を改正する法律案」において放送と通信の切り分けの見直しを図ったように、著作権制度においても放送と通信の切り分けを見直すことが必要。

（黒木委員）

- 放送と通信の融合が進む中で、放送番組のネット配信を促進するためには、放送と通信の定義や、放送と通信で異なる規定の見直し等を検討する必要。

《プロ責法の見直し》

（石坂委員）

- プロバイダの回答期間（開示請求から開示までの期間）を6週間程度に法定化するなど「プロ責法」に定める発信者情報開示請求手続きを改善すべき。
- 一定のプロバイダに対し、著作権侵害行為を防止する措置を講じることを義務づけ、こ

の義務の履行を「プロ責法」による免責要件とするよう制度の見直しを行うべき。

《スリーストライク法の導入》

(石坂委員)

- ファイル交換ソフトによる著作権侵害については、プロバイダが違法行為を行う利用者に対して警告等を行い、一定回数の警告にもかかわらず権利侵害を繰り返す悪質な利用者に対しては、接続アカウントを停止するなどの措置が必要。

(いで委員)

- スリーストライク法を導入している外国の対策例などを参考にしながら、国レベルでの実効性の高い対策を講じる必要がある。

《法定損害賠償制度の導入》

(石坂委員)

- 被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的な損害額を立証しなくても、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度を創設すべき。

《検討の在り方等》

(河村委員)

- (著作権制度について) 議論する場には、既存の権利者団体の代表のみならず、団体に所属しないでマネージメントを行っているクリエイター等の多様な立場の権利者や、消費者／ユーザーの側にも多様な立場を代表する者を迎えるべき。

(中村委員)

- J-contents を世界規模で拡大する民間取組の推進
- 著作権特区の導入による問題解決に向けた場の設定

(以上)

文化審議会著作権分科会・基本問題小委員会
平成21年(2009年)10月20日

著作権制度の沿革とデジタル・ネット ワーク社会が著作権制度に与える影響

新潟大学名誉教授・弁護士
齊藤 博

1. 著作権制度の軸足

著作権の保護と著作物利用者の利益 「著作権者」対「利用者」

① 著作権 ⇒ 著作権の譲渡 ⇒ 著作権者=利用者

著作権の保護強化は利用者の保護強化

著作権譲渡の対価と未知の利用

⇒ 著作権者に生じた利益の一部に著作者が関与できる筋道

著作権の一部(録音権、放送権等)譲渡

② 著作権 ⇒ 著作物の利用許諾 ⇒ 利用者

著作権は著作者の手元に保持

著作権の保護強化は著作者の保護強化

複製、送信等の個々の利用の対価

③ 著作権の制限 ⇒ 利用

教育、弱者保護等を目的とした利用の確保

著作権制度の軸足をどこに置くか。

t—+----->

著作権(創作者)

[大陸法] Continental approach

t—+----->

著作権者

[英米法] Anglo-American approach

精神的創作作業 ⇒ 著作物=人格の発露：人格価値 ⇒ 著作権(18条以下)

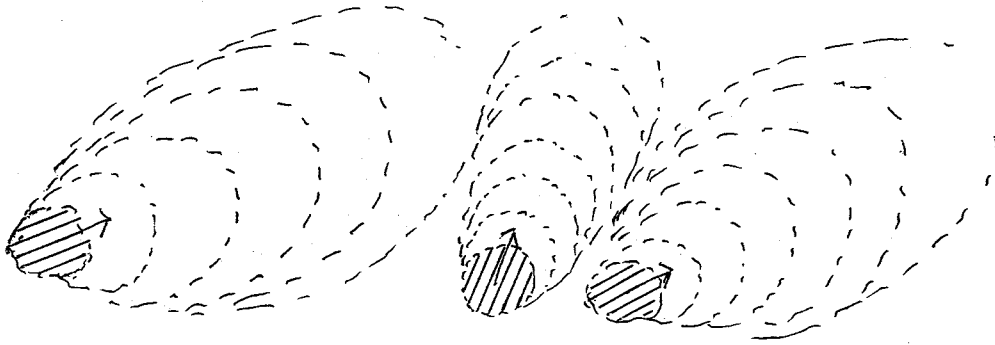
⇒ 人格的利益の保護(60条)

[⇒ 文化財の保護]

著作権法の文化的側面

2. 記録媒体・送信媒体の多様化・大容量化と情報の量の不均衡

媒体に入れ込むべき情報(著作物)をつねに探し求める。つねに空腹状態



3. 「利用者」の拡散

玄人と素人の混在

玄人 = 利用者(著21条以下)、複製物の製作・頒布者、公衆送信者等(B)

素人 = 使用者(読者、鑑賞者、最終消費者)(C)

B ⇨ C ⇨ B ⇨ C ⇨ …

法命題(条文)の平易化・簡素化

通常の記事化(カッコの多様を抑える。)

「著作権の内容」を限定列挙するか、例示するか

権利制限規定の平易化

[私的録音録画補償金に係る特定機器]「固定ヘッド技術を用いた磁気的方法により、32キロヘルツ、44.1キロヘルツ又は48キロヘルツの標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた音を幅が3.78ミリメートルの磁気テープに固定する機能を有する機器」(施行令1条1項2号)(制度導入時は必要、今はどうか? 難解)

技術の汎用化

利用許諾の電子化

技術的手段, 権利管理情報の活用(1996年のWIPO著作権条約11条, 12条)

技術的手段 ⇨ コピープロテクション(利用を抑える) ⇨ 電子許諾(利用を促す)

権利管理情報 ⇨ 利用の態様に応じた利用の条件等

User-friendly Business Model の構築

〔著作権基本問題小委 09.10.20 報告要旨 根木昭〕

1. 文化政策と著作権

(1) 著作権は、「文化」の一部

○旧文部省設置法（第2条）

- ・『文化』とは、芸術及び国民娯楽、文化財保護法に規定する文化財、出版及び著作権その他の著作権法に規定する権利並びにこれらに関する国民の文化的生活向上のための活動をいう。」

→現行の文部科学省設置法からこの規定は削除されているが、実務上は踏襲

(2) 文化的所産の保存と活用に係る制度

○文化財保護制度→文化的所産を保存し、活用を図ることによって社会的価値を発生させるような方向付けを行う。

○著作権制度→文化的所産の利用から生ずる利益を創造者に帰せしめ、それによって創造活動を活発化させる。

○両者ともに、それによって文化の発展に導こうとする。

(3) 著作権制度

○文化芸術活動の結果として生み出された成果物は、これを創造した人の人格的・財産的価値の結晶であり、多くの労力を費やしてもなお創造活動への意欲を喚起させるため、創造者にこれについての権利を認め、保護する。

○他方で、文化的所産である著作物の公正な利用を確保する。

○両々相まって、文化の発展に寄与することを目的とする。

(4) 著作権政策は、文化政策の「対象領域」の1つ

○文化芸術振興基本法→第20条において文化政策への位置付けを明確化

- ・「国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利についてこれらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。」

(注) 文化政策の5領域→「文化の振興と普及」「文化財の保護」「著作権の保護」「国語の改善」「宗務行政の運営」

2. 「文化芸術」の公共性～文化芸術振興基本法前文等から

(1) 文化芸術の“本質面”

○基本法（平成13.12.7法律第148号）前文

- ・「文化芸術を創造し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願い」「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高める」「文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有する」

→文化芸術が人間の本性に根ざした存在であり、人間と文化芸術の不可分一体性について規定したもの

○第1次基本方針（平成14.12.5文化審議会答申→平成14.12.10閣議決定）

- ・第1の1において「人間が人間らしく生きるための糧」に整理して敷衍
→これは、これに先立つ文化審議会答申「文化を大切にする社会の構築について～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」（平成14.4）の「第1章 今後の社会における文化の機能・役割」において詳述されたことを要約・収斂

→第2次基本方針（平成19.2.2文化審議会答申→平成19.2.9閣議決定）もこれを

踏襲（以下同じ）

○文化芸術創造享受権（基本法第2条第3項前段）が導き出される理念的前提

○文化芸術を振興する理念上の根拠

(2) 文化芸術の“効用面”

○基本法前文

- ・「(文化芸術は) 人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するもの」「(文化芸術は) それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てる」「(文化芸術は) 心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を有する」

→文化芸術の効用面について規定したもの

○第1次基本方針

- ・第1の1において、「共に生きる社会の基盤の形成」「質の高い経済活動の実現」「人類の真の発展への貢献」「世界平和の礎」の4点に整理して敷衍

→これらも、先の文化審議会答申の第1章において詳述されたことを要約・収斂

○これらは、(文化) 経済学の説く、いわゆる文化芸術の外部性の実体をなすもの

○文化芸術を振興する現実的な根拠

(3) 社会的財産性

○第1次基本方針

- ・「このような文化の意義にかんがみると、・・・文化芸術は、芸術家や文化芸術団体、また、一部の愛好家だけのものではなく、すべての国民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、この意味において、文化芸術は国民全体の社会的財産である。」

→すなわち、第1次基本方針は、文化芸術の本質・効用の両面から文化芸術を社会的財産と見なし、そこに公共性を見出しているものと解されること

→基本法にはこの表現はないが、基本方針において基本法の含意がより具体化されていると解されることから、基本法自体が文化芸術が社会的財産である（従って、それが公共性を持つ）との趣旨を内包

○なお、先の文化審議会答申は「社会的な資産」といい、文化財保護法（第4条第2項）は、(文化財についてではあるが)「貴重な国民的財産」と規定

3. 「文化芸術活動」の私事性～行政法上の一般的な解釈から

(1) 文化行政の性格

○給付行政が中心

- ・その多くが文化芸術活動への「支援行政」、文化施設の「設置者行政」であり、国民に対するサービスの提供が中心

○規制行政は例外

- ・文化財行政、著作権行政、宗務行政

(2) 給付行政に対する権利性

○基本法

- ・「文化芸術を創造し、享受すること（は）人々の生まれながらの権利である」旨を規定（第2条第3項）

- この文化芸術創造享受権は、基本法前文で言及された文化芸術の本質面を理念的な前提として導出
- すなわち、文化芸術が人間の本性に根ざした存在と見なされる以上、憲法第13条の幸福追求権に内包されていた権利が実定法上で顕在化されたもの
- そして、文化行政に対し、一定の節度（自主性の尊重（前文、第1条、第2条第1項）、創造性の尊重（第2項））とともに、積極的な対応を求めたもの
- ただし、その“積極性”の反面として、国民の側に給付請求権を認めることは困難
- ・行政法学においては、以下のような認識が一般的
 - 社会保障や公企業の利用のように、自由権の論理が当てはまらず、国民の給付行政への依存性が強く、憲法・法律により一定の給付を請求できる権利が保障されている場合
 - 企業への資金補助やスポーツ団体への補助、自由な利用に供される公共施設・設備のように、営業の自由やスポーツ・文化活動の自由が存在するのみで、国民の側の給付への権利性が希薄な場合
- ・文化芸術活動は、スポーツ活動と並んで後者に該当
 - すなわち、自由権としての文化芸術活動の自由は当然保障されるが、社会権的な給付への権利性は希薄
- ・換言すれば、文化芸術活動は、私事性を拭い得ない、というよりもこれが基本
 - それを裏打ちするため、基本法は、前述の自主性の尊重、創造性の尊重を明記
 - このことは、内容不関与の原則を担保しているものと考えられること（英国のアームズ・レングスの原則と同じ）

4. 著作権との関わり

(1) 文化芸術活動の私事性と著作権

○文化芸術活動の結果としての成果物

- ・文化芸術活動は私事性が基本である限り、その結果としての成果物に係る権利は、当然ながら当該活動を行った者に帰属
- これが最大限に尊重されることが必要

(2) 文化芸術の公共性と著作権

○文化芸術の公共性の根拠

- ・本来、文化芸術の本質面と効用面に由来
- ・しかし、往々にして公共性の根拠は、効用面（＝実利面）を中心に説明
 - （文化）経済学ではとりわけこの点が顕著
- ・効用面（実利面）のみでは、著作者の権利を制限することは根拠としてやや薄弱

○本質面から説くことによってはじめて、権利制限に実質を得さしめることが可能

- ・文化芸術は人間の本性に根ざし、文化芸術と人間との不可分一体性という観点に立てば、（効用面も加味しつつ）、国民全体ひいては人類全体にとってその成果が共有されるべきものという結論を導出することが可能

(3) 結 論

- 文化芸術活動は私事性が強い故に、著作権は当該者に帰属することが大原則
- 一方、文化芸術の公共性の観点から著作権に対してどの程度まで権利制限をするかは、この「公共性」のとらえ方いかんによるといえるが、単なる実利面（利害関係）のみで臨むのではなく、より高い次元において考慮することが必要

2009/12/7

文化審議会著作権分科会基本問題小委員会

日本におけるデジタルコンテンツ流通の円滑化と集中処理について —音楽配信及び電子出版事業の発展とその課題—

一般社団法人著作権情報集中処理機構 代表理事
ネットワーク音楽著作権連絡協議会 代表世話人
株式会社モバイルブック・ジーピー 代表取締役会長
ナクソス・ジャパン株式会社 代表取締役社長

佐々木 隆一

I. 日本における音楽配信・電子出版事業の発展とその課題

1. 音楽配信事業

(1) 携帯電話への音楽配信を中心に発達

①1999年インターネットでの音楽配信を開始

↓

②携帯電話の着信メロディーの配信開始 → レコード会社は無関係

↓ 携帯電話の技術進歩

③「着うた®」「着うたフル®」の登場 ← レコード会社の市場参入

④日本では音楽配信市場の90%が携帯電話を中心としたモバイル系

→ 日本の音楽配信市場の際立った特徴

(2) 現在の市場規模 [携帯電話分合計、2009年]

①市場規模 1,545億円

②ダウンロード数 7.8億回

③店舗数 8,200サイト

2. 電子出版事業

(1) PCやPDAなどに対する配信からスタート

①「シグマブック」「リブリエ」等の電子書籍専用端末の登場→市場形成には至らず

↓

②3G携帯の登場 →急速に市場が拡大

(2) 現在の市場規模

①市場規模 457億円 (ケータイ: 365億円、PC: 62億円) [2008年実績]

②電子書店数 875サイト (3キャリア合計) [2009年9月末時点]

③電子出版参加出版社数 約450社

3. 音楽配信と電子出版の現状からの示唆

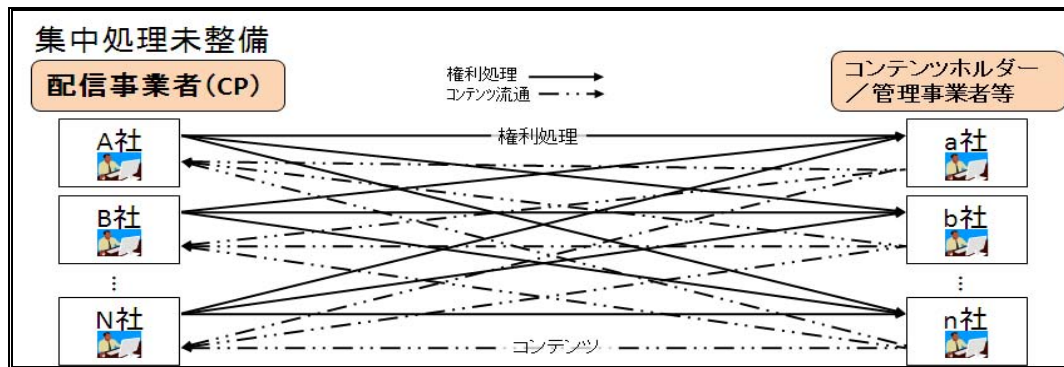
(1) コンテンツのネット流通の特徴

- ①大量の品揃え
- ②多数のコンテンツホルダーと多数の配信事業者との取引

(2) 配信事業における問題の所在

大量のコンテンツについて n 対 n の契約・取引が発生

- 権利処理にかかるコストが膨大
- コンテンツの流通が複雑・非効率的

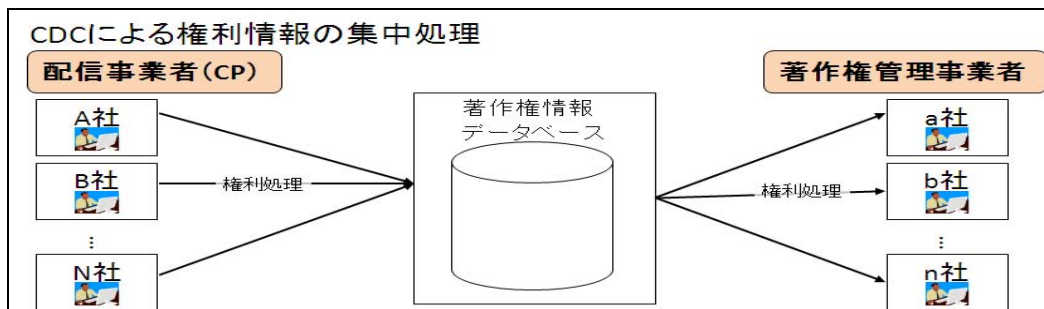


(3) 音楽配信事業からの示唆

①権利処理の集中化による権利処理作業の軽減

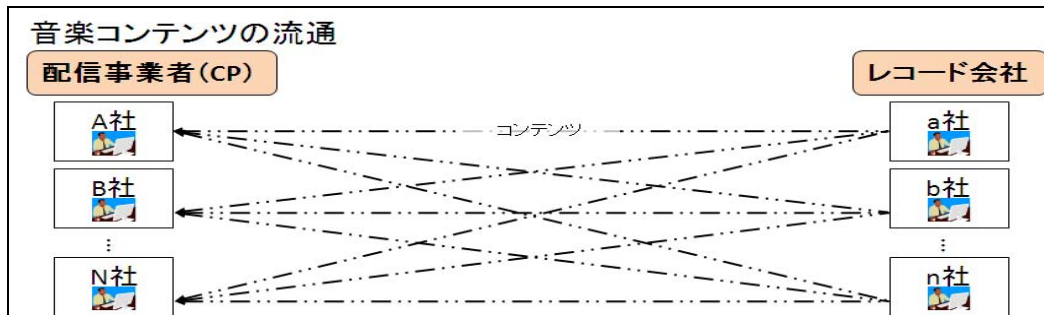
一般社団法人著作権情報集中処理機構 (CDC) の取り組み 【詳細はⅡ. 参照】

- 配信事業者と管理事業者の権利処理に係る重複処理の一元化



②音楽配信の市場においては、レコード会社が配信事業に直接進出

- コンテンツの集中管理が未整備

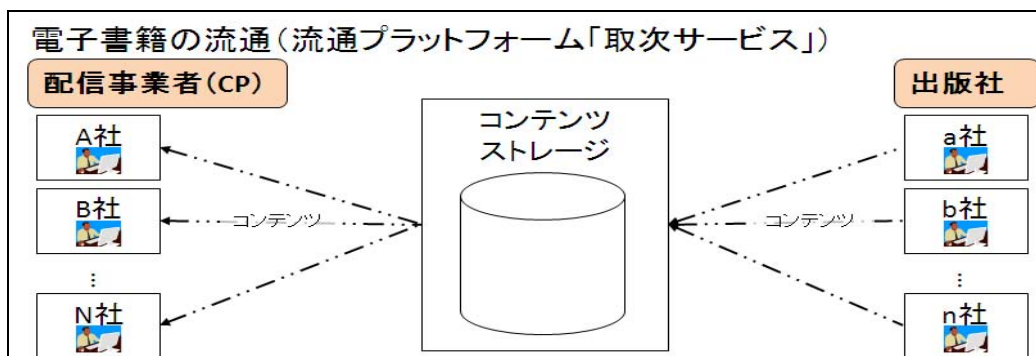


(4) 電子出版事業からの示唆

①コンテンツの集中管理による流通の合理化

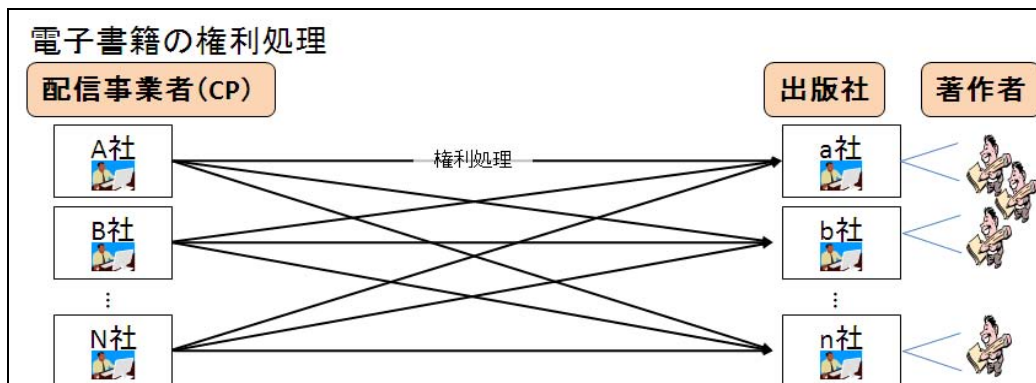
出版社と株式会社モバイルブック・ジーピーによる取り組み

➤流通プラットフォーム「取次サービス」の提供



②権利の集中処理スキームが未整備

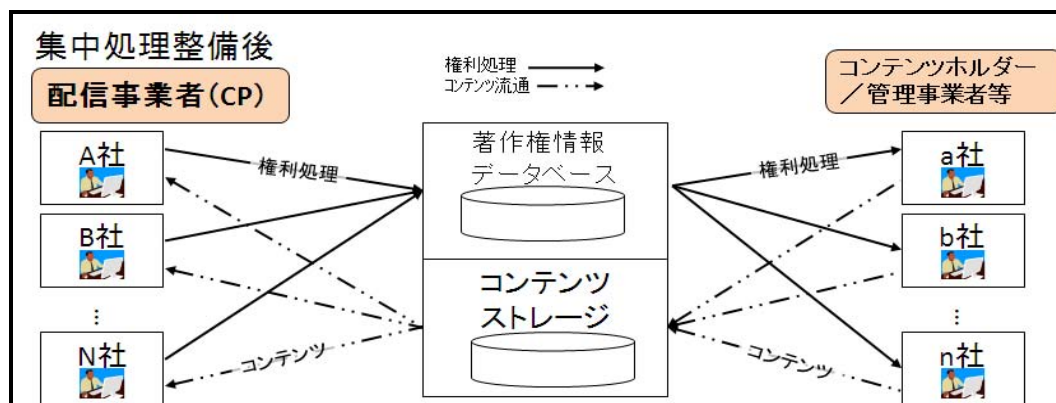
➤権利管理コスト(徴収、分配)の増加



(5) コンテンツを円滑に流通させる仕組みの構築

➤権利情報の集中化による権利処理作業の軽減

➤コンテンツの集中管理による流通の合理化



II. 一般社団法人著作権情報集中処理機構(CDC)の活動

1. 音楽配信が直面している課題

➤権利処理業務の負荷の増大

＝管理事業者への利用楽曲報告データ作成コストの増大

＝配信事業者からの利用楽曲報告データの確認・補完コストの増大

＝3億7千万曲（インタラクティブ配信でJASRACに報告される延べ楽曲数）[2008年度実績]

(1) 要因

①配信楽曲（品揃え曲数）の増加

＝利用曲目件数平均 10万曲／1配信事業者(全サイト) [2009/1-3月期]

②楽曲の配信開始時期と管理事業者のDBへの作品登録時期の齟齬

③配信事業者が有している楽曲のメタ情報（曲名、アーティスト名等）と、管理事業者のDBに登録されている情報の不一致

(2) 改善策

権利情報取得の効率的な仕組みの構築

↓

配信事業者及び管理事業者の協同によるCDCの設立

→権利処理情報の一元管理システムの構築・運用

2. CDCの取り組み

CDC設立の経緯

日本のデジタルコンテンツ流通は、iモードをはじめとしたモバイル配信システムが先導することで世界最大のデジタルコンテンツ配信市場を構築してきました。一方で、PCサイトにおいても100万曲を超える大規模品揃えによる音楽配信プラットフォームが急成長しており、また、放送コンテンツの配信ビジネスへの展開も政府機関をはじめとした施策によって今後大きな拡大が予想されています。

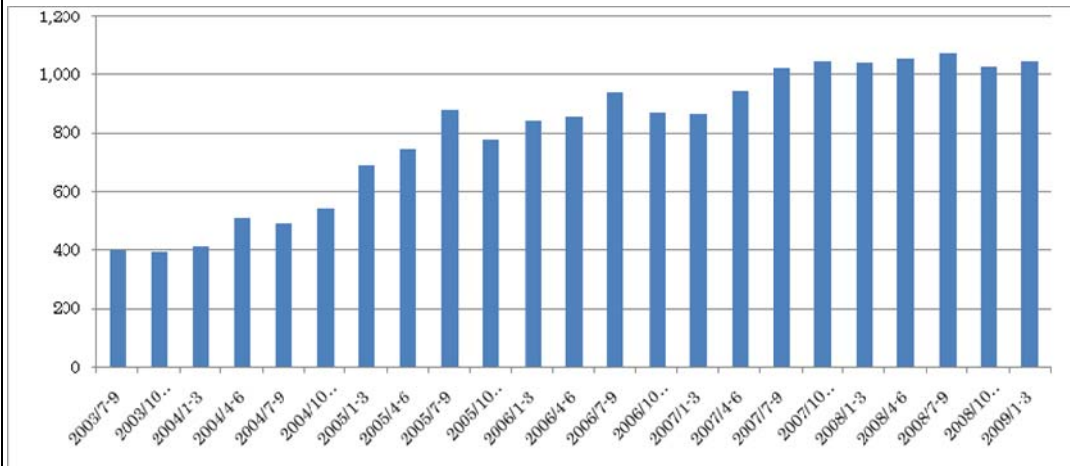
そうした中で、音楽著作権処理については2001年に施行された著作権等管理事業法をベースとした複数の著作権事業者と利用者代表との交渉により配信ビジネスに適合した著作権使用料規定が日々協議されることにより決定されています。その一方で、実務上の音楽著作物使用実績報告・請求システムは処理データ数の急拡大と各社が個別管理している多様な利用形態により処理能力の限界に達しつつあります。

これらを解消するため、権利者と利用者との間では大量な利用実績データを効率的に処理して権利者への分配到正確に反映するための方策や、包括請求使用料の管理事業者比率の取り扱い等について2007年から具体的な検討・協議を重ねてまいりました。

これまで、民間のビジネスにおいても企業間の競争による市場拡大時にはオープンに利用出来る共通インフラとしての決済システムや流通システムが登場することで多くのプレイヤー参加による競争促進から市場の拡大を実現してきました。

デジタルコンテンツ配信におけるこれからの市場拡大を目指すため、著作権情報処理フローの再構築(CDPR: Copyright Data Process Re-engineering)を行い、コンテンツプロバイダー及び著作権管理事業者双方の円滑な処理を推進するための共通インフラ構築のため、当該両者の協力のもと、2009年3月に一般社団法人著作権情報集中処理機構が設立されました。

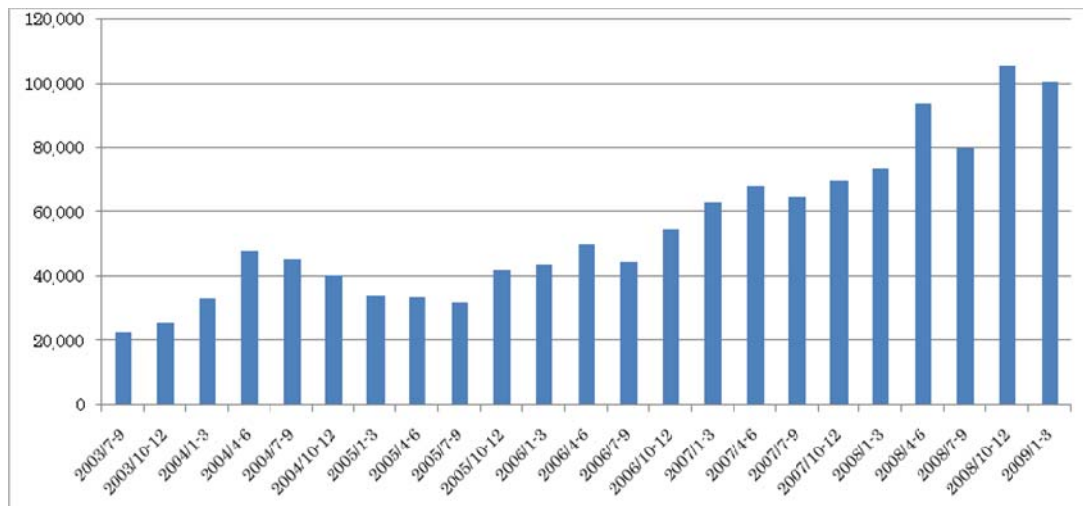
音楽系コンテンツ配信事業者（CP）数の推移



5年前と比較して2.5倍に増加。

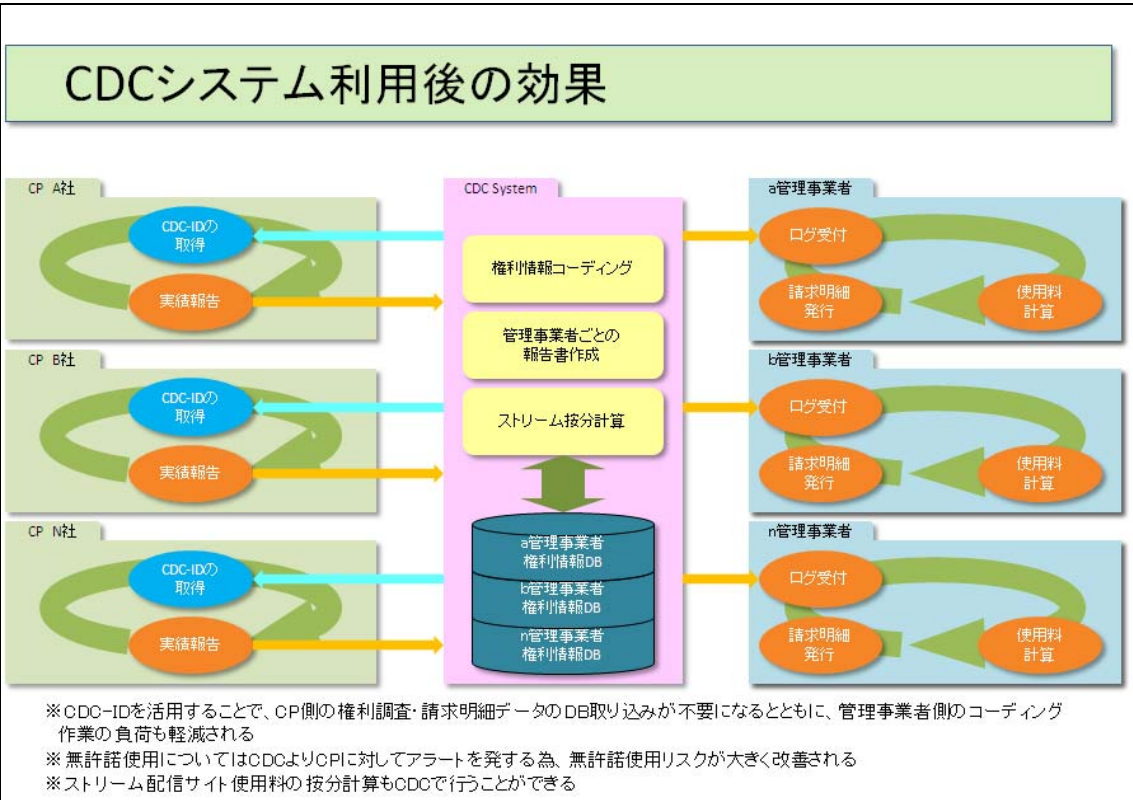
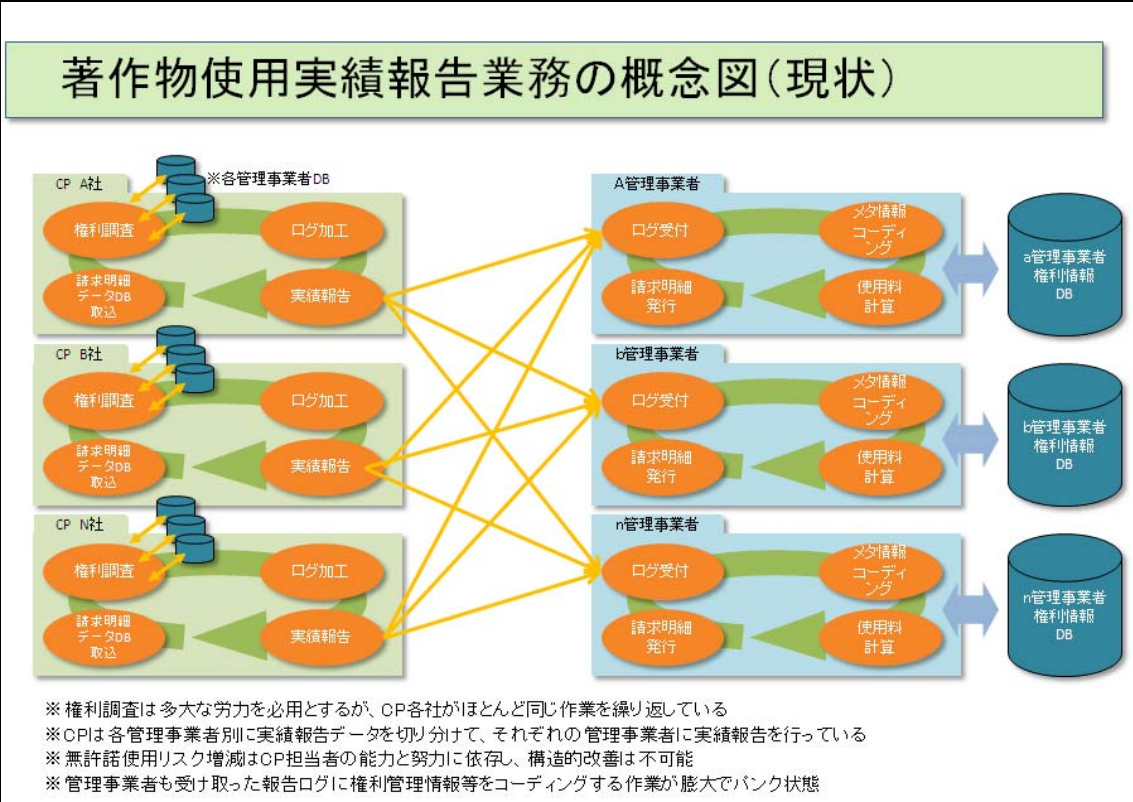
・事業者間の市場競争が激化するとともに
事業者一社あたりの報告件数(品揃え総数)が増加している

CP一社あたりの利用曲目件数（平均）の推移



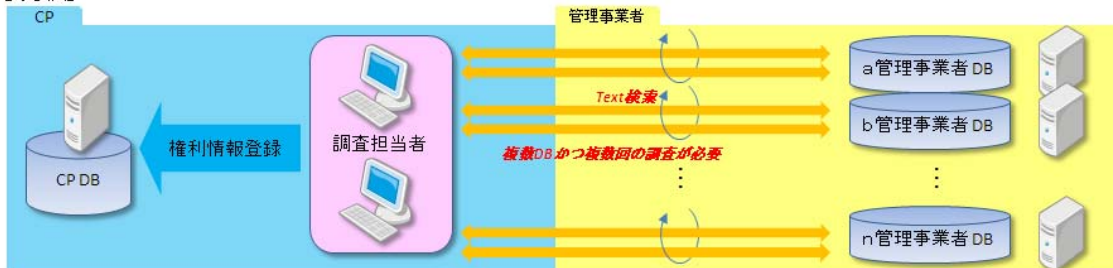
5年前と比較して約3倍に増加。

・管理事業者への曲目報告に係る事業者の負荷が3倍になった。

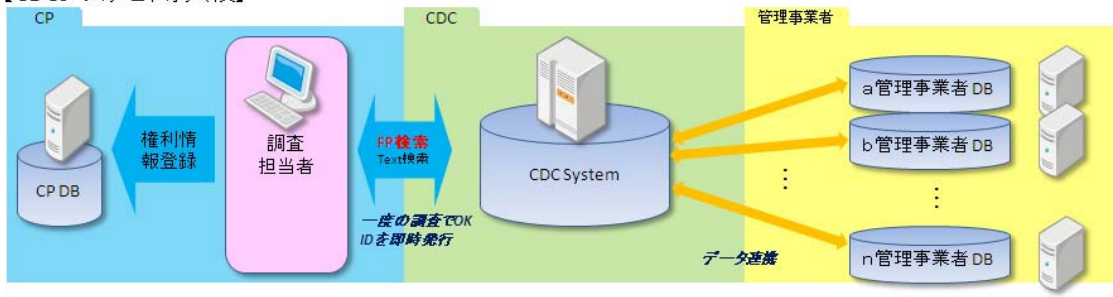


権利管理情報調査(比較)

【現状】



【CDCシステム導入後】

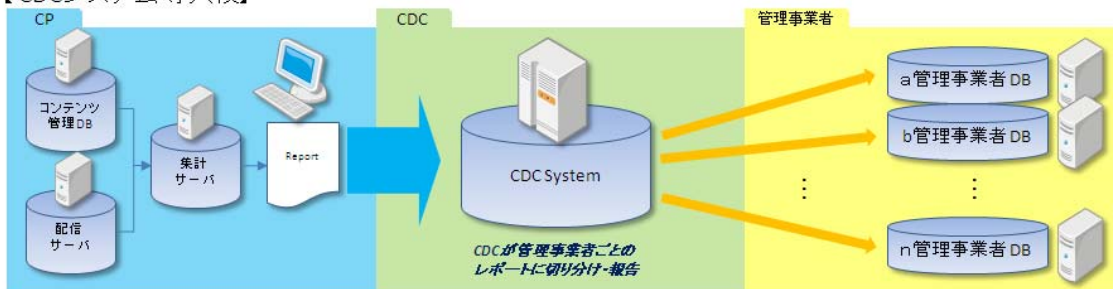


利用実績報告(比較)

【現状】



【CDCシステム導入後】



CDC システムの作業効率化機能

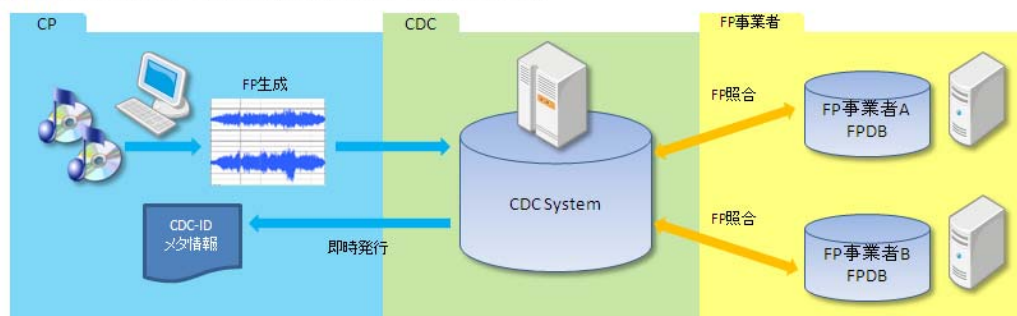
1. 利用楽曲の権利情報、管理事業者コード付与作業の効率化

① Finger Print(音紋認証)を用いた楽曲の特定

- ・FPを用いることによる作業の効率化、スピードアップ
- ・複数楽曲からFPを取得し、一括で検索する機能も実装

② 楽曲を特定するCDC-IDの即時発行

- ・何度もDBを調べることなく、CDC-IDを即時発行
- ・CDC-IDの取得により、その後の管理事業者コードの特定が不要



モバイルコンテンツビジネスの現状と歴史

2009年12月7日

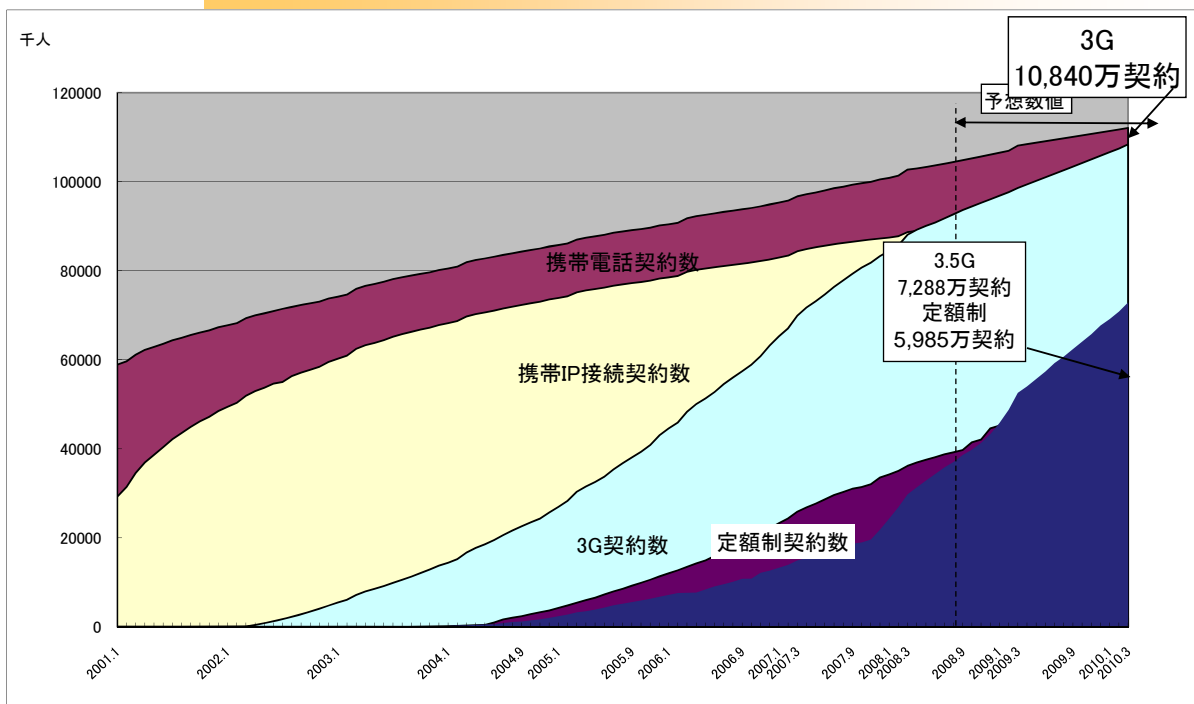


一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

<http://www.mcf.to>
<http://www.mobilecontentforum.org>



モバイルプラットフォームの推移予測



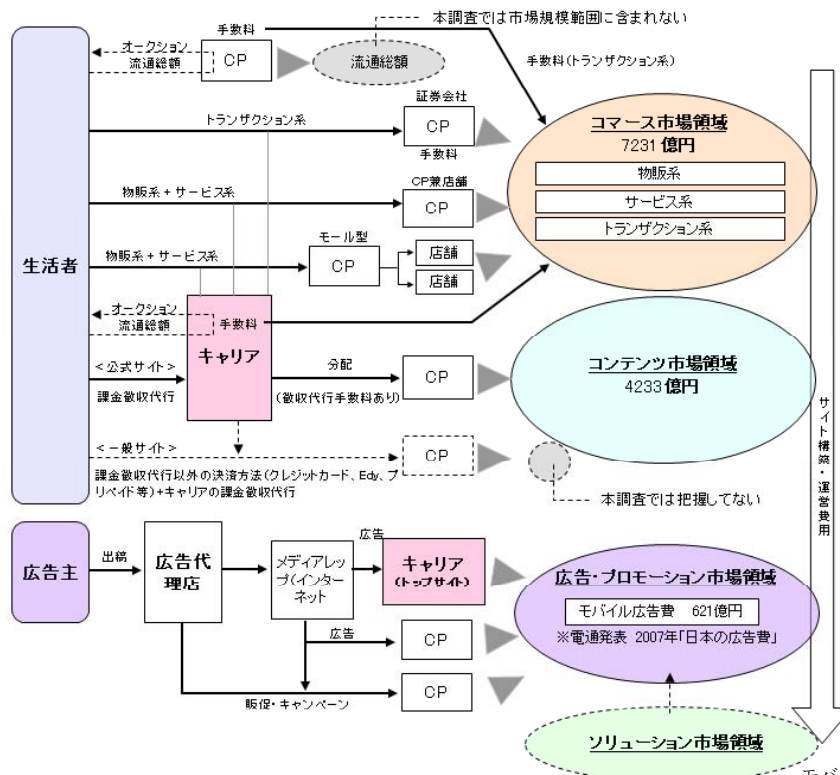
出所: モバイル・コンテンツ・フォーラム/ケータイ白書2009
※TCA発表、各社発表データを参考にMCFで推計

単位:千人

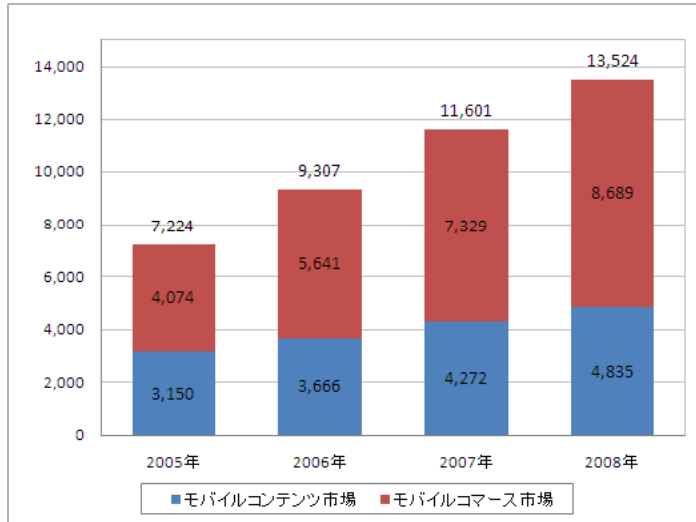
	2008年9月	対携帯電話 契約比	2009年3月 推計	対携帯電話 契約比	2009年9 月推計	対携帯電話 契約比	2010年3月 推計	対携帯電話 契約比
携帯電話契約数	104,833	100%	108,123	100%	110,084	100%	112,080	100%
携帯IP接続契約数	89,726	86%	91,353	84%	93,010	84%	94,697	84%
3G契約数	93,653	89%	98,603	91%	103,403	94%	108,403	97%
定額制加入者数	39,734	38%	46,773	43%	53,379	48%	59,846	53%
3.5G契約数	38,599	37%	52,569	49%	62,395	57%	72,882	65%

出所:モバイル・コンテンツ・フォーラム/ケータイ白書2009

※TCA発表、各社発表データを参考にMCFで推計



モバイルコンテンツ関連ビジネスの現状

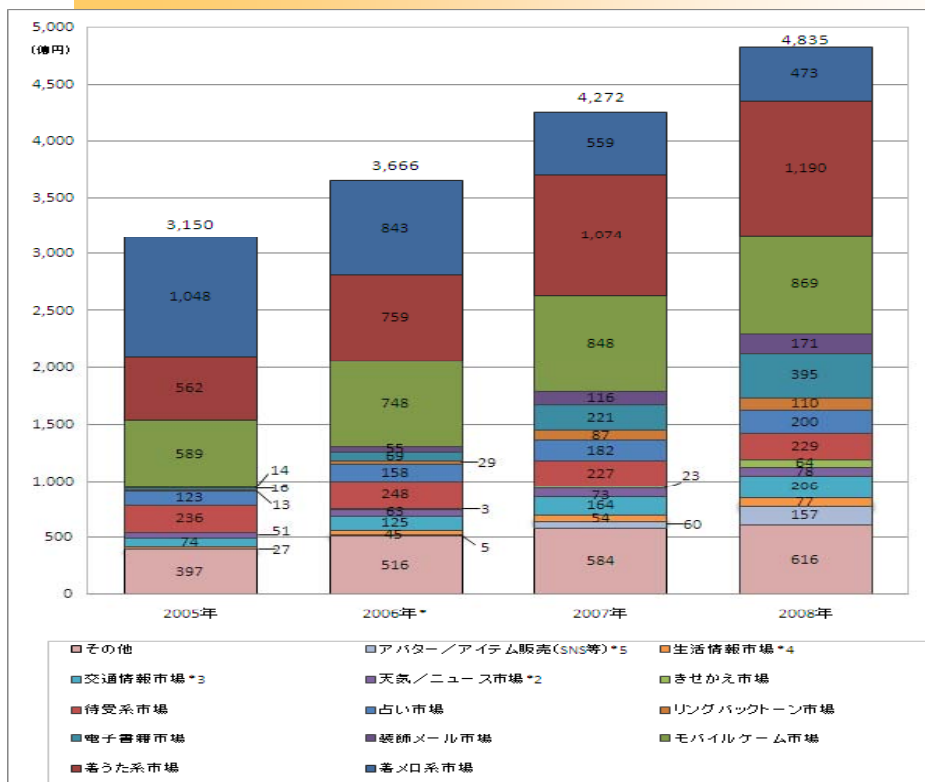


単位: 億円

市場カテゴリー	2005年	2006年	2007年	対前年比	2008年	対前年比
モバイルコンテンツ市場	3,150	3,666	4,272	117%	4,835	113%
モバイルコマース市場	4,074	5,641	7,329	130%	8,689	119%
モバイルコンテンツ関連市場	7,224	9,307	11,601	125%	13,524	117%

総務省発表資料「2008年 モバイルコンテンツの産業構造実態に関する調査結果」
* モバイル・コンテンツ・フォーラム調査

モバイルコンテンツ関連ビジネスの現状

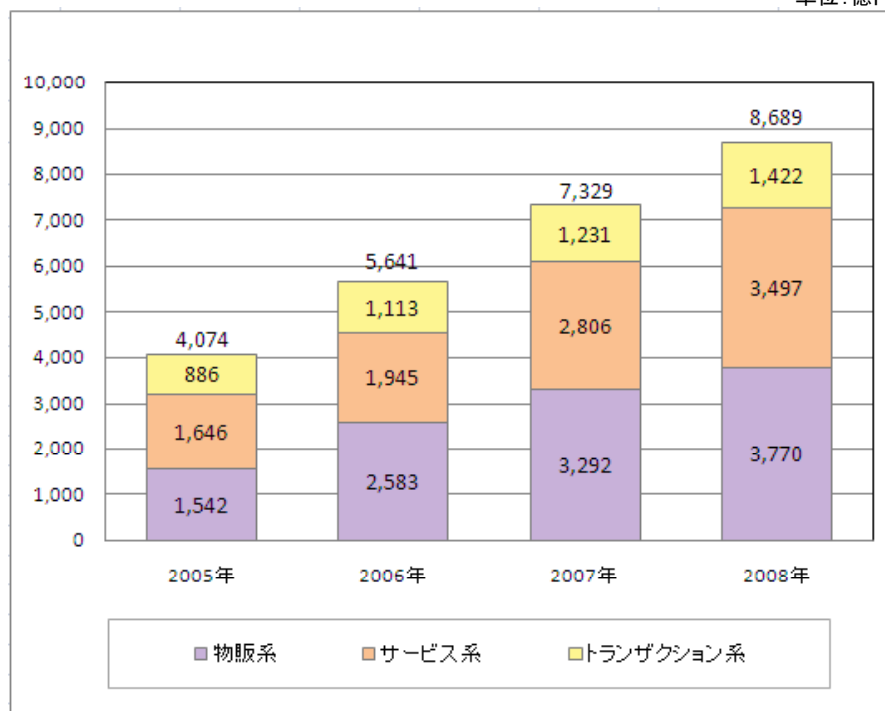


単位: 億円

	2005年	2006年*	2007年	対前年比	2008年	対前年比
着メロ系市場	1,048	843	559	66%	473	85%
着うた系市場	562	759	1,074	142%	1,190	111%
（内訳）着うた市場	(463)	(522)	(568)	109%	(483)	85%
（内訳）着うたフル市場	(99)	(237)	(506)	214%	(707)	140%
モバイルゲーム市場	589	748	848	113%	869	102%
装飾メール市場	14	55	116	211%	171	147%
電子書籍市場	16	69	221	320%	395	179%
リングバックトーン市場	13	29	87	300%	110	126%
占い市場	123	158	182	115%	200	110%
待受系市場	236	248	227	92%	229	101%
きせかえ市場	-	3	23	767%	64	278%
天気／ニュース市場*2	51	63	73	116%	78	107%
交通情報市場*3	74	125	164	131%	206	126%
生活情報市場*4	27	45	54	120%	77	143%
アバター／アイテム販売(SNS等)*5	-	5	60	1200%	157	262%
その他モバイルコンテンツ市場	397	516	584	113%	616	105%
モバイルコンテンツ市場合計	3,150	3,666^{*1}	4,272^{*1}	117%	4,835	113%

総務省発表資料「2008年 モバイルコンテンツの産業構造実態に関する調査結果」
* モバイル・コンテンツ・フォーラム調査

単位: 億円



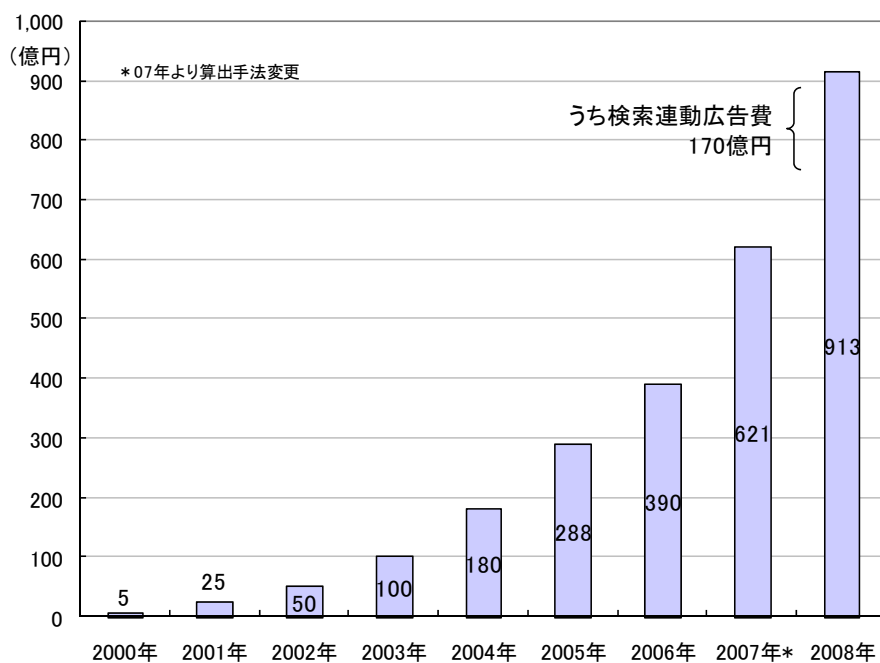
総務省発表資料「2008年 モバイルコンテンツの産業構造実態に関する調査結果」
* モバイル・コンテンツ・フォーラム調査

単位：億円

	2005年	2006年	2007年	対前年比	2008年	対前年比
物販系	1,542	2,583	3,292	127%	3,770	115%
サービス系*	1,646	1,945	2,806	144%	3,497	125%
トランザクション系	886	1,113	1,231	111%	1,422	116%
モバイルコマース市場合計	4,074	5,641	7,329	130%	8,689	119%

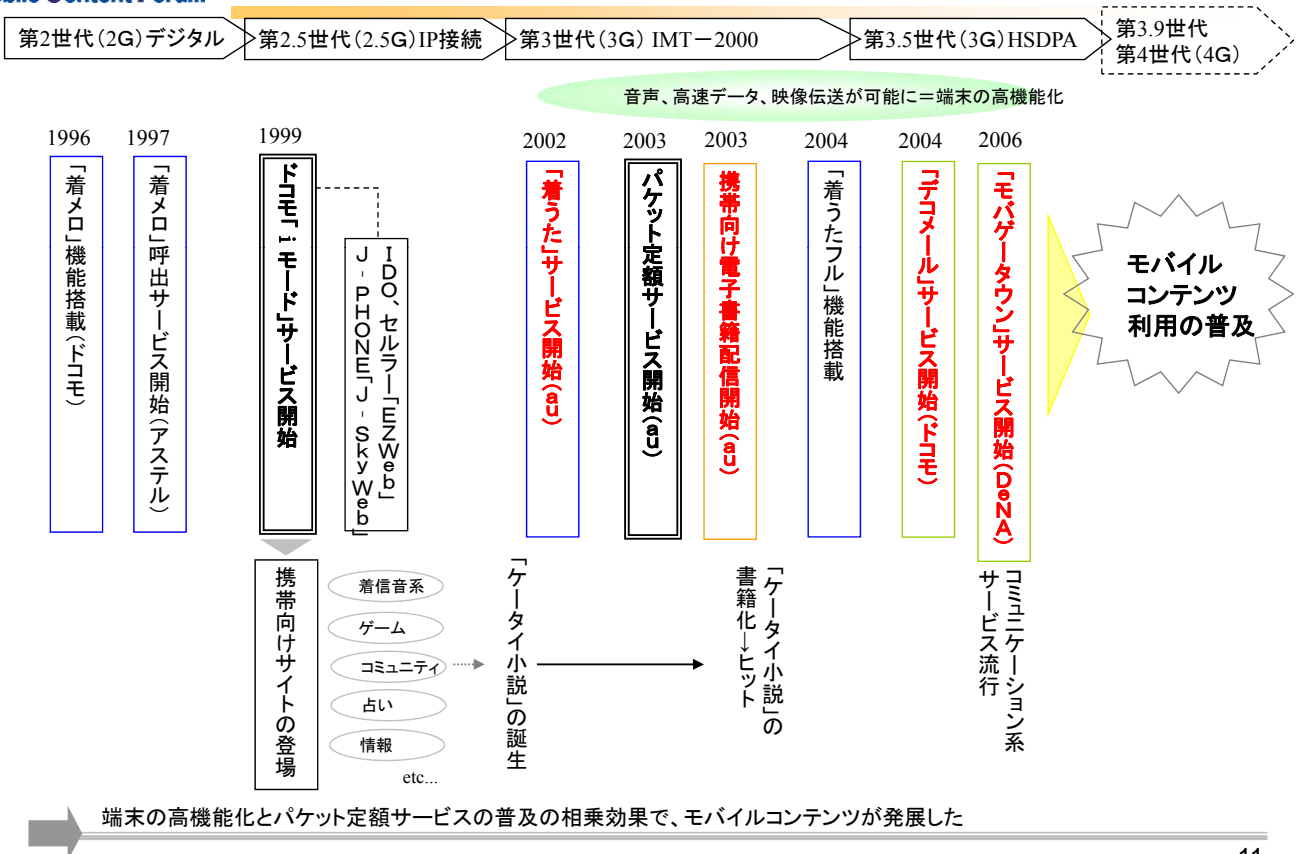
総務省発表資料「2008年 モバイルコンテンツの産業構造実態に関する調査結果」
*モバイル・コンテンツ・フォーラム調査

単位：億円



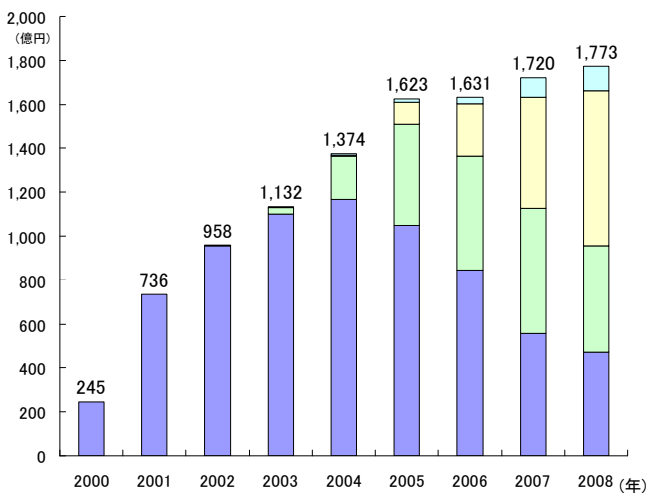
出典：電通「日本の広告費」

モバイルコンテンツ発展の経緯



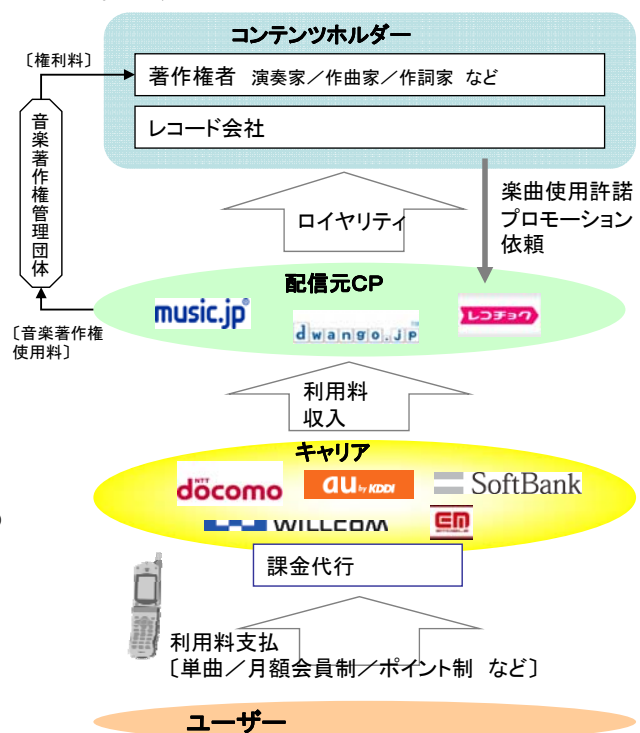
着信音系コンテンツについて

■着信音系モバイルコンテンツ市場規模



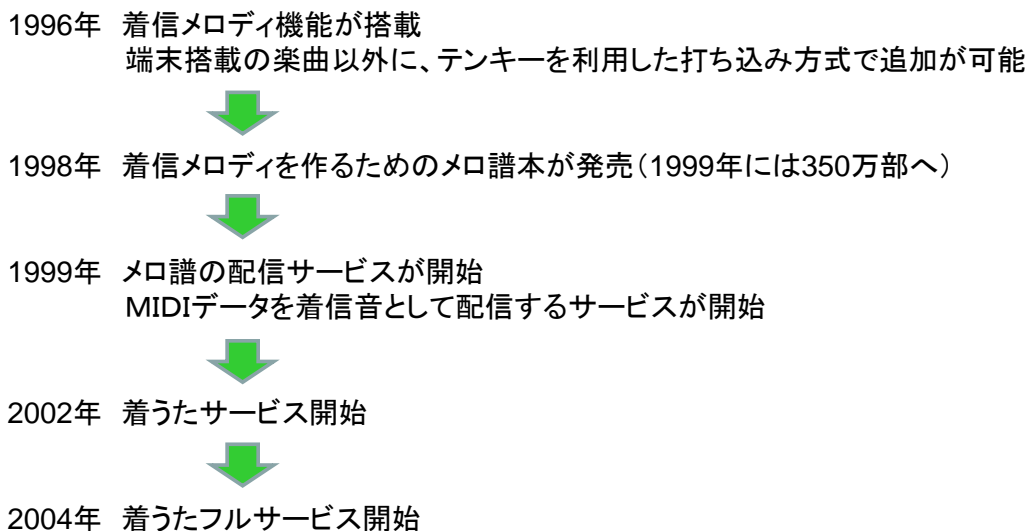
〔総務省発表資料、MCF調査〕

■ビジネスモデル



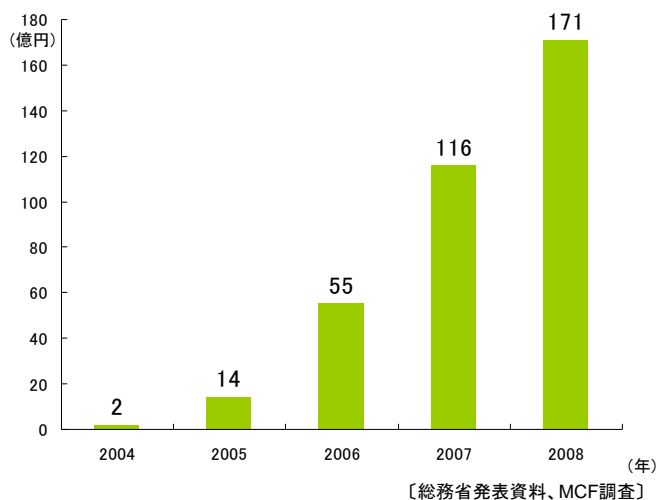
モバイルコンテンツの代表格

利用者のニーズによって著作物は変化してきた



装飾メールコンテンツについて

■装飾メールコンテンツ市場規模



■アイフリークのデコメ素材(例)

【チビデコ】



【テンプレート】



【ミニイラスト】



【絵文字】



新しいコミュニケーション手法

〔株式会社アイフリーク 素材提供〕

魔法のいらんど 無料HP作成サービスをベース
にしたモバイル最大級のコミュニティサイトです

1999年のiモード創世記にスタート!

2009年末で10周年

月間PV35億、

月間利用者数600万

コアターゲットは10代から20代前半
若年層の圧倒的な利用者を獲得

アクセス者の男女比は2:8
女性の支持断然

安心安全!

アイポリスがサービス健全性を維持

■天使がくれたもの/Chaco

■また会いたくて/SINKA

■恋空(上・下)/美嘉

■呪い遊び/Saori

■teddybear/べあ姫

■恋愛約束(上・下)/結衣

■泣き顔にKISS/ツムギ

■Re:涙雨/飛鳥

■片翼の瞳/ナナセ

■小さな約束/ユウ

■携帯彼氏/Kagen

■あいつ等だけのお姫様/結衣

■S彼氏上々/ももしろ

■COOLtboy/ココア



<単行本>



<魔法のいらんど文庫>

●全150作品以上!

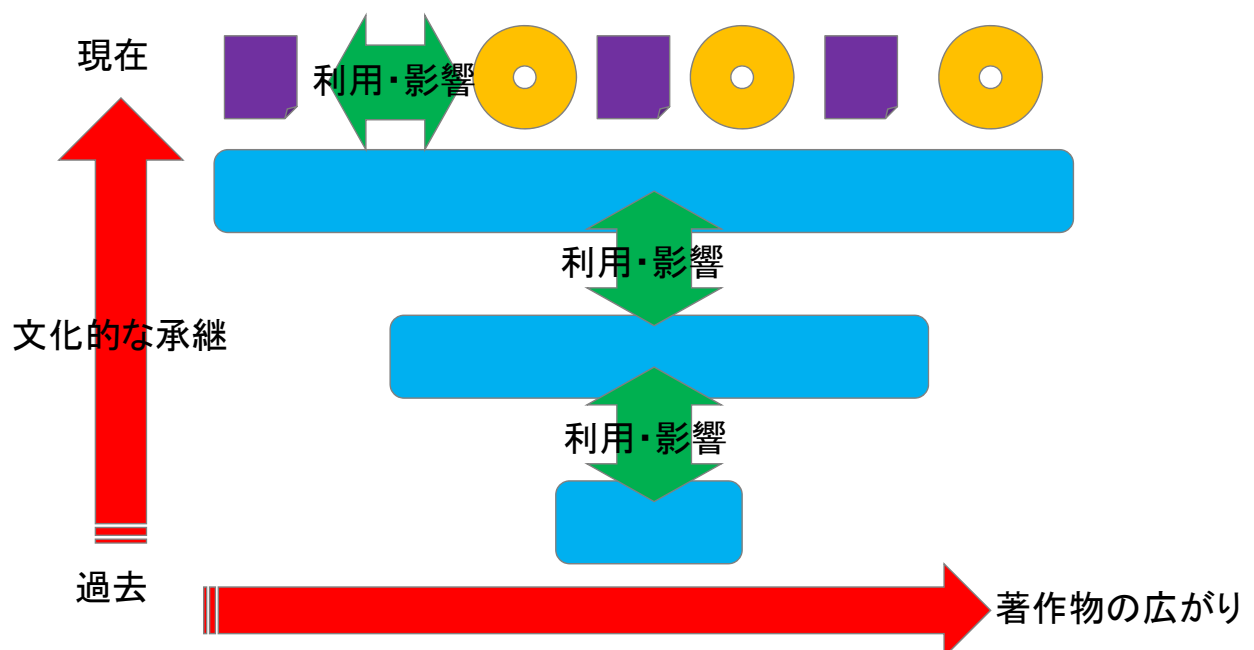
●合計発行部数 約1700万部以上!

ICTの進展による利用実態からの考察

岸原 孝昌

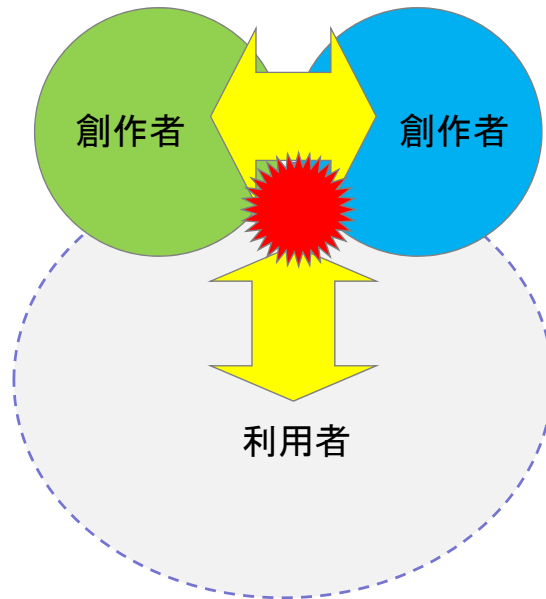
著作物の広がり

著作物は利用され影響されることで新たな著作物を産みだしてきた



創作に関するエコシステムの拡大

インターネットの登場によって、利用者が創作に与える影響が拡大



- 創作者の保護として
 - ・ 誹謗中傷等による名誉侵害
 - ・ 利用に応じた適正な利益分配

エコシステムの拡大へ

3

ICT(情報通信技術)の進展による変化

これまで

- ・ 「利用」を管理するは不可能
- ・ 「複製」を管理することで、著作者の権利を保護→送信可能化
- ・ 「複製」するには巨大な資本による設備が必要

ICTの進展

- ・ デジタル技術の進展で誰でも「複製」が容易になった
- ・ 個人認証技術やログ解析等による「利用」履歴の把握が可能に
- ・ DRM(デジタル著作権管理)技術によつての「複製」と「利用」の管理が可能に
- ・ ダウンロードとストリームの著作権利用料が現実に即していない。

「複製」よりも「利用」への制度の転換が必要では？

4

文化審議会著作権分科会
基本問題小委員会

2010.4.9

グーグルが提起した 著作権問題(概要)

国際大学GLOCOM 客員教授・米国弁護士
城所岩生

1

ユーチューブとデジタル・ミレニアム著作権法

- テレビ60年のコンテンツを6ヶ月で超えたユーチューブ(Michael Wesch)
- ユーチューブの登場でTolerated Use という新しい著作物使用形態が普及しつつある。フェアユースにも該当しない違法使用だが、ビジネス上の判断から、侵害使用を黙認する対応
- デジタル・ミレニアム著作権法(DMCA)第512条の効用
 - ユーチューブは要請を受けて違法コンテンツを除去していれば免責される。
 - 著作権者も削除を要請するか、黙認してパブリシティ効果を狙うか選択できる(Tim Wu)。
- プロバイダー責任制限法第3条2項
 - 削除するには権利侵害があると信じるに足る相当の理由が必要
 - 侵害状態が7日間放置される。

ユーチューブとデジタル・ミレニアム著作権法(2)

- Viacomがユーチューブとグーグルに対し、07年に提起した10億ドルの損害賠償訴訟は係争中だが、動画共有サイトVeohに対する2件の訴訟ではDMCAのセーフハーバー要件を満たした被告が勝訴
- JASRAC v. TVブレイクでは被告が敗訴
- iPod, ユーチューブの成功は技術イノベーションによるものではなくビジネスモデルとDMCAの制度イノベーションがもたらした。新しい時代の著作権制度は、産業著作権と「国益」の視点でいかにして制度イノベーションを実現するかが問われている。(角川歴彦)。

グーグル・ブックス和解

- 修正和解案が承認された場合→グーグルは判決では得られないメリットを獲得(孤児著作物の使用)
- 却下された場合→原告が訴訟を取り下げる可能性あり。訴訟継続の場合、グーグルが敗訴しても損害賠償止まりで差止めはなし?。
- いずれのシナリオでもグーグルはデジタル化推進→ユーチューブ現象の再現?
- これ(和解)は決して怒れる出版業界をなだめるための餌ではない。グーグルは一瞬にして、本のライフサイクルと経済構造を変え、潜在的にあったデジタル化への要望に応えた。もはや本は、樹木を犠牲にしなくていい。オンラインでも検索できる。時間も距離も超えて、新しい読者を獲得できる。そして、より多くのお金をもたらす。グーグルは本の敵ではない。未来へ向けての、プラットフォームなのだ(Jeff Jarvis)。
- 勝者は嵐を生き延びた者ではなく、ゲームのルールを変えた者だ(Samuel Palmisano)。

政府、議会の対応

- 修正和解案の最大の問題は反トラスト法問題だが、今年的一般教書で5年間で輸出倍増計画を掲げたオバマ政権にとって、グーグルは計画実現のための機関車
- 孤児著作物法案は前議会まで3期連続で提案されたが、陽の目を見ず→その間隙をグーグルに突かれた形だが、今議会では未だに法案は未提出

オプトイン v. オプトアウト

- ウェブ検索サービスのオプトアウト→手法確立。オプトアウトしないで提訴した原告に不利な判決も
- クラスアクションのオプトアウト→法定
- 和解案による孤児著作物のオプトアウト
- 和解では著者にオプトアウトの権限を与え、著作権をコントロールする権利を守った。確かに、これは従来のオプトインからの変更です。しかし、インターネット時代に合わせた対応(の変化)は著作者にも出版社にも求められている (Jan Constantine)。
- グーグルが作る「著作権2.0」の衝撃
著作権1.0の骨格は19世紀末の知的環境を反映。その後の環境変化によってボロボロに。グーグルのオプトアウトによる現行制度の組み換えは著作権2.0の提案。米国はフェアユースというオプトアウトの迂回路を拡張することによって著作権2.0が実現できる (名和小太郎)。

オプトイン v. オプトアウト(2)

- アメリカでは公共の福祉が優先され、どんな事業であっても、国民の大半がその恩恵を受けるなら認めるという「フェア・ユース」の社会である。これに対し日本の「オプト・イン方式」は、生活習慣が縛りをつけるビジネス・スキームであり、米国流との「差」は大きい。このハンデキャップのため、日本の事業者はアメリカ勢に度巻されてしまうのだ。
- コンテンツ産業を活性化するためには創造・保護・活用の「知の循環」が円滑にまわることが大切だ。日本のコンテンツ産業をもっと盛んにして日本の社会に活力を与えたい。そのためには社会を「オプト・イン」から解放することが必要である（角川歴彦）。

データベース米国依存のリスク

- 「読み・書き・検索の時代」に検索サービスを米企業に頼ることのリスク
- 05年 司法省検索ログ提出要請事件
- 米国愛国者法
- 今回の著作権法改正でもウェブ・アーカイビングは米国頼み
- 最先端を行くグーグルの機械翻訳(NY Times)

クラウド時代の情報安全保障

- 95年 EUデータ保護指令：移転先の国で十分な保護が保証されないかぎり域外へのデータ移転禁止
- 個人情報保護法の共同利用：グーグルジャパンが入手した個人情報を米本社に引き渡すのも本人の同意なしに可能。プライバシー・ポリシーにも明記
- 米国でもクラウド上の個人情報はPC内の個人情報ほど保護されてこなかった(Ari Schwartz)。
- 日米で対照的な判例

私見

- 日本版フェアユースの制度設計にあたっては、書籍デジタル化への対応、情報の安全保障、グーグルやアマゾンのように誕生後10年強で国の経済を牽引するまでに成長するベンチャー企業の育成など、国家戦略の視点に立った議論をすべきである。
- 誰もがコンテンツを作成、発信できるCGMの時代にはDMCAや韓国著作権法にならって、著作権侵害については、法定手続きさえ踏めば、プロバイダーが容易に対応でき、かつ免責されるような著作権法改正のメリットは、今後、ますます高まるものと思われる。
- 知的財産推進計画2010に掲げる「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策のため、プロバイダーによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入やアクセスコントロール回避規制の強化を内容とする改革案を2010年度中に策定する」にも沿うものである。

グーグルが提起した著作権問題

国際大学 GLOCOM 客員教授（米国弁護士）

城所岩生

1. ユーチューブ

● Michael Wesch カンサス州立大准教授

08.6 ユーチューブの人類学的研究で知られる同准教授は議会図書館で講演し、過去6ヶ月間にユーチューブにアップされた動画の延時間数は、テレビが開局以来60年間かかって作成した番組の延時間数150万時間を超えたと発表。

<http://bedlamreconsidered.blogspot.com/2008/08/michael-wesch-agent-provocateur.html>

● デジタル・ミレニアム著作権法（DMCA）第512条

・プロバイダーによる著作権侵害の4類型→検索エンジンは第4類型

・セーフハーバーの要件

① 善意・無過失（寄与侵害にあたらぬ）

② 侵害を管理できる場合は侵害行為から利益を得ていない（代位侵害にあたらぬ）。

③ Notice & Take Down の手続きを踏む

－侵害の通知を受けたら情報を削除し、その旨契約者に通知する。

－契約者から異議の通知を受けたら、最初の通知者に10営業日で問題情報を復活する旨通知する。

－10営業日以降14営業日以内に情報を復活する。

● プロバイダー責任制限法第3条2項

・プロバイダーが侵害情報を削除した場合、以下の要件を満たせば、発信者に対して免責される。

① 権利侵害があると信じるに足る相当の理由があったとき

② 権利を侵害されたとする者から、送信防止措置をとるよう申出があった場合で、発信者にその旨伝えて、7日以内に反論がなかった場合（Notice and Notice Take Down）

・DMCAとの相違点

－②で発信者から反論があった場合、プロバイダーは①の判断を迫られる。→ DMCAでは第512条に従い機械的に対処していれば免責される。

－侵害状態が7日間放置される。

● 動画共有サイトに対する米国判例

Viacom がユーチューブとグーグルに対し、07年に提起した10億ドルの損害賠償訴訟は係争中だが、動画共有サイト Veoh に対する2件の訴訟ではDMCAのセーフハーバー要件を満たした被告が勝訴

・08年 カリフォルニア北連邦地裁判決 (Io Group Inc. v. Veoh)
ユーザーの違法コンテンツアップ防止策を講じていれば免責される。

・09年 カリフォルニア北連邦地裁判決 (Universal Music Group v. Veoh)
DMCA の要求する違法ファイルを削除しているので、免責される。

● JASRAC v. TV ブレイク

・08年 JASRAC 動画共有サイト「TV ブレイク」に対し、1億2800万円の損害賠償などを求めて提訴。権利侵害の投稿を防止するため具体的な対策を講じ、権利侵害動画の配信を停止するよう要請してきたが、何ら対策もとらずに事業を継続していると主張

・09年 東京地裁は TV ブレイクの著作権侵害率が 49.51%に達しているにもかかわらず措置をとらずに利益を得ていたとして 9000 千万円の損害賠償支払を命じた。

● Tim Wu コロンビア大学ロースクール教授 (06.10)

・ユーチューブの登場によって Tolerated Use という新しい著作物使用形態が普及しつつある。フェアユースにも該当しない違法使用だが、ビジネス上の判断から、侵害使用を黙認する対応

・DMCA 第 512 条の効用

ーユーチューブは要請を受けて違法コンテンツを除去していれば免責される。

ー著作権者も削除を要請するか、黙認してパブリシティ効果を狙うか選択できる。

出典：Tim Wu, Tolerated Use (May 2008). Columbia Law and Economics Working Paper No. 333. <http://ssrn.com/abstract=1132247>

● 角川歴彦「Web 2.0 時代の著作権」 文部科学時報 07.9

・iPod, ユーチューブ の成功は技術イノベーションによるものではなく、ビジネスモデルと DMCA の制度イノベーションがもたらした。

・新しい時代の著作権制度は、産業著作権と「国益」の視点でいかにして制度イノベーションを実現するかが問われている。

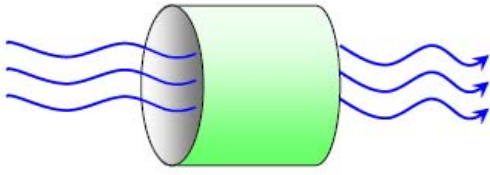
- 08.12.24 知財戦略本部会合資料 12 「日本コンテンツ産業の海外戦略と動画配信ビジネスの現状」（角川本部員配付資料）

角川グループホールディングス

心配される将来

大きな土管の中をチョロチョロとしか流れないコンテンツ

Web2.0に乗り遅れている日本



このままだと…

IT産業に『失われた10年』の再現！

日本の産業界にGoogleやApple、百度(Baidu)も生まれない現実

【必要なもの】

- ・ 一般ユーザーに著作物の楽しみ、機会を与えるための**法整備**
- ・ コンテンツの流通を促進し、ビジネススキームを支える
大胆な著作権法の改正、または「ネット法」の立法化

- ユーチューブとフェアユース

- ・ Lenz v. Universal Music Corp. カリフォルニア北連邦地裁判決（08年）
- ・ Lenz は1歳の息子が Prince の Let's Go Crazy に合わせてダンスしている 29秒間のビデオをユーチューブにアップ
- ・ 楽曲の著作権を持つ Universal がユーチューブに削除要請→ユーチューブが削除
- ・ Lenz は Universal を提訴
- ・ 地裁判決：コンテンツ保有者はネット上のコンテンツの削除要請を送付する前に作品がフェアユースにあたるかどうかを考慮すべき

2. グーグル・ブックス

2.1 経緯

01.3 グーグルの二人の共同創業者が、書籍も含めたウェブ以外の情報にもアクセスできるようにすると講演

04.12 グーグルが図書館蔵書をデジタル化する「図書館プロジェクト」を発表

05.9 作家協会が著者と出版社を代表してグーグルを提訴

05.10 出版社 5 社がグーグルを提訴

05.11 グーグルが図書館プロジェクト・サービスを開始

08.10 和解案発表

09.2 24 朝日、読売の朝刊に和解案の法定通知

09.9.8 和解案に対する異議申立て期限 (09.5.4 を延期)

09.11.13 修正和解案提出 (日本は対象外に)

09.11.19 ニューヨーク南連邦地裁、修正和解案を仮承認

10.1.28 異議申し立て、離脱、意見の提出期限

10.2.4 政府の意見提出期限

10.2.18 公正公聴会(09.10.7 を延期)

11.3.31 一時金請求期限(10.1.5 を延期)

12.3.9 データベースからの削除期限 (11.4.5 を延期)

2.2 今後の見通し

● 修正和解案の見通し

・ 承認の場合 (グーグルは孤児著作物の使用という訴訟では得られないメリットを獲得) : グーグルはすでに 1200 万冊スキャン済み、うち 200 万冊は著作権切れや外国の作品なので、和解案の対象は 1000 万冊、うち 500 万冊が絶版本で孤児著作物 (権利者不明の著作物) は 100 万冊を超えないとしている。

- ・ 却下の場合→原告が訴訟取り下げ (作家協会がナップスター化をさけるために和解するのだと懸命に和解を弁護しているところからもありえないシナリオではない)
→訴訟継続→グーグル勝訴 (フェアユースの抗弁が認められる)
→グーグル敗訴 (損害賠償止まりで差止めはなし? 06 年最高裁 eBay 判決以降の傾向)

いずれのシナリオでもグーグルはデジタル化を推進→ユーチューブ現象の再現?

● Jeff Jarvis (早野依子訳)「グーグル的思考 - Google ならどうする?」 PHP 研究所 09.6 pp 207-208.

これ (和解) は決して怒れる出版業界をなだめるための餌ではない。グーグルは一瞬にして、本のライフサイクルと経済構造を変え、潜在的にあったデジタル化への要望に応えた。もはや本は、樹木を犠牲にしなくていい。オンラインでも検索できる。時間も距離も超え

て、新しい読者を獲得できる。そして、より多くのお金をもたらす。グーグルは本の敵ではない。未来へ向けての、プラットフォームなのだ。

● Samuel Palmisano IBM 会長 兼 CEO

勝者は嵐を生き延びた者ではなく、ゲームのルールを変えた者だ。

● 最大の問題＝反トラスト法問題

・伝統的に民主党政権の方が反トラスト法を厳しく適用してきたが、本件については、オバマ大統領とグーグル幹部のつながりや大統領が今年的一般教書で公約した5年間で輸出倍増計画との関係で微妙。

・米国コンピューター通信産業連盟が07年にまとめた「米国経済におけるフェアユースーフェアユース関連産業の経済的貢献」(<http://www.cciainet.org>)によれば、インターネット、オンライン・サービス関連サービスの輸出は02→05年に全産業中、最高の年率65%の成長。

・グーグル、電子書籍キンドルがヒット商品となったアマゾンとも最新の09年9-12月期決算は大幅増収増益。両社とも売上げの半分は海外から稼いでいるため、輸出倍増計画の機関車を期待できる。

2.3 フェアユース

● ウェブ検索については画像検索サービス2件（うち1件はグーグルが被告）、文書検索サービス1件（グーグルが被告）の裁判でいずれも被告のフェアユースの抗弁が認められた。3判決の総括：米著作権法第107条が定めるフェアユースを判定する際の4要素

①「使用の目的および性質」：変容的使用（transformative use）のため被告有利

②「原作品の著作物性」：著作物性はあるが、ネットに公開済みなので、原告若干有利

③「原作品の使用状況」：デッドコピーしないと検索サービスは成り立たないことや検索サービスの社会的有用性に鑑み、どちらに有利ともいえない（中立）。

④「原作品の潜在市場に与える影響」：原告は立証していないので、被告有利

以上の総合判定で被告有利とした。

● グーグル・ブックスについてもフェアユースが認められるとする見解が大勢。

2.4 孤児著作物問題

03年 下院にパブリック・ドメイン促進法案が提案される（04年に廃案に）。

05年 下院にパブリック・ドメイン促進法案が再提案される（06年に廃案に）。

06.1 議会著作権局報告書「利用者が事前に誠実に、合理的に真摯な調査を実施しても権利者が不明の場合に著作権者の権利を合理的な補償金に制限する。」

06.5 下院に孤児著作物法案が提案されたが、9月に撤回される。

08.4 上下両院に孤児著作物法案が提案される。

08.9 孤児著作物法案が上院で承認される（下院で承認されずに廃案に）。

09.9 グーグル・ブックス関連で下院司法委員会が開催した公聴会でのやりとり

- ・議会著作権局長「孤児著作物の利用は立法で解決すべき問題である。」
- ・グーグルブック検索サービス設計責任者「立法による解決には従う。グーグルは廃案となった 2008 年孤児著作物法案も支持した。」

2.5 オプトイン v. オプトアウト

- 検索サービスのオプトアウト：ウェブ検索では、検索されたくない場合にはその旨を意思表示すれば、検索を技術的に回避する手段を用意する、オプトアウト方式が確立。上記 1.3 のウェブ検索サービスに対する訴訟でも原告がそれをせずに訴訟提起したことも裁判所の心証を悪くした。
- クラスアクションのオプトアウト：米国のクラスアクションでは原告は個別に委任を受けなくてもクラスを代表することができる。参加したくないクラスメンバーはオプトアウトする必要がある。
- 和解案は絶版本についてオプトアウトしないかぎり和解の対象とした。裁判所の求めに応じて提出した和解案に対する意見で、政府はオプトインへの変更を示唆したが、修正和解案もオプトアウトを貫いた。それに対する意見でも政府はオプトインが最大の解決策であるとしたが、グーグルは受け入れず。
- 河内孝「メディアの革命『グーグルと共生するということ - ブックス訴訟弁護士に聞く』」マイコミジャーナル 10.4.5 <http://journal.mycom.co.jp/column/media/050/?rt=na>
以下、河内氏の質問に対する Jan Constantine 弁護士の回答。
 - ・合意では著者にオプトアウトの権限を与え、著作権をコントロールする権利を守った。確かに、これは従来のオプトインからの変更です。しかし、インターネット時代に合わせた対応(の変化)は著作者にも出版社にも求められている。
 - ・公平に見てグーグルが行っている図書デジタル化のプラス面も評価するべきだ。絶版になって閲覧が難しかった本を容易に読むことができるようになる、ヒマラヤの小さな村で育つ子供たちでもミシガン大学図書館のすべての書籍にアクセスできる世界が実現することは素晴らしいこと。また音声化が容易なデジタル情報化は視覚不自由者への福音でしょう。私たちはグーグルのこうしたミッションには賛成している。
 - ・グーグルは、すでに 1,200 万~1,300 万冊をスキャンしました。マイクロソフトも、かつて同じようなプロジェクトを始めましたが 3 万冊をスキャンした段階で、コスト上の理由から断念した。世界の出版史上かつてない事業に投資、実行できるのはグーグルだけなのです。
- 名和小太郎「グーグルが作る『著作権 2.0』の衝撃」エコノミスト 09.6.23
 - ・著作権 1.0 の骨格は 19 世紀末の知的環境を反映。その後の環境変化によってボロボロに→日米とも毎年のように法改正（実は継ぎ接ぎ）。グーグルのオプトアウトによる現行制度の組み換えは著作権 2.0 の提案。米国はフェアユースというオプトアウトの迂回路を拡張す

ることによって著作権 2.0 が実現できる。

・日本にフェアユースはないが、10 年前には専門家がせせら笑ったような提案が、いまでは既存制度のなかに、当の専門家諸氏によって組み込まれている。時代は確実に動いている。いずれは公正使用の日本バージョンが実現するだろう。

● 角川歴彦「クラウド時代と<クール革命>」角川書店 10.3 pp 60-61

・著作権法は、・・・近年一方的に強化されてきた。・・・しかし昨今、社会とのバランスを欠いた拡大解釈が進んだ結果、国民の利益が阻害され、コンテンツ事業者が利用しにくい法律になってしまった。

・これは日本社会が事実上、本人に事前に許可を取らないと何もできないという、世界でも珍しい「オプト・イン方式」になっているところからきている。ところがアメリカから上陸したヤフーにしてもユーチューブにしても、要請があればサイト上から削除するという、つまり問題が生じてから事後に対応する「オプト・アウト方式」で運営している。

・アメリカでは公共の福祉が優先され、どんな事業であっても、国民の大半がその恩恵を受けるなら認めるという「フェア・ユース」の社会である。これに対し日本の「オプト・イン方式」は、生活習慣が縛りをつけるビジネス・スキームであり、米国流との「差」は大きい。このハンデキャップのため、日本の事業者はアメリカ勢に度巻されてしまうのだ。コンテンツ産業を活性化するためには創造・保護・活用の「知の循環」が円滑にまわることが大切だ。日本のコンテンツ産業をもっと盛んにして日本の社会に活力を与えたい。そのためには社会を「オプト・イン」から解放することが必要である。

2.6 データベースを米国に依存することに伴うリスク

● 「読み・書き・検索の時代」に検索サービスを米企業に頼ることのリスク

・05.8 司法省、1998 年子どもオンライン保護法の違憲訴訟の証拠収集のため、検索サービス 4 社に利用者の検索キーワードなどのデータの開示を要請。3 社はある程度のデータを開示したが、グーグルは拒否したため訴訟に。その後の交渉で、司法省は検索キーワードについては 1 週間分から 5000 件に、HP アドレスについては 100 万件から 5 万件に絞った。

06.3 カリフォルニア州連邦地裁は、グーグルに 5 万件の HP アドレスのみ提出を命ずる判決を下した。検索キーワードの開示を免れたグーグルの実質勝訴判決

・本件はそうではなかったが、テロ対策であれば、911 事件直後に制定された米国愛国者法によって、政府はより容易に個人情報開示を要求できる。このように検索サービスを米企業に頼ることは、われわれの個人情報が米国政府に渡るリスクも伴うのである。

・最近政府の要請がなくてもグーグルは中国からのサイバー攻撃後、政府の通信傍受機関（国家安全保障局）に協力を要請。

・今回の著作権法改正でサーバーを日本に置けるようになっても、われわれの検索ログが海を渡るおそれがなくなる保障はない。グーグルのプライバシー・ポリシーは、居住国以外のサーバーで個人情報を処理する場合もあると明示している。

- ウェブ・アーカイビングは依然として米国頼み
 - ・マルチメディア資料のアーカイブを運営している NPO（本部サンフランシスコ、96 年設立）のインターネットアーカイブは、ウェブページをアーカイブするウェイバックマシンを運営、09 年現在約 2 ペタバイトのデータを保存。
 - ・05.10（グーグルブック検索サービス開始の前月）ヤフー、MS、アドビ、カリフォルニア大などが、図書館資料などをデジタル化する Open Content Alliance を設立。アーカイブの運営はインターネットアーカイブが行う。グーグルブック検索との相違は著作権のあるコンテンツは著作権者の許諾を得た場合のみ登録（オプトイン）。
 - ・08.5 MS が Open Content Alliance への支援中止を発表（10.2 NY 地裁での公正公聴会でグーグルの代理人はオプトインに伴うコストは禁止的であるとし、このために MS は市場から撤退したと証言した）
 - ・09.8 インターネットアーカイブ、MS、アマゾン、ヤフー、NY 図書館協会 (NYLA)、特殊図書館協会 (SLA) がグーグル和解に対抗する Open Book Alliance 設立（代表、Peter Brantley インターネットアーカイブ代表、Gary Reback 弁護士）
 - ・09.9 米国科学フィクション・ファンタジー作家団体（SFFWA）、全米著作者組合が Open Book Alliance に加盟
- 今回の著作権法改正で認められるのは検索エンジンのサーバーへのキャッシュ（一時保存）までであって、ウェイバックマシンのような永久保存は認められない。国立国会図書館もホームページをアーカイブしているが、地方自治体など限られたサイトである。われわれの過去のホームページを見るのも米国の民間団体のサービスに頼らざるを得ない。
- 「グーグルのコンピューティング力が高める機械翻訳」ニューヨークタイムズ 10.3.8
 - ・グーグルの無料翻訳サービスは同種のサービスでは最大の 52 言語に対応。週数億回利用されている
 - ・グーグルの構築したデータセンターネットワークは世界最大のコンピューター
 - ・機械翻訳の研究者は 90 年代半ばにコンピューターに多量の文章と人間の行った翻訳を投入すると正確な翻訳ができるようになることを発見した。
 - ・大量のデータとコンピュータ処理能力を要求するこの技術はグーグルの得意とするところ
 - ・国連の議事録（6 カ国語に翻訳）、欧州議会の議事録（23 カ国語に翻訳）はライバルも導入しているが、グーグルはウェブ情報やブック情報も使用して、52 カ国語に進出
 - ・使用する単語数も他の翻訳システムの 1 億語に対してグーグルは数兆語→より多くの文章を処理すればするほどシステムは洗練
 - ・機械翻訳は直接グーグルの収益源にはならないが、利用者がウェブを利用しやすくするものはどんなものでもグーグルにとって便益をもたらす。

・10.3 グーグルは言語認識を使用して、ユーチューブの画像に英語の字幕を付け、他の50の言語に翻訳すると発表

2.7 クラウド時代の情報安全保障

● 95年 EUデータ保護指令： 第三国へのデータの移転についても規定。移転先の国で十分な保護が保証されないかぎり域外への移転禁止→日本は×、米国は○

● 個人情報保護法 23条 4項

・個人情報取扱事業者は、共同利用の要件を満たした場合、本人の同意を得ることなく、個人データを第三者との間で共同利用することができる。

・親会社・子会社等のグループ会社も「第三者」に該当するが、グループ会社との間で共同利用の要件を満たした場合、本人の同意なしに個人データを相互に提供することが可能に

・Google 日本法人が入手した個人情報を米国法人に引き渡すのも共同利用にあたり、Googleのプライバシー・ポリシーにも示されている。

● Ari Schwartz The Center for Democracy and Technology 副社長兼 COO

これまで米国の裁判所はクラウド上の個人情報については利用者のパソコンにある個人情報のようには法執行機関の捜査から保護してこなかった。

http://www.cio.com/article/449087/Cloud_Computing_May_Draw_Government_Action

● サーバーを共有するクラウド・サービスは、「所有の時代」から「共有、利用の時代」への転換を意味する。著作権法もそれに合わせて転換を図らなければならないが、ここでも日米で対照的な判決が下されている。

・MYUTA 判決（日）

ー原告はユーザーのパソコンにある音楽をサーバーに保存し、ユーザーが自分のPCにダウンロードして聴けるサービスを提供

ーJASRACは著作権侵害にあたると主張

ー07年 東京地裁、著作権侵害を認める判決

・Cablevision 判決（米）

ー米ケーブルTV大手のCablevisionは、利用者が自宅の録画機器ではなく、同社のサーバーに録画し、再生できるサービスを提供した。クラウドコンピューティング時代を象徴するネット上の大容量サーバーにデータを保存する「ストレージ・サービス」である。映画会社とテレビ局は著作権を侵害するとして訴えたが、ニューヨーク連邦高裁は08年、侵害を否認する判決を下した。最高裁も上告を受理しなかった。

ー争点は録画の主体が利用者かケーブルTV会社かで、米国では判例で確立している間接侵害を原告は主張しなかった。間接侵害を主張すると、ソニー判決が適用されて被告のフェアユースの抗弁が成立すると判断したためではないかと推測される。フェアユースが間接的に新サービスを救ったことになる。

3. 私見

● 城所「新たな段階へ進むブック検索和解—日本版フェアユース論議への示唆」(日経ネット時評 10.2.22) に加筆

・確かに著作権法の目的は文化の振興にあり、産業育成ではない。しかし、文化振興の観点からも日本の書籍をデジタル化して世界に発信しないと、日本の文化が世界から取り残されてしまう恐れがある。これに脅威を抱いた欧州は、グーグルがブック検索構想を発表した1カ月後の05年1月にフランスのジャンヌネー国立図書館長が問題点を指摘(著書「グーグルとの戦い」佐々木勉訳 岩波書店 07)、これに応じてシラク大統領が5カ国の首脳に呼びかけ、欧州委員会がデジタル・ライブラリー計画を策定、08年に欧州デジタル図書館(Europeana)を一般公開した。

・サルコジ大統領は7.5億ユーロの拠出を発表するとともにグーグルとの連携も模索

・もともと、世界はパワーゲームだ。グローバル化はその傾向をますます強める。国も企業も守りに入らずに攻め込めるような法整備が必要である。

・2月18日に開催された法制問題小委員会で、日本版フェアユースは導入を前提に3月をめどに中間とりまとめを作成することが決まった。具体的な制度設計については今年秋をめどに議論していくことになったが、制度設計にあたっては、書籍デジタル化への対応、情報の安全保障、グーグルやアマゾンのように誕生後10年強で国の経済を牽引するまでに成長するベンチャー企業の育成など、国家戦略の視点に立った議論をすべきである。

<http://nikkeidigitalcore.jp/archives/00100/01168/>

● DMCA 式プロバイダーの著作権侵害責任制限条項の導入

・法律の定める手続きに従って、機械的に対処していれば免責される DMCA に対して、プロバイダー責任制限法では、プロバイダーは著作権侵害の有無を判断する責務を負う。「権利侵害があると信じるに足りる相当の理由」の有無の判断が難しいことは、著作権侵害訴訟では、地裁の判断が高裁で180度覆る場合もある事実が実証している。プロの裁判官にも難しい判断を求められるプロバイダーは、どうしても削除に慎重にならざるを得ず、著作権者にとっても侵害状態が放置されるという問題が生じる。

・プロバイダー責任制限法は著作権侵害だけでなく、名誉毀損やプライバシー侵害なども対象としている。安易に削除を認めると表現の自由を奪うおそれが出てくる。このため、プロバイダーに慎重な対応を求めざるを得ない面もある。名誉毀損やプライバシー侵害などの場合は、対抗言論によって対応する道も残されているが、著作権侵害の場合はそれも有効な対応策とはならない。著作権侵害をそれ以外の権利侵害と切り分ける DMCA 方式も一つの解決法といえる。

・削除要求には自称(なりすまし)著作権者からのものも含まれているおそれもあり、削除要求があればただちに削除するのは問題なしとはしない。しかし、DMCA は削除要求に記載すべき事項6項目を詳細に定めていて、これを満たした要求でないとプロバイダーは削除できない。わが国でもプロバイダーに寄せられる削除要求の多くは、プロバイダー責

任制限法著作権関係ガイドラインに定める要件を満たしていないようだが、こうした形式的要件を満たしていない要求は削除できない点では DMCA 方式と大差はない。

・わが国はせっかくプロバイダー責任制限法に一本化されているのに、著作権侵害とそれ以外に分けるのは抵抗があるかもしれない。しかし、同じプロバイダー責任制限法の下でもすでに著作権侵害と名誉毀損・プライバシー侵害とでは、ガイドラインも別に定められているので著作権侵害については著作権法の改正で対応しても問題ないと思われる。

・韓国の著作権法にも DMCA 類似の規定がある。中国も法律ではなく省令ではあるが、DMCA にならった対応をしている。諸外国と比較すると、わが国のプロバイダー責任制限法はプロバイダーの保護、著作権者の保護とも弱く、発信者の保護に厚い法律といえる。

・米国で SNS 大手フェイスブックのトラフィックがはじめてグーグルを上回った (<http://www.ft.com/cms/s/2/67e89ae8-30f7-11df-b057-00144feabdc0.html>)。利用者が情報の受け手側にいる検索エンジンに代わって、動画共有サービス、ブログ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) などの利用者参加型サイトが、今後、隆盛を極めるものと思われる。CGM (Consumer Generated Media) とよばれるこうしたサイトでは、誰もがコンテンツを作成し、発信することができる。同時に誰でも著作権を侵害してしまうおそれも高まる。DMCA や韓国著作権法にならって、著作権侵害については、法定手続きさえ踏めば、プロバイダーが容易に対応でき、かつ免責されるような著作権法改正のメリットは、今後、ますます高まるものと思われる。

・知的財産推進計画 2010 骨子 (案) (10.3.30) の重点戦略 3 本柱の一つである「コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進」でも、「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策のため、プロバイダーによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入やアクセスコントロール回避規制の強化を内容とする改革案を 2010 年度中に策定する」ことを掲げている。DMCA 方式はプロバイダーによる侵害対策措置の実施を促す有効な仕組みであると思われる。

平成22年4月9日

文化審議会著作権分科会基本問題小委員会

著作権保護思想の退化

TMI 総合法律事務所
弁護士 遠山 友寛

- I. 著作物の価値及び価値の実現方法の再認識/著作権保護の基本構造
 1. 著作物は価値がある。
 2. 「価値」と「利用」
 3. 「利用許諾」と「対価」－ 契約による価値の実現
 - ・ 対価を求めるか否か（有償・無償）は、本来権利者が決定すべきこと。
 - ・ 他人が勝手に「無償」でよいと決め付ける問題ではない。

- II. デジタル時代における価値実現方法の破壊
 1. デジタルとコピー
 - ① 著作物における「コピー」がもたらす意味：同価値の商品の製造
 - ・ Vittonを複製するコピー機ができたら。
 - ・ オ-ディオビジュアルコンテンツの弱さ
 - ・ 1985年当時：「海賊版ビデオ」－私的視聴であれば「海賊版ビデオ」にならない？
 - ② 「私的複製」による価値実現方法の破壊
 - ・ 一時的固定と永久固定
 - ③ 著作権者は複製物の頒布により「価値」に対する「利得」を実現していく。
 2. ネット社会における「コピーフリー」という思想の拡大
 - ・ コピーテンがもたらすもの
 - ・ 何故「価値」が10回までは「無償」で良いのか。

- III. 権利制限議論の拡大
 1. 「利用」と「対価」の構造を壊すもの、即ち、権利者の許諾がなくても

無償で「利用」できるという発想 — 著作物の価値の否定

2. 現行の権利制限規定はデジタル時代に相応しいか
3. 抽象的権利制限規定導入の考え方と基本的価値実現方法

IV. 結び

著作権の価値を守るための原点への回帰

出版の現在

平井彰司
筑摩書房 編集局
2010年5月10日
文化審議会著作権分科会基本問題小委員会

出版産業の現状

出版産業2009

- 出版社数 : 3979社
- 推定売上金額 : 1兆9356億円
(書籍9492億円、雑誌1兆864億円)
- 推定販売部数 : 約34億冊
(書籍7億冊、雑誌17億冊、コミック10億冊)

※参考データ:A中古書店販売部数:2億7852万冊
公共図書館個人向け貸出部数:6億9164万冊
大学図書館個人向け貸出部数: 3070万冊

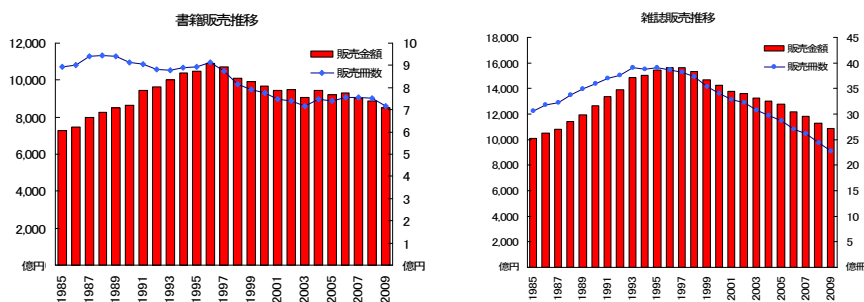
出典:3省合同懇談会「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用に関する関連資料」

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

2

市場規模の推移

- 取次ルート経由の販売実績



ピーク時の1996年、2兆6564億円から27%の減少

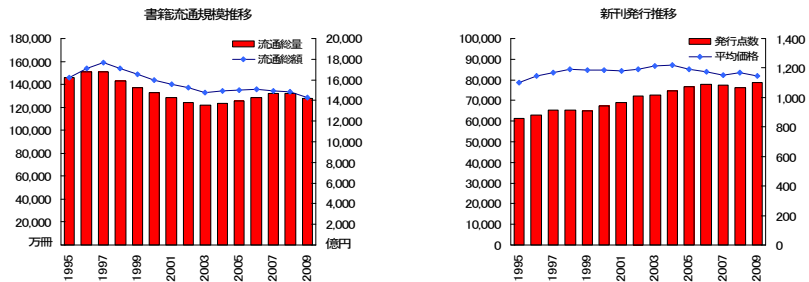
出典:『2010出版指標年報』出版科学研究所

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

3

書籍出版の現在

■ 書籍の総流通と新刊点数



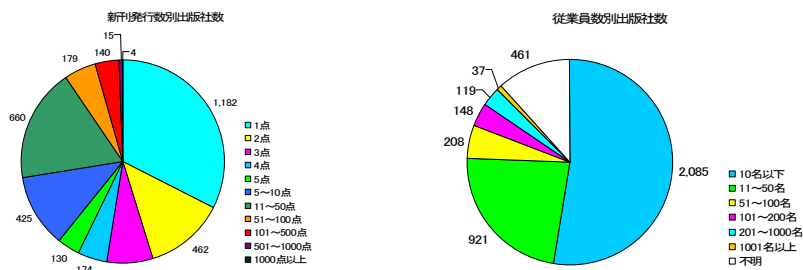
総流通が減少する一方で新刊点数は着実に増加
1995年の6万1302冊から2009年は7万8555冊に

出典:『2010出版指標年報』出版科学研究所

出版社の実態

■ 出版社の企業規模

1997年:4612社 → 2008年:3979社



多くの出版社の存在により出版物の多様性が確保されている反面
そのほとんどは零細で経営基盤は脆弱

出典:『出版年間2009』出版ニュース社

関連事業

■ 広告

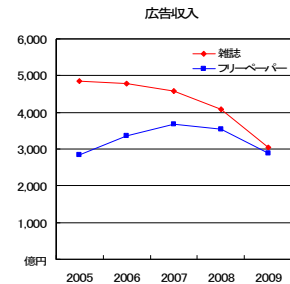
他の既存メディアと同様に大幅な落込み
雑誌広告費は2005年の4842億円から2009年には3034億円と37%のダウン

■ ライツ・ビジネス

映像出資やキャラクター・ビジネスなど、国際競争力のある分野だが、コミックや一部のエンターテインメント作品に限られる

■ 教育産業

少子化で市場縮小、競争激化



出典：『2010出版指標年報』出版科学研究所

国際比較 I

■ 米国(2007年)

書籍総売上高：242億5500万ドル
書籍総出版点数：18万5969点
平均表示価格 ハードカバー :83.357087ドル
 ソフトカバー :38.00ドル
 ペーパーバック : 6.41ドル

■ 英国(2008年)

書籍総販売価格：17億5200ポンド
書籍総販売部数：2億3570万部
総出版点数：13万3224点
平均販売価格：7.43ポンド
※上位10グループで国内市場の60.2%を占める

国際比較Ⅱ

■ ドイツ(2008年)

書籍販売企業の総売上高:96億1400万ユーロ

総出版点数:9万4276点

初版本平均単価:24.62ユーロ

出版社数:1804社

■ フランス(2007年)

出版社の合計売上高:71億5000万ユーロ

総出版点数:6万376点

※上位12グループで売上高の78.9%、

上位5グループで出版点数の28.7%を占める

出典:『出版年間2009』出版ニュース社、「出版ニュース」2010年5月上旬号

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

8

出版社の役割

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

9

書籍出版の一例 I

- 企画立案から入稿まで
 - 執筆依頼
 - 著作者のサポート
 - 原稿の読込み
 - 著作者へのフィードバック
 - 原稿完成
 - 用語・用字の統一等
 - 組方指定
 - 写真・挿画の手配
 - 入稿
 - 図表・解説等の準備
- 組上りから校了まで
 - ゲラ出力
 - 校閲者チェック
 - 各種権利処理
 - 著者校
 - 書名最終確認
 - 造本・装丁進行
 - 原価試算
 - 帯コピー・デザイン決定
 - 校了

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

10

書籍出版の一例 II

- 印刷から頒布まで
 - 印刷・製本会社手配
 - マーケティング
 - 類書の実績調査
 - 初刷部数・価格決定
 - 市場予測
 - 宣伝計画立案
 - 配本計画策定
 - 取次店との意見交換
 - 刊行
- 刊行以後
 - 書誌情報整備
 - メディアへのパブリシティ
 - 売行把握
 - 増刷計画検討
 - 出版各賞へのノミネート
 - 受注・返品管理
 - 在庫調整
 - 二次使用への対応
 - その他

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

11

商業出版物の分類例

- 書籍
 - 一般書(文芸書、教養書、実用書)
 - 専門書(人文科学、社会科学、自然科学)
 - 芸術書(画集、写真集、書)
 - 児童書(絵本、仕掛本)
- 雑誌
 - 一般誌・専門誌
 - 学術ジャーナル
- コミック(漫画雑誌を含む)
- 教育書(学校教科書、学習教材)
- 辞書・辞典類
- その他(地図、楽譜、法令集等)

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

12

出版社の機能の一例

- | | |
|---------|-----------|
| ■ 才能の発見 | ■ 著作者との対話 |
| ■ 法令確認 | ■ 権利処理 |
| ■ 紛争解決 | ■ 対外窓口 |
-
- | | |
|-----------|-------------|
| ■ 研究成果の集成 | ■ 最終テキストの確定 |
| ■ フィルタリング | ■ オーソライズ |

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

13

出版界のプレイヤーたち

- 出版社
- 取次店
- 印刷・製本会社
- 書店
- 写真家
- 装丁家
- ライター
- イラストレーター
- デザイナー
- 各種プロダクション
 - 編集、翻訳、校閲、デザイン、DTP、営業代行 他

出版物のデジタル化

電子書籍Ⅰ

■ 年譜

- 1997年 光文社電子書店オープン
- 2000年 電子文庫パブリ サービスイン
- 2003年 ケータイ向け配信スタート
- 2004年 ソニー、松下 電子書籍専用端末発売
- 2006年 携帯コミック市場100億円到達
電子書籍取次 事業開始
- 2008年 iPhone3G国内発売
- 2010年 日本電子書籍出版社協会発足

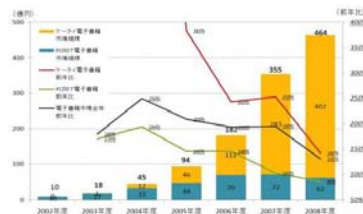
© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

16

電子書籍Ⅱ

■ 市場特性

- 市場規模(2008年) :464億円(対前年比131%)
 - 内訳:ケータイ402億円、PC62億円
 - 内訳:コミック350億円、文芸60億円、写真集53億円
- 推定タイトル数:15万タイトル
- 3キャリア合計公式サイト数:1000以上
- 年代比
 - PC → 30代中心
 - 携帯 → 20代中心
- 男女比
 - PC 男性7割:女性3割
 - 携帯(文芸) 男性3割:女性7割
 - 携帯(コミック) 男性4割:女性6割



出典:『電子書籍ビジネス調査報告書2009』『電子コミックビジネス調査報告書2009』インプレスR&D

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

17

電子書籍Ⅲ

- 様々な課題(思いっくままに)
 - 豊かな日本語表現の追求
 - 字形(正字・俗字・略字、異体字)、書体
 - 組版ルール(禁則、ルビ、圏点、角書き、返り点、縦中横、字下げ、段組、箱組、欧文混在)
 - デジタル特有の機能の実現
 - 拡大・縮小(リフロー)
 - 検索、マーク、リンク
 - 多様なデバイスへの対応
 - 各種ブックリーダー、ポータブル・ゲーム機
 - 収益モデルの構築
 - 課金決済システム(少額決済、高セキュリティ、手数料フリー)
 - 認証システム(デバイスフリー・OSフリー、個人情報保護)
 - DRM(コピー制限、アクセス制限、違法流通トレーサビリティ)
 - その他

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

18

電子出版

- 電子辞書
 - 販売金額:約413億円、販売台数:250万台
(2800年、国内出荷実績)
- ウェブ・マガジン
 - 実証実験、課金モデル・広告モデル、標準ワークフローの構築
- Eラーニング
 - 電子教科書、遠隔地教育
 - デジタル・デバイス対策、ネット・リテラシー教育
- 電子ジャーナル
 - エルゼビア、シュプリングー等
 - 日本語市場の可能性検討
- データベース・サービス

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

19

海外事情

- Amazon
 - Kindle, Search inside !
- Apple
 - iPad + iBookStore
- Google
 - Google Edition
- Press
 - Wall Street Jurnal, New York Times
- Others
 - Micro Soft, Adobe Systems

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

20

大規模デジタル化の行方

- ゲーグル
 - ブック検索訴訟和解案
- 国立国会図書館
 - 保存のためのデジタル化

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

21

出版者の権利

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

22

出版権

- 著作権者との設定行為による
 - 契約の締結が必要、つまり著作権者の一存
 - 保護期間満了した作品や著作権のない出版物は、どんなに労力がかかっている場合でもコピーされ放題
- 著作権者の複製権の一部が移転される
 - 出版行為によって新たな権利が生み出されるわけではない
- 印刷に類する方法に限られる
 - デジタルな利用には無力
- 出版社が行っている仕事と出版社がおかれている状況には対応できない

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

23

海外の事例

- 英国(オーストラリア等にも類似規定あり)
 - 「発行された版の印刷配列」を著作物として保護
 - 保護期間は最初に発行されてから25年間
- ドイツ(イタリア等にも類似規定あり)
 - 保護期間満了した作品や著作物でない場合でも、学術的な整理の成果を示し、既存の刊行物と区別される「学術的刊行物」を著作物として保護
 - 保護期間満了後に初めて公刊される著作物を「遺作著作物」として保護
 - 保護期間は発行後25年間

著作権審議会第8小委員会 I

- 経緯
 - 1985年7月、著作権審議会第47回総会で設置を決定
 - 1985年9月、第1回会議開催
 - 1988年10月、中間報告書公表
 - 1990年6月、報告書公表
 - 会議開催45回、WG開催3回に及ぶ

著作権審議会第8小委員会Ⅱ

■ 報告書の概要①

- 出版社の出版行為
 - 出版者は、発意と責任をもって出版物の企画から発行に至る活動を全体として行う行為、すなわち出版行為を行う者である。出版者は、このような出版行為により、著作物の公衆への伝達上重要な役割を果たしている。
- 出版物の複写利用
 - 出版物の複製は、今日、複写機器を用いることにより、極めて簡易に、かつ、低廉に行えるようになってきている。これに対して、現在、出版者は、その出版物の無断の複写利用を阻止し、あるいは、その利用者から一定の対価を受けることができるような権利は、原則的に、与えられていない。このような事態が生じることにより各種出版活動の安定性が損なわれる場合においても、現行制度上、出版者は、自己の固有の権利を行使して適切な対応をとる立場にはなく、出版活動、ひいては我が国における文化の発展上、憂慮される状況にある。

著作権審議会第8小委員会Ⅲ

■ 報告書の概要②

- 出版者の権利の必要性
 - 出版者は、出版行為により、著作物の伝達上重要な文化的役割を果たしている。出版行為により、著作物の伝達上果たしている出版者の重要な役割を評価し、既存の出版権の設定の制度に加えて、出版者に、その出版物の複写を中心とした複製についても一定の権利を認めることが必要であると考え。新たな技術的進歩等に対応した出版者の保護を期し、その出版活動の安定と活発化を図ることによって、著作物の社会への伝達を促進し、文化の発展に寄与するものと考え。
- 出版社の権利の性格
 - 出版行為により著作物の伝達上果たしている役割の重要性を評価して、技術的進歩等に対応して新たに出版者の保護を図るものであって、実演家、レコード製作者等の保護と同様に著作隣接権制度の中に位置付け得るものであること。簡易に複製されることに対して、出版活動の安定性を確保できるようにするための権利であること。

著作権審議会第8小委員会Ⅳ

■ 報告書の概要③

□ 出版者保護の内容等

- 複写機器の発達・普及の状況に対応し、出版行為により著作物の伝達上果たしている役割の重要性を評価して、新たな保護を図るものであることから、出版者の出版行為が権利の目的となると考えられる。ただし、具体的な利用行為においては、出版物の版面が利用されることから、実際上は、出版物の版面の利用に関して権利を認めることにより、出版行為を保護することになると考える。
- いわゆる「電子出版」においては、出版という専門的な行為が個人や企業内において簡易に行えるようになるほか、情報が通信回線により提供できることにもなり、版面を媒体とした情報の提供という形での出版行為の様相が将来変化することも予想される。出版者が電子により著作物を伝達する場合の保護について、どのような利用に対して権利を認めるべきかについては、「電子出版」に関する技術の開発が目覚ましく進展しつつある現時点では、将来を見通した判断が難しいところから、今後の課題として別途検討することが適当であると考ええる。

その後の20年Ⅰ

■ デジタル・ネットワーク社会の爛熟

□ クラウド化、ソーシャル化

- いつでも、どこでも、多くの人と繋がっている状態
- 口コミによるメガヒット増加×作品の断片化が加速

□ ナップスター、ユーチューブ

- 著作権侵害のカジュアル化、スピード化、大規模化、状態化
- 合法ビジネスへのシフト×回復されない被害

□ フリー、オプトアウト

- ゲーグル的文化
- コンテンツ価値の下落×サスティナビリティの終焉

その後の20年Ⅱ

- 出版物の二次利用の拡大
 - 対外翻訳、原作使用
 - 条件交渉、各国・業界別慣習・相場観の把握
 - 作品イメージの維持、向上
 - 朗読、障害者支援
 - 利用の質・規模による許諾条件のボーダー設定
 - ウェブ利用
 - 一般ユーザーに対する許諾業務の増加
 - 侵害対策(防止、摘発、中止要請、法的解決)
 - 電子書籍
 - 第三者によるフリーライドの防止
 - ビジネスモデル確立のためのリソース投下

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

30

様々な課題

- 権利の束としての出版物
 - どんな場合でも、1冊の本には多様な権利者や事情が存在する
 - それらをきちんと把握しているのは出版社だけ
 - 手っ取り早くアウトソーシングするのは不可能
- 紛争発生時の当事者適格
 - 侵害行為に対処しようにも当事者としての適格性がない
 - 訴えられる時は出版社も一緒、裁判の結果如何では賠償義務を負う
- 出版コンテンツの多チャンネル展開
 - 出版物をより積極的に活用していくためには、利用のシーンでも出版社がプロデューサー的機能を果たすことが必要
 - メインのプレーヤーとして自由に動くためにも固有の権利が不可欠
- 権利なき義務、自由なき責任
 - このままだと出版産業自体が保たない(理由は複合的)
 - 日本から出版文化が消えてしまう

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

31

いくつかの選択肢

- 出版権の拡張
 - 第三者許諾が不可能なため、デジタル利用で一般的なライセンス契約ができない
 - 品切、絶版の概念がない電子出版やオンデマンド出版に強固な独占性を持つ出版権が相応しいのか？
- 信託譲渡契約
 - 出版物に係わる権利の総量は増えない
 - 他社の権利を受託したり、委託したりすることには抵抗があるなかで、実際に契約の締結を推進していくことが可能なのか？
- 著作隣接権
 - 著作権者の権利を減じることはない
 - 保護期間内の著作物以外にも効力が及ぶ
 - 固有の権利の活用に関しては自らの意志のみに基づいて行える
 - 侵害者に対して、自身の判断で提訴を背景に交渉に臨める

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

32

著作隣接権

- 権利に関する試案(非常にざっくりとした私案)
 - 権利の対象
 - 出版物の組版面(固定された組版面と当該組版面を表示・再生させたデータおよびその完成途上にあるデータ)
 - 出版物自体(従来の出版物と組版面データを利用して作成された電子出版物)
 - 権利の内容
 - 固定された組版面にあつては複製権のうち複写(スキャナーでの取込を含む)による行為
 - 従来の出版物にあつては譲渡権と貸与権
 - 組版面データと電子出版物にあつては複製権のうち電子的・磁氣的または光学的手段によるもの、および送信可能化権、譲渡権、貸与権
 - 保護期間
 - レコード制作者に準ずる
 - 一定の期間を区切つての訴求適用が望ましい
 - 権利の行使
 - 許諾権を基本としながら、利用の態様によっては一部に報酬請求権も採り入れる
 - 権利制限
 - レコード制作者に準ずる
- ※ 出版権については現状のままとする

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

33

隣接権者として

- 権利者・ユーザー双方が満足するシステムの構築
 - 多チャンネルでの展開を推進
 - 利用ルール、ガイドラインの策定
 - 集中管理機構の設立
 - ワンストップサービスの実現
 - 他産業とのオープンな連携
 - 時代に即した日本の文化・学術・言論の向上に寄与
- 著作権制度の維持、発展への取り組み
 - 悪質な侵害行為への毅然とした対応
 - 著作権教育、啓蒙活動への積極的行動
 - 多様な著作権流通への主体的関与

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

34

どうもありがとうございました。
ご意見、ご質問はいつでも承ります。

また、お会いできる日を楽しみにしています。

© Shoji HIRAI 2010 All Rights Reserved.

35

デジタル・ネットワーク時代の 新しいサービスと課題

平成22年5月10日
文化審議会著作権分科会 基本問題小委員会

日本放送協会
ライツ・アーカイブスセンター
石井亮平 梶原 均

1

1 基本的な考え方

■方針3. 放送・通信融合時代の新しいサービスで、公共放送の役割を果たします。

- **新サービス「NHKオンデマンド」(20年12月開始予定)をさらに充実します**
 - 「見逃し番組」、「特選ライブラリー」(過去のドラマ等)をインターネットで有料配信する動画サービスを拡大・充実
- **「いつでも、どこでも、もっと身近に」(“3-Screens”)を実現します**
 - さまざまな年齢層の視聴者のみなさまが、テレビ、パソコン、携帯端末等 自ら選んだメディアで、いつでも、どこでも、NHKの信頼できる確かな情報・コンテンツを見られる利用環境を整備
 - ex. 緊急災害報道と連携し、携帯端末に安心情報を提供
 - ex. 教育番組に連動したデジタル教材や、双方向学習ができるデジタルコンテンツ 等
 - さまざまなメディアで人と人、人と社会を結ぶ“公共の広場”の役割を果たす
 - ex. インターネットや携帯で視聴者のみなさまが安心して情報発信、意見交換できるネット広場を提供
- **放送・通信融合時代を先導する技術の研究・開発を推進します**
 - 衛星放送を使ったスーパーハイビジョンや高速ダウンロードサービス等の開発をめざす
 - 新たな放送技術につながる人間科学や材料・デバイス等の基礎研究を強化

「いつでも、どこでも、もっと身近に」(“3-Screens”)



3

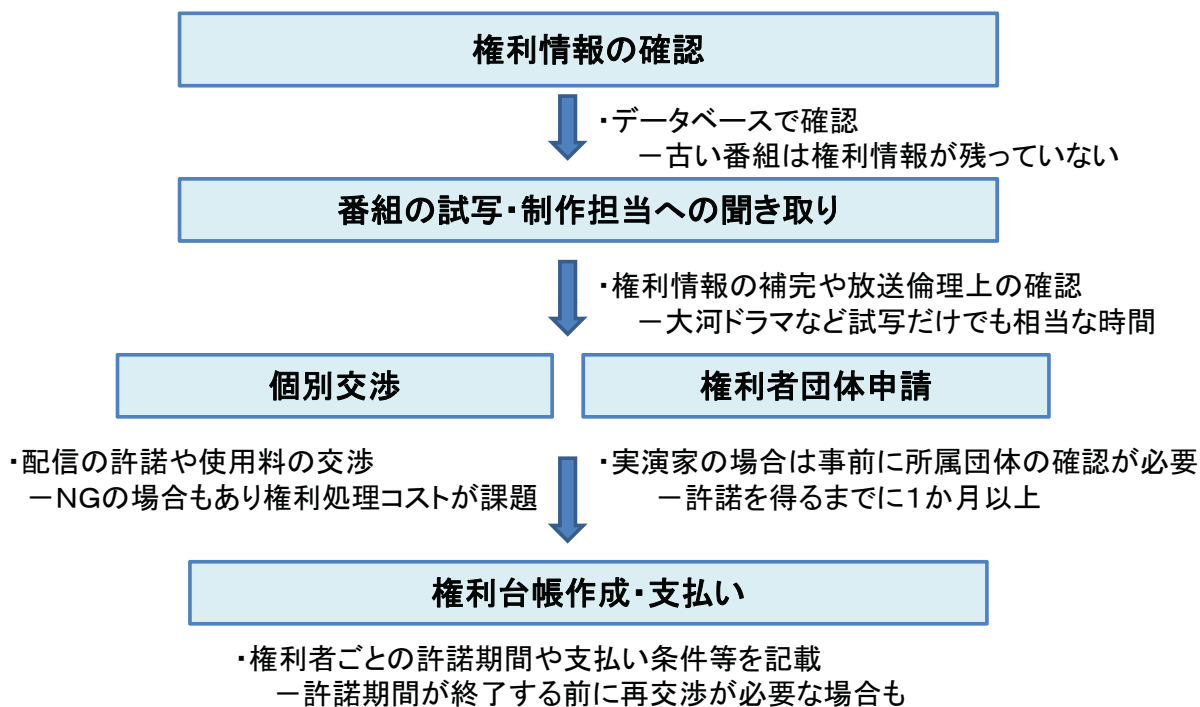
2 NHKオンデマンド

見逃し番組 毎日15~20番組程度提供、平成21年度提供実績 7,233番組
 特選ライブラリー 現在2,500件以上視聴可能
 ニュース 毎日5番組(平日)提供、平成21年度提供実績 1,552番組
 ※登録会員数 41万人(平成22年3月末)

順位	波	見逃し番組(21年度)	ビュー
1	G	第60回NHK紅白歌合戦 後半	26,835
2	G	第60回NHK紅白歌合戦 前半	17,661
3	G	大河ドラマ 龍馬伝 第11回 土佐沸騰	10,864
4	G	大河ドラマ 龍馬伝 第12回 暗殺指令	9,500
5	G	大河ドラマ 龍馬伝 第10回 引きさかれた愛	9,375
6	G	大河ドラマ 龍馬伝 第1回 上土と下土	8,996
7	G	プラタモリ 六本木	6,431
8	G	大河ドラマ 龍馬伝 第6回 松陰はどこだ?	6,282
9	G	大河ドラマ 龍馬伝 第9話 命の値段	6,134
10	G	大河ドラマ 龍馬伝 第2回 大器晩成?	6,125
11	G	スペシャルドラマ 坂の上の雲 第1回	5,517
19	G	Nスペ 魔性の難問 リーマン予想	4,545
25	G	Nスペ 永田町・権力の興亡 第1回	3,469
30	G	マイケル・ジャクソン“KING OF POP”の軌跡	3,200
37	S1	バンクーバー五輪 フィギュア女子S	2,946
38	S2	BS熱中夜話 マイケル・ジャクソン 前編	2,935
53	HV	ハイビジョン特集 羽田空港大百科 A to Z	2,626
96	E	地球ドラマチック 太陽系の果てまで8兆キロの旅	1,979
1000			657
2003			427
4989			161
7306			15

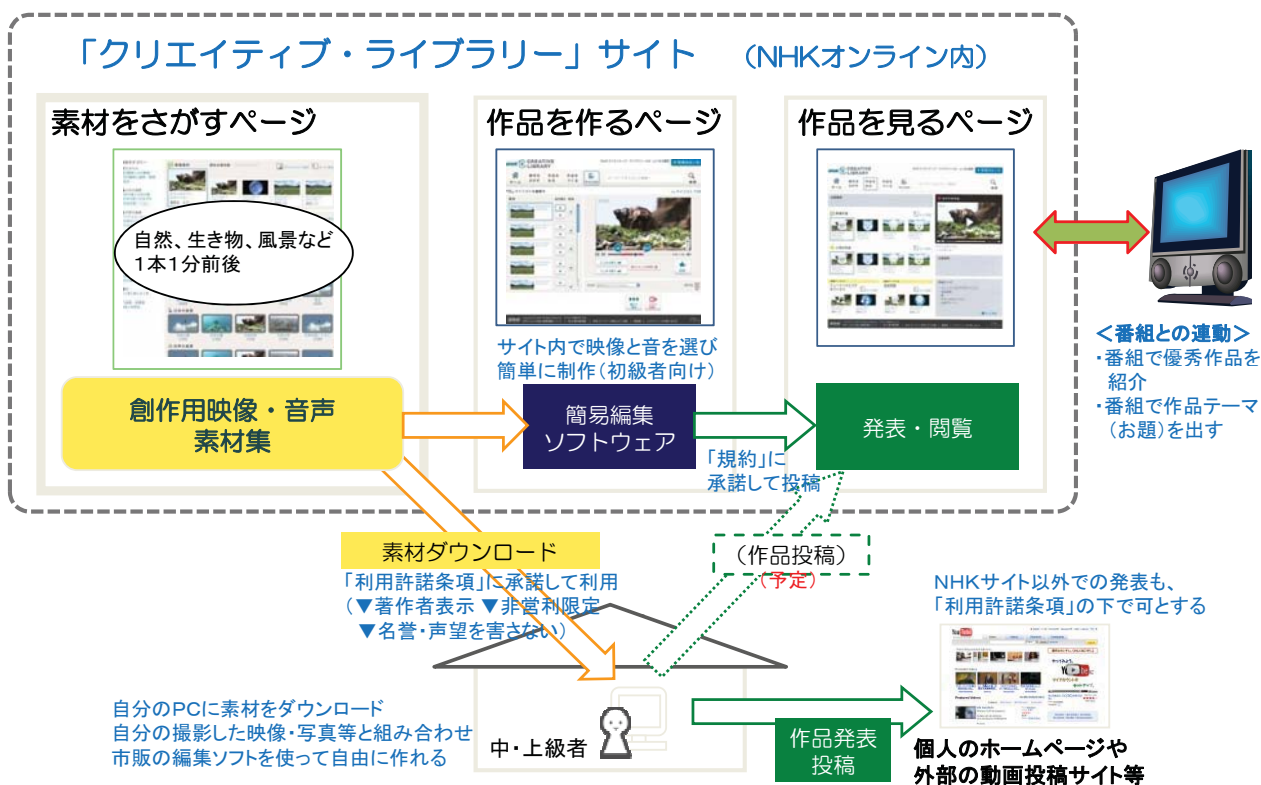
順位	特選ライブラリー(21年度)	放送	ビュー
1	Nスペ 沸騰都市 第1回 ドバイ	2008	45,193 *
2	連続テレビ小説 ちゅらさん 第1回	2001	43,704 *
3	冬のソナタ 第1話 出会い	2003	36,866 *
12	土曜ドラマ ハゲタカ 第1回	2007	13,070
17	土曜ドラマ ハゲタカ 最終回	2007	9,829
20	Nスペ 地球大進化 第1集 生命の星	2004	8,154
23	Nスペ 100年の難問はなぜ解けたのか	2007	7,813
26	Nスペ 地球大進化 第2集 全球凍結	2004	4,231
27	Nスペ 宇宙 第7集	2001	4,016
30	Nスペ 映像の世紀 第4集 ヒトラーの野望	1995	3,776
31	BS熱中夜話 マイケル・ジャクソン 1 前編	2009	3,397
34	ハイビジョン特集 宇宙ロマン 46億年の物語	2006	3,065
35	Nスペ 女と男 最新科学が読み解く性 第1回	2009	3,044
36	その時歴史が動いた 運命の瞬間 東郷ターン	2000	3,012
43	松本清張シリーズ ザ・商社 第1回	1980	2,511
81	ステージ101 最終回 涙をこえて	1974	1,592
172	N特 永平寺	1977	1,018
182	新日本紀行 ~秋田・青森県境 矢立峠~	1970	978
501			462
1000			235
2009			89
3039			1

NHKオンデマンド(特選ライブラリー)の権利処理



5

3 NHKクリエイティブ・ライブラリー



4 アーカイブスの学術利用

NHKアーカイブス
トライアル研究提案募集

▶実行委員会からのメッセージ
 ▶募集要項 ▶コンテンツの種類と閲覧方法
 ▶応募用紙の記入方法 ▶応募用紙 ▶お問い合わせ

NEWS 第2期分 研究提案募集中 (3/31まで)
 第1期分 審査結果 発表

NHKのアーカイブスには番組数70万、ニュース項目480万という膨大な放送資産が蓄積されています。この資産を大学等の研究者の方々にもご利用いただくため、専門の先生方のご協力を得て、試行的に『トライアル研究』を実施することになりました。大学教員、研究者、大学院生の皆様からの積極的なご参加をお願いいたします。『トライアル研究』においては、川口市にあるNHKアーカイブスの施設を利用

7

5 課題の解決に向けて

	課題	解決に向けて
権利処理ルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の権利処理が必要に ・不明権利者の発生が不可避 ・事業者間の利害調整 ・公共目的・非商用利用の円滑化 ・放送と通信で異なる規定・ルール 	関係者(業界)全体の体制整備の推進 ・当事者(権利者と利用者)によるルール作り ・集中管理の一層の推進 ・「マルチユース契約」の推進、「権利情報データベース」の整備
制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・放送と通信で異なる規定・ルール(権利の内容、制限規定) 	より「使いやすい」「わかりやすい」著作権制度 ・法制度、運用ガイドラインの整備 (放送と通信の融合、公共的サービス、不明権利者)
国際的な調和	<ul style="list-style-type: none"> ・国によって異なる規定・ルール(流通促進、不正利用対応) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な協議推進(国、放送連合*、管理団体 等) *WIPO放送機関条約に向けた世界の放送連合の取組み *コンテンツ流通促進のための欧州放送連合(EBU)提案「強い権利と容易なアクセス(Strong rights, easy access)」



コンテンツの提供・情報伝達・アーカイブ資産の活用など、
 様々な分野で国民の幅広いニーズに応えられるための仕組み作りが必要

参考文献:「NHKオンデマンドの1年」梶原 均 (「コピーライト」2010年3月号、著作権情報センター)
 「NHKオンデマンド 著作権等の契約ルールと今後の課題」石井亮平 (同 2009年5月号)
 「NHKアーカイブスの新しいサービスと著作権・契約上の課題」石井亮平 (同 2010年2月号)

フジテレビのネット配信について

2010年 5月10日

株式会社フジテレビジョン

著作権部

1 概要

(1) フジテレビによる映像コンテンツネット配信

① 地上波放送したテレビ番組のネット配信

・2008年11月～

いつでもTVどこでもTV

② その他の映像コンテンツのネット配信

・2005年7月～

1 概要

(2) いつでもTVどこでもTV ((1)①)について

① 見逃し配信

【例】	1話ずつ購入	: 315円(税込)	視聴期間:8日間
	全話パック	: 1,575円(税込)	視聴期間:放送クール の翌月末まで

② アーカイブ配信

【例】	1話ずつ購入	: 315円(税込)	視聴期間:8日間
	全話パック	: 1,575円(税込)	視聴期間:30日間

1 概要

(3) いつでもTVどこでもTV / ワンコイン祭

① ドラマレジェンド ワンコイン祭

『東京ラブストーリー』、『101回目のプロポーズ』、『メイちゃんの執事』、『BOSS』など、選りすぐりのフジテレビドラマ20作品を、1話100円、全話パック500円のワンコインで一挙配信

1話ずつ購入	: 100円(税抜) ←(通常300円)	視聴期間:8日間
全話パック	: 500円(税抜) ←(通常1,500円)	視聴期間:30日間

1 概要

(3) いつでもTVどこでもTV / ワンコイン祭

② 古畑任三郎 ワンコイン祭

1話ずつ購入	: 100円(税抜) ←(通常300円)	視聴期間: 8日間
第1シリーズパック	: 500円(税抜) ←(通常1,500円)	視聴期間: 14日間
第2シリーズパック	: 500円(税抜) ←(通常1,500円)	視聴期間: 14日間
第3シリーズパック	: 500円(税抜) ←(通常1,500円)	視聴期間: 14日間
スペシャルシリーズパック	: 500円(税抜) ←(通常1,500円)	視聴期間: 14日間
全作品パック	: 1,500円(税抜) (全37話)	視聴期間: 30日間
古畑+わが家パック	: 1,800円(税抜) ←(通常4,600円)	視聴期間: 30日間

1 概要

(4) 本店と支店

本店

フジテレビのホームページ
において配信

PC

モバイル

支店

提携事業者のプラットフォーム
において配信

TV-VOD系事業者

(J:COM オンデマンド / ひかりTV 等)

ISP系事業者

(BIGLOBE / OCN / Showtime 等)

2 権利処理

(1) 権利者

原作者

脚本家

作詞家・作曲家

レコード製作者

音楽実演に係る実演家

映像実演に係る実演家

借用素材に係る権利者

その他

(2) 配信態様

ストリーミング配信

or

ダウンロード配信

不正流通について

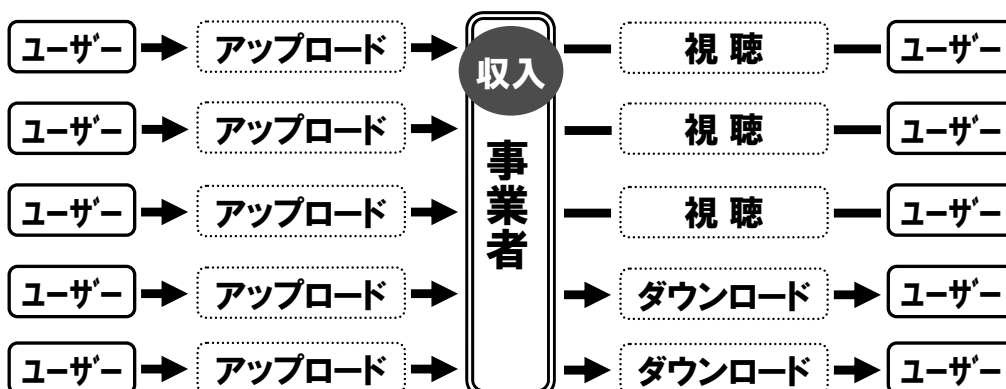
2010年 5月10日

株式会社フジテレビジョン

著作権部

1 不正流通の態様

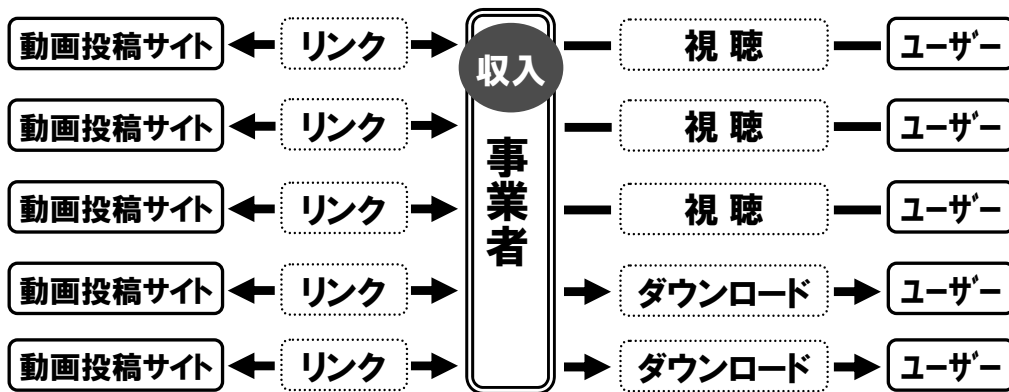
動画投稿サイト



※ 単に視聴させるだけでなく、違法動画ファイルの供給元としても機能している

1 不正流通の態様

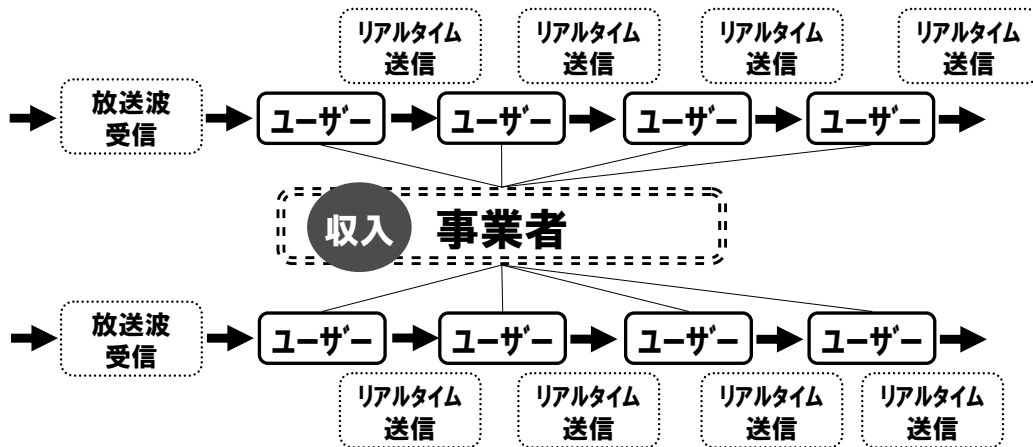
リーチサイト・まとめサイト



※ 単に視聴させるだけでなく、違法動画ファイルの供給元としても機能している

1 不正流通の態様

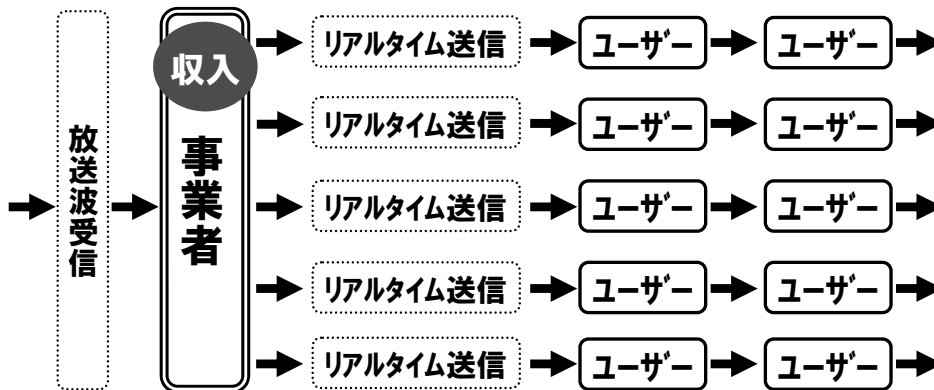
放送の違法リアルタイム再送信サービス (Peer to Peer 型①)



※ 放送波をユーザーに受信させ、ユーザー間をPeer to Peer 接続して送信する型

1 不正流通の態様

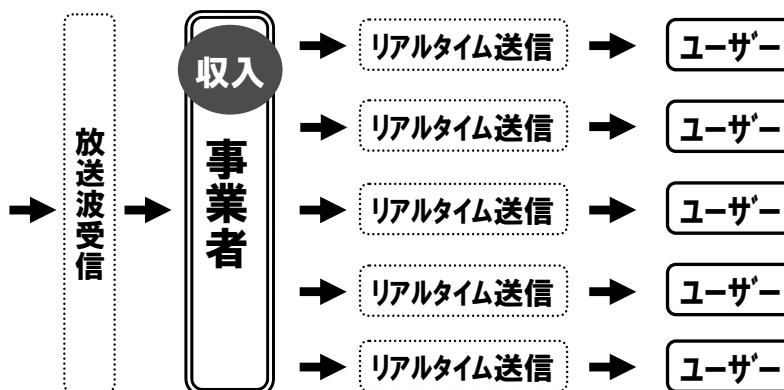
放送の違法リアルタイム再送信サービス (Peer to Peer 型②)



※ 放送波を事業者が受信し、ユーザー間をPeer to Peer 接続して送信する型

1 不正流通の態様

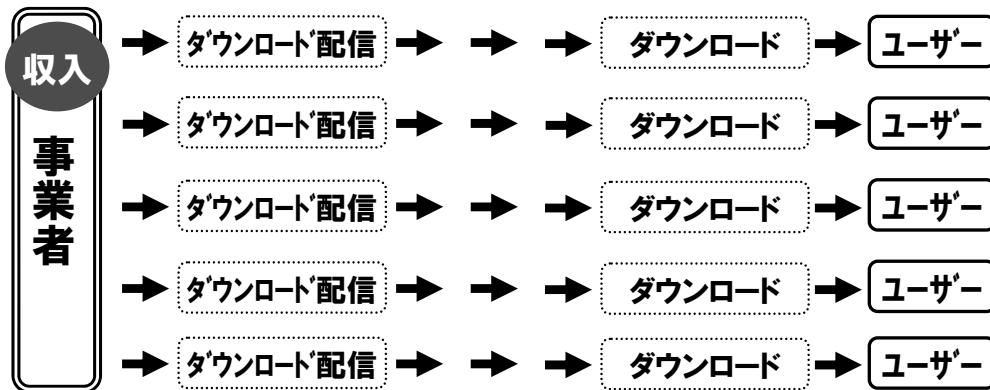
放送の違法リアルタイム再送信サービス (事業者送信型)



※ 事業者の関与の仕方には、様々なバリエーションがある

1 不正流通の態様

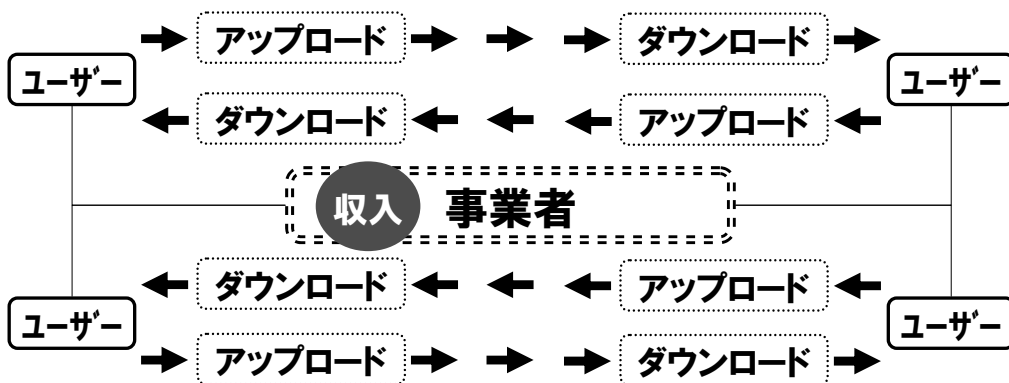
違法動画のダウンロード配信サービス



※ 事業者の関与の仕方には、様々なバリエーションがある

1 不正流通の態様

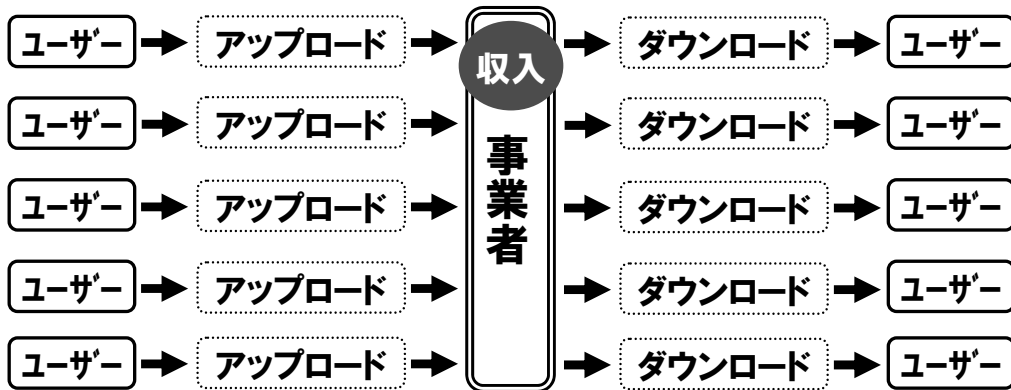
違法動画のファイル共有サービス (Peer to Peer)



※ BitTorrent におけるトラッカーサイトのように、流通過程で収益を上げる事業者も

1 不正流通の態様

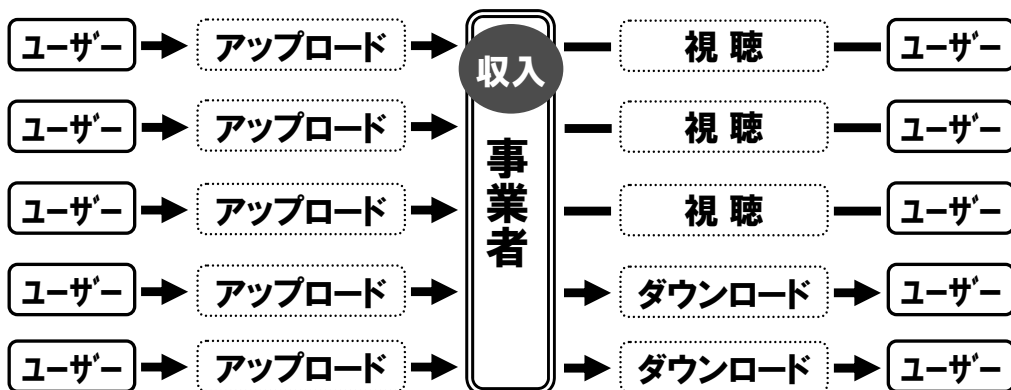
違法動画のファイルストレージサービス



※ 事業者の関与の仕方には、様々なバリエーションがある

1 不正流通の態様

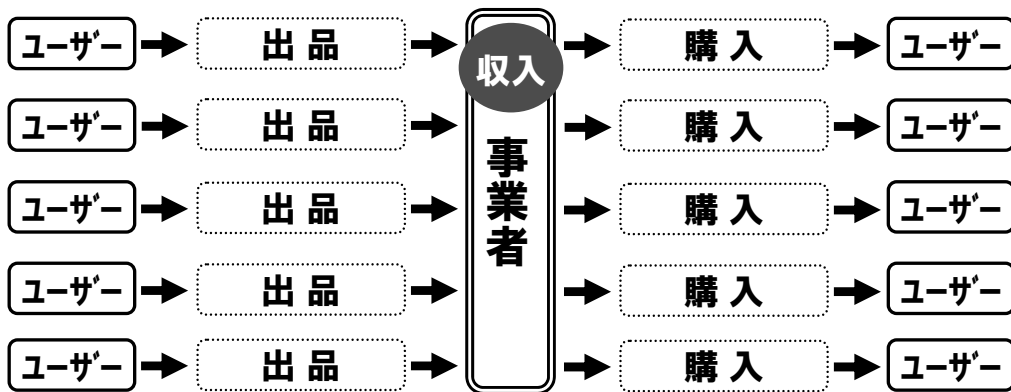
SNS・ブログ



※ 単に視聴させるだけでなく、違法動画ファイルの供給元としても機能している

1 不正流通の態様

インターネットオークションサイト



2 事業者の対応

権利者との窓口

- 窓口を設けていない
- 削除要請を全く受け付けない
- 削除要請に膨大な手間を要するようにしている

例： 様々な資料を要求し、それら資料が全て交付されなければ対応しない。

例： メールでの削除要請を受け付けず、WEB上のフォーム経由でのみ受け付け、かつ複数動画の削除要請ができないようにしている。例えば500の動画を削除要請するには、削除要請文言の入力や、会社名の入力など、同じ作業を500回繰り返さなければならない。

2 事業者の対応

メール等による警告・削除要請を受け付けた後の対応

- 受け付けた後、一切反応しない
- 更に追加資料を要求して結果的に削除しない
- 違法でないからと削除しない
- 削除要請を受けたもののうち一部のみ削除する
- 長期間経過した後に削除する
- いったん削除した上で復活させる

2 事業者の対応

なぜ事業者は警告・削除要請等に対応しないか

いかにすれば不正流通を減少させることができるか